

枚方市議会定例会議案書

(令和8年3月定例会月議会)



目 次

報告第19号	専決事項の報告について	…	1
	専決第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	2
	専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	4
	専決第17号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	6
	専決第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	8
	専決第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	…	10
議案第94号	令和7年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第11号）	…	12
議案第95号	令和7年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	…	103
議案第96号	令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第5号）	…	115
議案第97号	令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）	…	126
議案第98号	令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第5号）	…	134
議案第99号	令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第5号）	…	154
議案第100号	令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第5号）	…	163
議案第101号	枚方市工場立地法地域準則条例の制定について	…	178
議案第102号	枚方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	…	181
議案第103号	枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	…	191
議案第104号	枚方市基金条例の一部改正について	…	195
議案第105号	枚方市職員給与条例等の一部改正について	…	199
議案第106号	枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	…	221
議案第107号	枚方市附属機関条例の一部改正について	…	232
議案第108号	枚方市保健所事務手数料条例の一部改正について	…	236
議案第109号	枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について	…	240
議案第110号	枚方市臨時保育室条例の一部改正について	…	243
議案第111号	枚方市下水道条例の一部改正について	…	247
議案第112号	令和8年度包括外部監査契約の締結について	…	251
議案第113号	枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業請負変更契約締結について	…	255
議案第114号	財産（禁野小学校新校舎備品一式）の取得について	…	288
議案第115号	財産（市立小学校配膳室エアコン）の取得について	…	290
議案第116号	訴えの提起について	…	292
議案第117号	監査委員の選任の同意について	…	294
議案第118号	教育委員会委員の任命の同意について	…	295



専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 専決事項 和解及び損害賠償の額を定めることについて（5件）

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

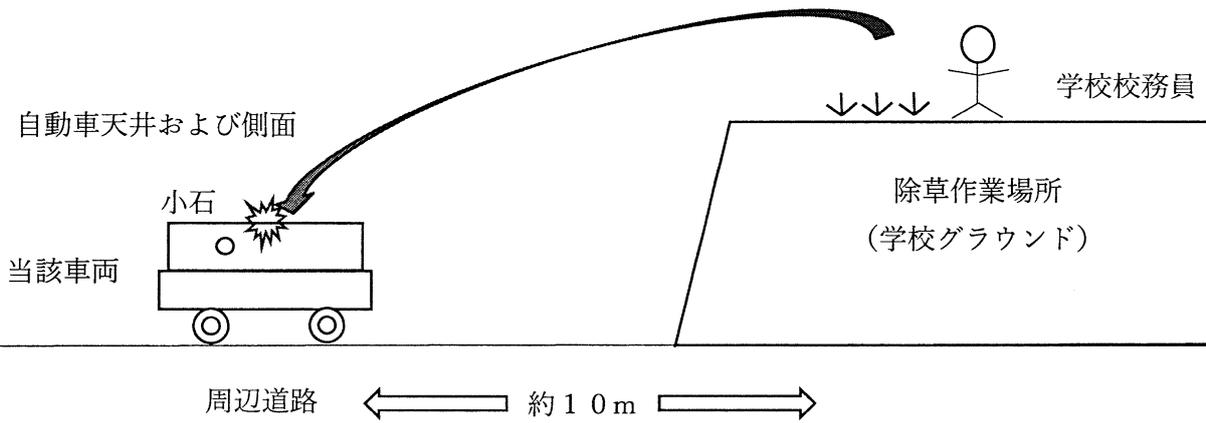
令和8年（2026年）1月28日専決

枚方市長 伏見 隆

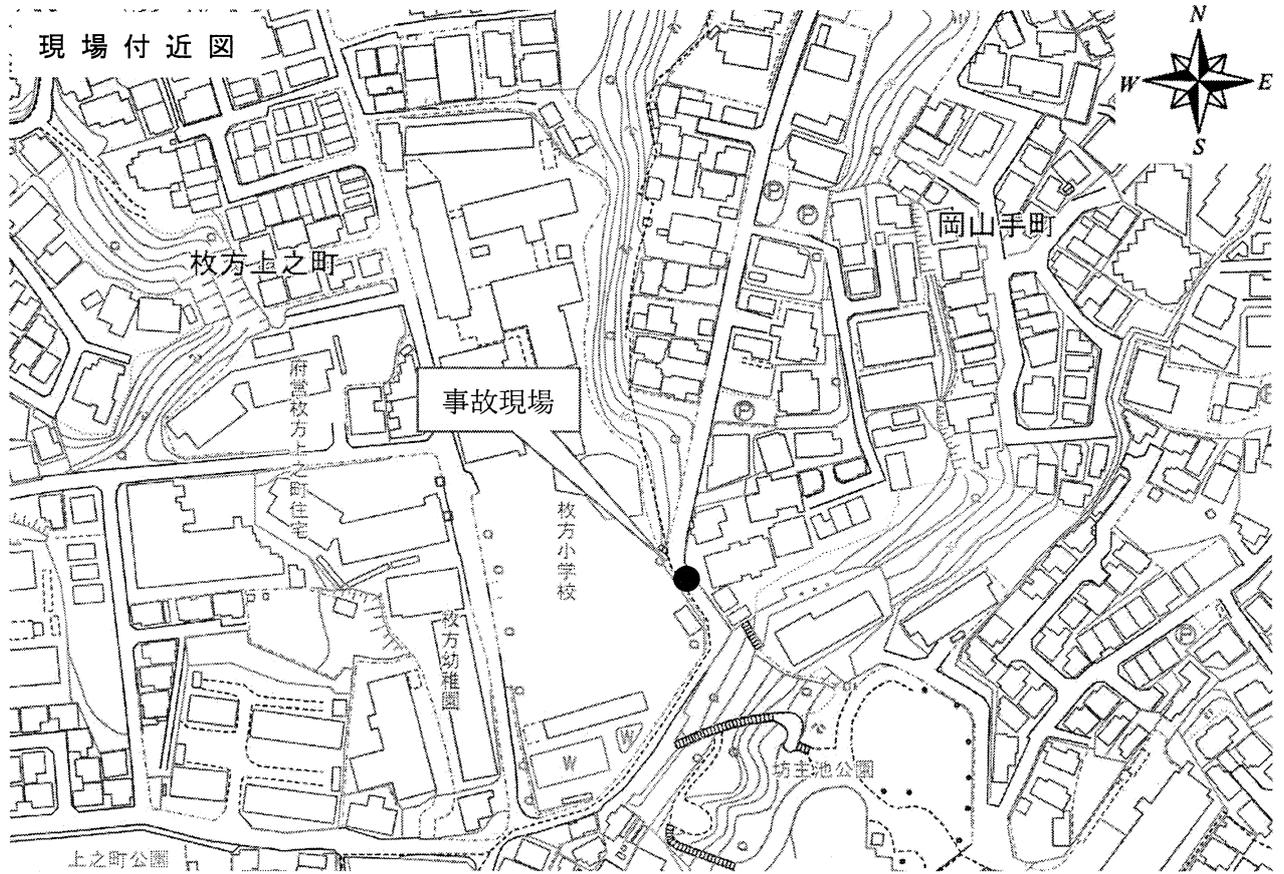
記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
  
2. 事件の内容 令和7年9月4日午前11時20分ごろ、市立枚方小学校グラウンド内のフェンス周辺を学校校務員が草刈り機で除草作業を行っていた際、小石が弾け飛び、同校周辺道路を走行中の枚方市在住者が所有する普通乗用車に当たり、同車天井および側面が損傷した事故である。
  
3. 賠償の額 金 1,368,562円
  
4. 和解の内容
  - (1) 本市は相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として金1,368,562円を支払う。
  - (2) 本件事故に関しては、(1)に記載するもの以外に、本市、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

現場見取図



現場付近図



和解及び損害賠償の額を定めることについて

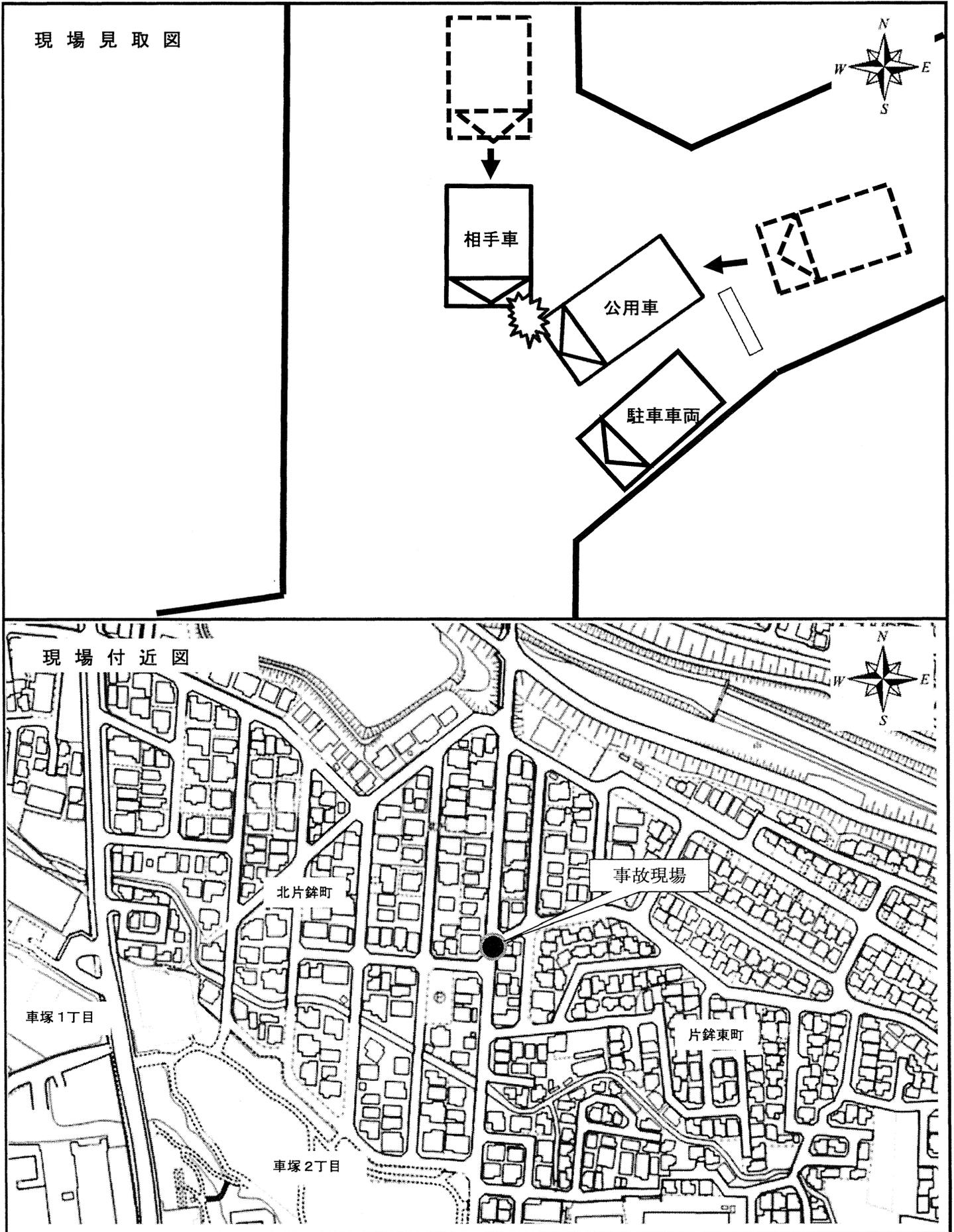
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年（2026年）2月1日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
2. 事件の内容 令和7年9月29日午前9時50分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型乗用車・大阪503の8156）を運転し、市道京阪片鉾第14号線を東から西へ走行中、片鉾東町19番5号付近の交差点を左折した際、北から南に直進してきた枚方市在住者が運転する軽乗用車の左前方部と接触し、同車が損傷した事故である。
3. 賠償の額 金 108,834円
4. 和解の内容
  - (1) 本市は本件事故に対する相手方への賠償金として、金108,834円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



和解及び損害賠償の額を定めることについて

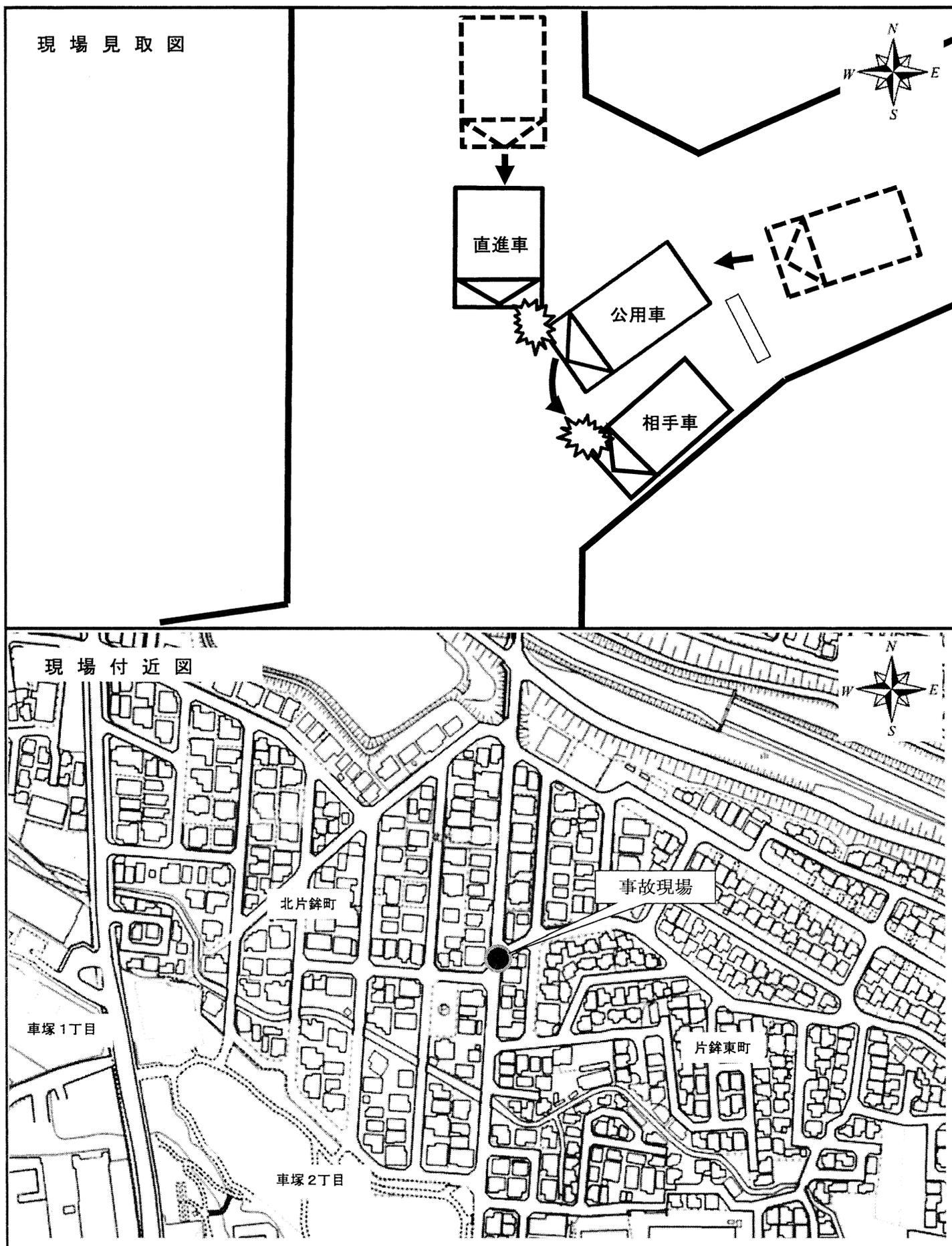
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年（2026年）2月1日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
2. 事件の内容 令和7年9月29日午前9時50分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型乗用車・大阪503の8156）を運転し、市道京阪片鉾第14号線を東から西へ走行中、片鉾東町19番5号付近の交差点を左折した際、北から南に直進してきた軽乗用車と接触した反動で、駐車していた枚方市在住者が所有する軽乗用車の右前方部と接触し、同車が損傷した事故である。
3. 賠償の額 金 724,662円
4. 和解の内容
  - (1) 本市は本件事故に対する相手方への賠償金として、金724,662円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。



和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

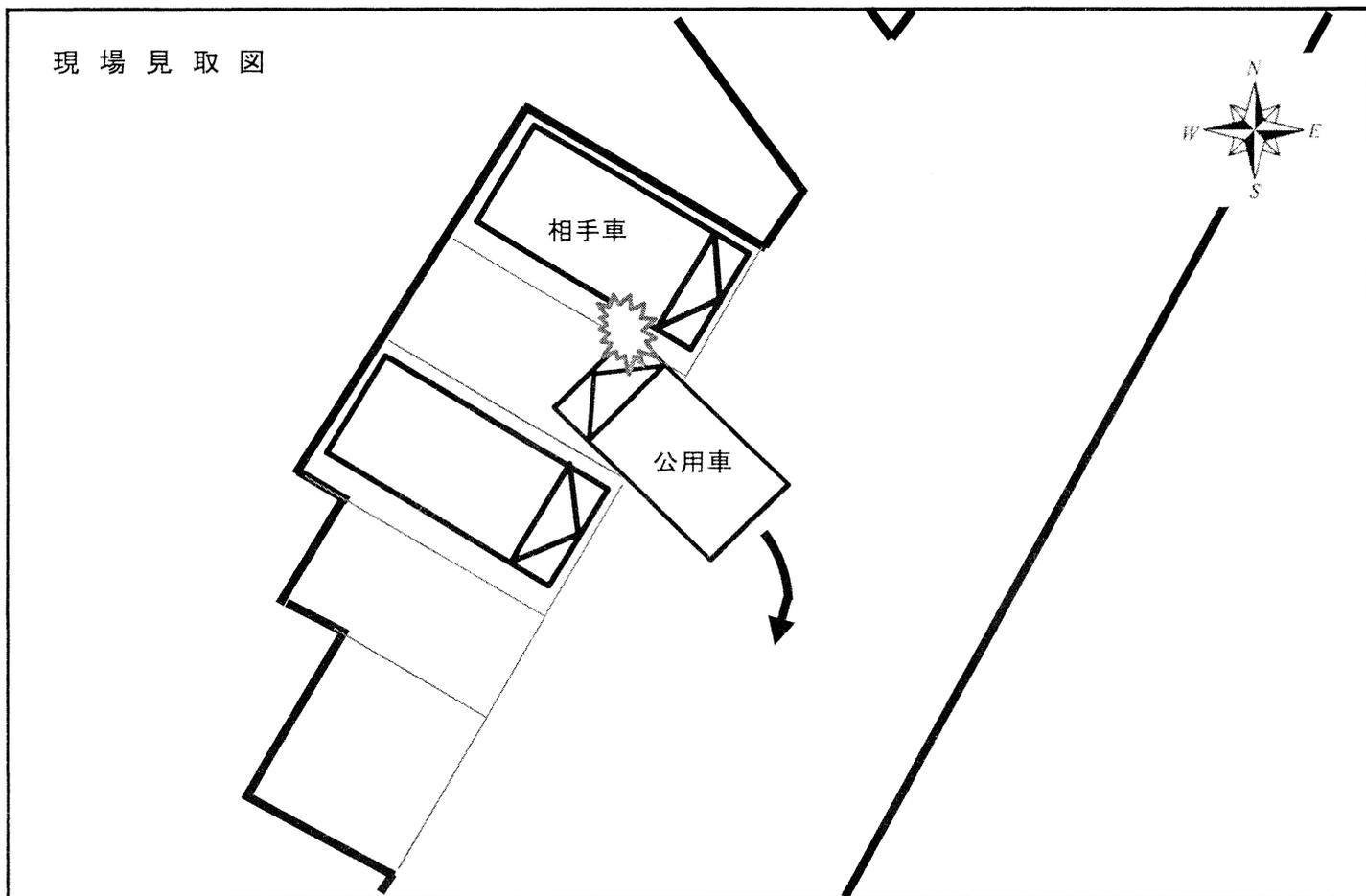
令和8年（2026年）2月2日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
  
2. 事 件 の 内 容 令和7年11月21日午後6時20分ごろ、本市子ども未来部職員が公用車（軽乗用車・大阪581と7189）を運転し、桜丘町の保育施設駐車場において、出庫しようとして左にハンドルを切り後退した際、枚方市在住者が所有する小型乗用車の右前方部に接触し、同車が損傷した事故である。
  
3. 賠 償 の 額 金 89,221円
  
4. 和 解 の 内 容
  - (1) 本市は相手方に自己責任額金89,221円を支払う。
  - (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

現場見取図



和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

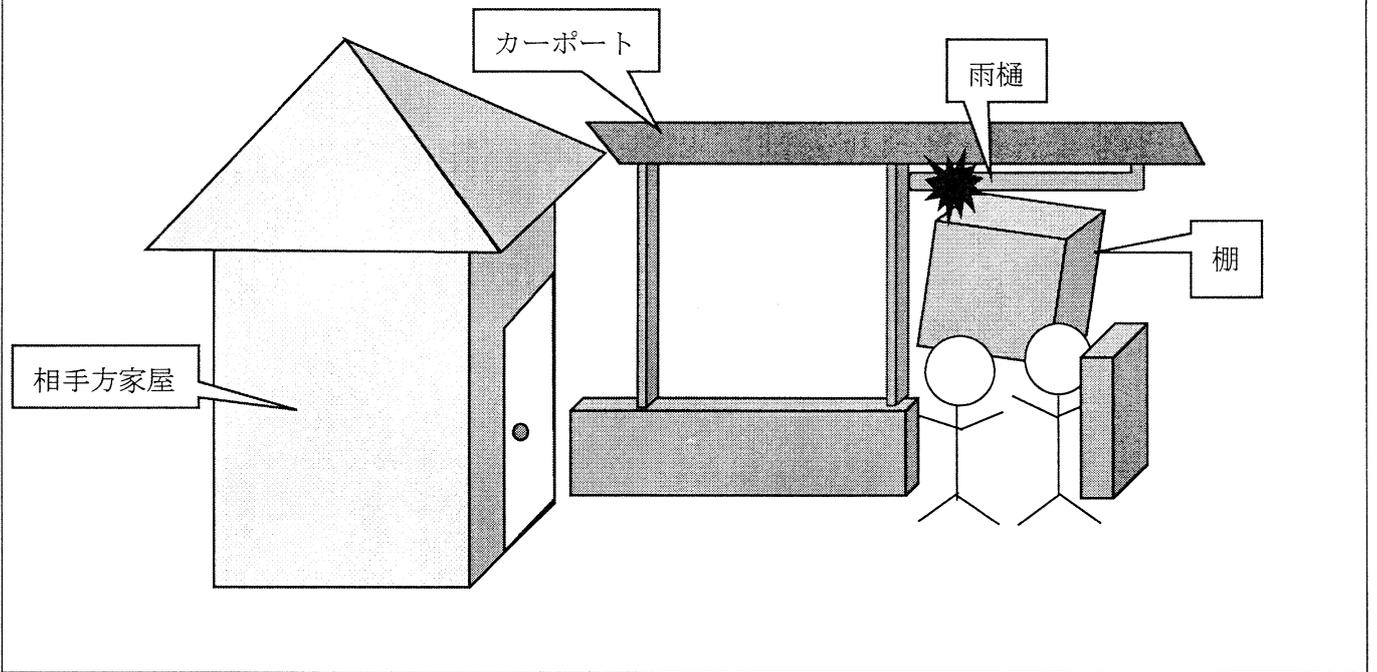
令和8年（2026年）2月5日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 和解及び賠償の相手方 枚方市在住者
  
2. 事件の内容 令和7年11月20日午前9時50分ごろ、本市環境部職員が楠葉野田2丁目の枚方市在住者宅において、臨時ごみの積み込み作業のため、カーポート付近に排出されていた棚を運び出そうと職員2名で持ち上げたところ、棚がカーポートの雨樋に接触し、同雨樋が損傷した事故である。
  
3. 賠償の額 金 90,200円
  
4. 和解の内容
  - (1) 本市は、賠償金として、カーポート雨樋所有者である相手方に対し、相手方の損害額に相当する金90,200円を相手方の指定する金融口座に支払う。
  - (2) 本市の債務については、市長の専決処分を経た日以降速やかに支払うものとする。
  - (3) (1)(2)の賠償金額以外に本件事故に関し、本市相手方間に何ら債権債務のないことを確認する。

現場見取図



## 令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 7 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,615,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 180,804,257千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		59,321,012	1,880,062	61,201,074
	(1) 市 民 税	27,068,027	1,542,411	28,610,438
	(2) 固定資産税	23,045,856	346,893	23,392,749
	(3) 軽自動車税	663,178	37,794	700,972
	(4) 市たばこ税	2,074,890	▲53,424	2,021,466
	(5) 都市計画税	4,983,163	▲2,102	4,981,061
	(6) 事業所税	1,485,898	8,490	1,494,388
3. 利子割交付金		62,516	113,860	176,376
	(1) 利子割交付金	62,516	113,860	176,376
4. 配当割交付金		533,850	4,906	538,756
	(1) 配当割交付金	533,850	4,906	538,756
6. 法人事業税交付金		931,089	96,489	1,027,578
	(1) 法人事業税交付金	931,089	96,489	1,027,578
7. 地方消費税交付金		9,129,053	590,218	9,719,271
	(1) 地方消費税交付金	9,129,053	590,218	9,719,271
8. ゴルフ場利用税交付金		78,607	▲235	78,372
	(1) ゴルフ場利用税交付金	78,607	▲235	78,372
9. 自動車税環境性能割交付金		186,808	8,073	194,881
	(1) 自動車税環境性能割交付金	186,808	8,073	194,881
10. 地方特例交付金		397,207	▲22,830	374,377
	(1) 地方特例交付金	381,932	▲20,570	361,362
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,275	▲2,260	13,015
11. 地方交付税		18,478,691	1,963,983	20,442,674
	(1) 地方交付税	18,478,691	1,963,983	20,442,674
14. 使用料及び手数料		2,383,422	▲17,670	2,365,752
	(1) 使 用 料	1,763,011	▲16,935	1,746,076
	(2) 手 数 料	620,411	▲735	619,676
15. 国庫支出金		47,822,712	▲1,345,859	46,476,853
	(1) 国庫負担金	35,680,882	▲557,937	35,122,945
	(2) 国庫補助金	12,036,559	▲786,704	11,249,855
	(3) 国庫委託金	105,271	▲1,218	104,053
16. 府支出金		15,743,943	▲687,831	15,056,112
	(1) 府負担金	10,543,373	80,980	10,624,353
	(2) 府補助金	2,480,196	▲112,999	2,367,197

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	(3) 府委託金	2,720,374	▲655,812	2,064,562
17. 財産収入		162,220	15,066	177,286
	(1) 財産運用収入	80,926	15,066	95,992
18. 寄附金		512,845	▲124,570	388,275
	(1) 寄附金	512,845	▲124,570	388,275
19. 繰入金		8,548,703	▲2,524,992	6,023,711
	(1) 基金繰入金	8,396,082	▲2,523,283	5,872,799
	(2) 財産区繰入金	29,001	▲1,709	27,292
20. 諸収入		2,572,731	▲488,998	2,083,733
	(3) 貸付金元利収入	401,200	▲358,930	42,270
	(4) 収益事業収入	448,012	77,651	525,663
	(5) 雑入	1,708,119	▲207,719	1,500,400
21. 市債		7,693,100	3,156,000	10,849,100
	(1) 市債	7,693,100	3,156,000	10,849,100
歳入合計		178,188,585	2,615,672	180,804,257

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,891,536	▲201,460	13,690,076
	(1) 総務管理費	9,373,786	72,930	9,446,716
	(2) 徴税費	1,910,154	▲14,122	1,896,032
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,771,208	▲240,858	1,530,350
	(4) 選挙費	417,319	▲19,432	397,887
	(5) 統計調査費	316,986	22	317,008
3. 民生費		95,856,797	▲1,056,184	94,800,613
	(1) 社会福祉費	41,267,001	▲429,477	40,837,524
	(2) 児童福祉費	39,298,621	▲591,727	38,706,894
	(3) 生活保護費	15,290,375	▲34,980	15,255,395
4. 衛生費		15,732,414	▲147,242	15,585,172
	(1) 保健衛生費	8,119,540	▲85,152	8,034,388
	(2) 清掃費	7,612,874	▲62,090	7,550,784
5. 農林水産業費		201,897	▲3,890	198,007
	(1) 農業費	201,897	▲3,890	198,007
6. 商工費		518,550	▲43,386	475,164
	(1) 商工費	518,550	▲43,386	475,164
7. 土木費		14,726,039	▲564,047	14,161,992
	(1) 土木管理費	403,932	▲11,998	391,934
	(2) 道路橋梁費	3,069,121	354,929	3,424,050
	(4) 都市計画費	11,203,107	▲902,401	10,300,706
	(5) 住宅費	14,805	▲4,577	10,228
8. 消防費		4,840,595	8,226	4,848,821
	(1) 消防費	4,840,595	8,226	4,848,821
9. 教育費		18,036,660	4,033,244	22,069,904
	(1) 教育総務費	5,080,212	▲31,186	5,049,026
	(2) 小学校費	5,410,010	2,660,671	8,070,681
	(3) 中学校費	1,543,773	1,454,769	2,998,542
	(4) 幼稚園費	809,023	55,529	864,552
	(5) 社会教育費	1,619,546	▲27,203	1,592,343
	(6) 保健体育費	3,574,096	▲79,336	3,494,760
10. 公債費		11,489,409	256,863	11,746,272
	(1) 公債費	11,489,409	256,863	11,746,272
11. 諸支出金		1,822,720	333,548	2,156,268
	(1) 諸費	1,822,720	333,548	2,156,268
歳出合計		178,188,585	2,615,672	180,804,257

第2表 地方債補正

起債の目的	補		正				前
	限度額	起債の方法	利率	償還			償還の方法
				区分	償還期限	据置期間	
庁舎施設改修事業	15,200	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
支所施設等改修事業	25,400						
生涯学習市民センター設備等改修事業	72,500						
電動車購入事業	10,100						
市有施設照明設備改良事業	171,200						
総合福祉会館設備更新事業	404,100						
楽寿荘施設等整備事業	84,600						
社会福祉施設等施設整備事業	88,700						
公的介護施設等整備事業	43,700						
公立保育所改修等事業	19,700						
(仮称) 子ども未来館開設準備事業	12,600						
留守家庭児童会室施設改善事業	6,200						
保健所移転準備事業	106,200						
やすらぎの杜設備改修事業	3,800						
中宮浄水場更新事業(一般会計出資債)	180,000						
水道管路耐震化事業(一般会計出資債)	103,900						

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
その他								
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	4,900	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	14,300							
	56,000							
	10,400							
	156,500							
	352,600							
	63,000							
	63,000							
	20,000							
	8,600							
	8,700							
	-							
	60,000							
	2,400							
419,300								
164,000								

起債の目的	補		正 前				
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
希釈放流センター施設改修事業	79,800	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
公園施設長寿命化改築等事業	44,900						
牧野長尾線整備事業	48,000						
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	403,600						
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	427,500						
村野駅西地区土地区画整理事業	402,000						
京阪本線連続立体交差事業	804,100						
主要道路リフレッシュ整備事業	7,400						
橋梁修繕・補強事業	-						
北部別館改修事業	400						
中部別館改修事業	1,400						
消防ポンプ自動車購入事業	19,100						
学校空調設備整備事業	132,800						
施設改善維持補修事業	324,200						
学校エレベーター整備事業	17,500						
禁野小学校整備事業	1,475,200						

(単位：千円)

法 その他	限度額	起債の 方法	利率	補 正 後 償 還 の 方 法				
				区分	償還 期限	据置 期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	72,300	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	67,200							
	48,400							
	387,400							
	344,700							
	210,600							
	341,900							
	487,700							
	6,500							
	-							
	-							
	18,000							
	1,844,000							
	1,602,500							
223,700								
1,620,000								

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
図書館ICタグシステム整備事業	-	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
図書館施設改修事業	32,800						
サプリ村野スポーツセンター整備事業	32,100						
渚市民体育館施設等改修事業	38,200						
給食調理場整備事業	98,400						
老朽ため池改修事業	-						
用排水施設等整備事業	-						
合計	7,451,200						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

法	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	83,500	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	20,600							
	15,700							
	18,600							
	58,300							
	15,300							
	2,700							
	10,607,200							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

第3表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2. 総務費	(1) 総務管理費	財産管理経費	-	15,970
		かわまちづくり計画推進事業	-	11,580
	(3) 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム経費	-	7,150
		コンビニ交付運営経費	-	12,392
3. 民生費	(2) 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	-	714,923
4. 衛生費	(1) 保健衛生費	水道事業会計への出資金	-	479,446
	(2) 清掃費	希釈放流センター老朽化対策事業	-	88,000
5. 農林水産業費	(1) 農業費	老朽ため池改修経費	-	12,584
		地域経済循環創造事業	-	8,960
7. 土木費	(2) 道路橋梁費	主要道路リフレッシュ整備事業	-	750,700
		橋梁修繕・補強事業	-	11,000
		道路施設調査点検事業	-	46,000
		交通安全対策経費	-	8,000
	(4) 都市計画費	空き家・空き地対策推進事業	-	36,000
		長尾駅周辺地区まちづくり推進事業	-	66,500
		都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業費	-	9,797
		公園施設長寿命化に基づく改築等事業	-	49,600

(単位:千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	
		連続立体交差事業関連まちづくり事業	-	173,769	
		下水道事業会計への負担金	-	452,700	
		村野駅西地区土地区画整理事業	-	351,000	
		枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業	-	33,615	
8. 消防費	(1) 消防費	防災行政無線経費	-	4,643	
9. 教育費	(2) 小学校費	施設改善維持補修経費	-	1,219,650	
		学校エレベーター整備事業	-	118,804	
		学校空調設備整備事業	-	1,310,266	
		禁野小学校整備事業経費	-	393,386	
	(3) 中学校費	施設改善維持補修経費	-	444,350	
		学校エレベーター整備事業	-	144,880	
		学校空調設備整備事業	-	997,314	
	(4) 幼稚園費	施設改善維持補修経費	-	64,200	
	合計			1,945,639	9,982,818



凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印 刷 製 本 費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通 信 運 搬 費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使 用 料 及 び 賃 借 料 ……使	工 事 請 負 費 ……工	原 材 料 費 ……原
備 品 購 入 費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還 付 加 算 金 ……還加	還 付 金 ……還
投 資 及 び 出 資 金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 市 税	59,321,012	1,880,062	61,201,074		
(項)					
(1) 市 民 税	27,068,027	1,542,411	28,610,438		
1. 個 人	23,295,678	1,207,637	24,503,315	1. 現年課税分	1,251,313
				2. 滞納繰越分	▲43,676
2. 法 人	3,772,349	334,774	4,107,123	1. 現年課税分	333,474
				2. 滞納繰越分	1,300
(項)					
(2) 固定資産税	23,045,856	346,893	23,392,749		
1. 固定資産税	22,716,295	346,893	23,063,188	1. 現年課税分	359,927
				2. 滞納繰越分	▲13,034
(項)					
(3) 軽自動車税	663,178	37,794	700,972		
1. 軽自動車税	663,178	37,794	700,972	1. 現年課税分	31,741

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 均 等 割	15,945	1. 現年課税分	1,251,313
2. 所 得 割	1,235,368	(1) 均 等 割	15,945
		(2) 所 得 割	1,235,368
1. 滞納繰越分	▲43,676	2. 滞納繰越分	▲43,676
1. 均 等 割	11,152	1. 現年課税分	333,474
2. 法人税割	322,322	(1) 均 等 割	11,152
		(2) 法人税割	322,322
1. 滞納繰越分	1,300	2. 滞納繰越分	1,300
1. 土 地	129,192	1. 現年課税分	359,927
2. 家 屋	▲148,127	(1) 土 地	129,192
3. 償却資産	378,862	(2) 家 屋	▲148,127
		(3) 償却資産	378,862
1. 滞納繰越分	▲13,034	2. 滞納繰越分	▲13,034
1. 環境性能割	20,411	1. 現年課税分	31,741
2. 種別割	11,330	(1) 環境性能割	20,411
		(2) 種別割	11,330
		2. 滞納繰越分	6,053

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 滞納繰越分	6,053
(項)					
(4) 市たばこ税	2,074,890	▲53,424	2,021,466		
1. 市たばこ税	2,074,890	▲53,424	2,021,466	1. 現年課税分	▲53,424
(項)					
(5) 都市計画税	4,983,163	▲2,102	4,981,061		
1. 都市計画税	4,983,163	▲2,102	4,981,061	1. 現年課税分	733
				2. 滞納繰越分	▲2,835
(項)					
(6) 事業所税	1,485,898	8,490	1,494,388		
1. 事業所税	1,485,898	8,490	1,494,388	1. 現年課税分	11,631
				2. 滞納繰越分	▲3,141
(款)					
3. 利子割交付金	62,516	113,860	176,376		
(項)					
(1) 利子割交付金	62,516	113,860	176,376		
1. 利子割交付金	62,516	113,860	176,376	1. 利子割交付金	113,860
(款)					
4. 配当割交付金	533,850	4,906	538,756		
(項)					
(1) 配当割交付金	533,850	4,906	538,756		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 滞納繰越分	6,053		
1. 現年課税分	▲53,424	1. 現年課税分	▲53,424
1. 土 地	31,002	1. 現年課税分	733
2. 家 屋	▲30,269	(1) 土 地	31,002
		(2) 家 屋	▲30,269
1. 滞納繰越分	▲2,835	2. 滞納繰越分	▲2,835
1. 資 産 割	▲2,039	1. 現年課税分	11,631
2. 従業者割	13,670	(1) 資 産 割	▲2,039
		(2) 従業者割	13,670
1. 滞納繰越分	▲3,141	2. 滞納繰越分	▲3,141
1. 利子割交付金	113,860	1. 利子割交付金	113,860

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 配当割交付金	533,850	4,906	538,756	1. 配当割交付金	4,906
(款)					
6. 法人事業税交付金	931,089	96,489	1,027,578		
(項)					
(1) 法人事業税交付金	931,089	96,489	1,027,578		
1. 法人事業税交付金	931,089	96,489	1,027,578	1. 法人事業税交付金	96,489
(款)					
7. 地方消費税交付金	9,129,053	590,218	9,719,271		
(項)					
(1) 地方消費税交付金	9,129,053	590,218	9,719,271		
1. 地方消費税交付金	9,129,053	590,218	9,719,271	1. 地方消費税交付金	590,218
(款)					
8. ゴルフ場利用税交付金	78,607	▲235	78,372		
(項)					
(1) ゴルフ場利用税交付金	78,607	▲235	78,372		
1. ゴルフ場利用税交付金	78,607	▲235	78,372	1. ゴルフ場利用税交付金	▲235
(款)					
9. 自動車税環境性能割交付金	186,808	8,073	194,881		
(項)					
(1) 自動車税環境性能割交付金	186,808	8,073	194,881		
1. 自動車税環境性能割交付金	186,808	8,073	194,881	1. 自動車税環境性能割交付金	8,073
(款)					
10. 地方特例交付金	397,207	▲22,830	374,377		
(項)					
(1) 地方特例交付金	381,932	▲20,570	361,362		
1. 地方特例交付金	381,932	▲20,570	361,362	1. 地方特例交付金	▲20,570

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 配当割交付金	4,906	1. 配当割交付金	4,906
1. 法人事業税交付金	96,489	1. 法人事業税交付金	96,489
1. 地方消費税交付金	590,218	1. 地方消費税交付金	590,218
1. ゴルフ場利用税交付金	▲235	1. ゴルフ場利用税交付金	▲235
1. 自動車税環境性能割交付金	8,073	1. 自動車税環境性能割交付金	8,073
1. 地方特例交付金	▲20,570	1. 地方特例交付金	▲20,570

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,275	▲2,260	13,015		
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	15,275	▲2,260	13,015	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	▲2,260
(款)					
11. 地方交付税	18,478,691	1,963,983	20,442,674		
(項)					
(1) 地方交付税	18,478,691	1,963,983	20,442,674		
1. 地方交付税	18,478,691	1,963,983	20,442,674	1. 地方交付税	1,963,983
(款)					
14. 使用料及び手数料	2,383,422	▲17,670	2,365,752		
(項)					
(1) 使用料	1,763,011	▲16,935	1,746,076		
1. 総務使用料	201,122	▲2,733	198,389	1. 総務使用料	▲2,733
3. 衛生使用料	272,239	▲13,871	258,368	1. 衛生使用料	▲13,871
6. 土木使用料	856,944	899	857,843	1. 土木使用料	899
8. 教育使用料	20,323	▲1,230	19,093	1. 教育使用料	▲1,230
(項)					
(2) 手数料	620,411	▲735	619,676		
3. 衛生手数料	438,087	▲735	437,352	2. し尿処理手数料	▲735
(款)					
15. 国庫支出金	47,822,712	▲1,345,859	46,476,853		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	▲2,260	1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	▲2,260
1. 普通交付税	1,963,983	1. 普通交付税	1,963,983
1. 生涯学習市民センター使用料	▲787	1. 生涯学習市民センター使用料	▲787
4. 行政財産使用料	▲1,946	(1) 諸室使用料	▲571
		(2) 陶芸用電気窯使用料	▲216
		2. 行政財産使用料	▲1,946
1. 火葬場使用料	▲12,998	1. 火葬場使用料	▲12,998
2. 行政財産使用料	▲873	2. 行政財産使用料	▲873
8. 行政財産使用料	899	1. 行政財産使用料	899
4. サプリ村野スポーツセンター使用料	▲1,230	1. サプリ村野スポーツセンター使用料	▲1,230
1. 現年度分	▲735	1. 現年度分	▲735

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(1) 国庫負担金	35,680,882	▲557,937	35,122,945		
1. 民生費国庫負担金	34,140,340	▲442,472	33,697,868	2. 保育所運営費等負担金	2,555
				4. 児童扶養手当負担金	▲36,032
				5. 障害者自立支援医療費負担金	9,760
				6. 障害者自立支援給付費負担金	63,237
				7. 障害児通所給付費等負担金	23,053
				8. 児童手当負担金	▲906,646
				9. 教育・保育施設型給付負担金	426,781
				10. 地域型保育給付負担金	13,953
				11. 国民健康保険基盤安定負担金	▲37,957
				12. 低所得者介護保険料軽減負担金	18
				14. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,194
2. 衛生費国庫負担金	225,024	▲115,465	109,559	1. 衛生費負担金	▲115,465
(項)					
(2) 国庫補助金	12,036,559	▲786,704	11,249,855		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 児童入所施設等負担金	2,555	1. 児童入所施設等負担金	2,555
1. 児童扶養手当負担金	▲36,032	2. 児童扶養手当負担金	▲36,032
1. 障害者自立支援医療費負担金	9,760	3. 障害者自立支援医療費負担金	9,760
1. 障害者自立支援給付費負担金	63,237	4. 障害者自立支援給付費負担金	63,237
1. 障害児通所給付費等負担金	23,053	5. 障害児通所給付費等負担金	23,053
1. 児童手当負担金	▲906,646	6. 児童手当負担金	▲906,646
1. 教育・保育施設型給付負担金	426,781	7. 教育・保育施設型給付負担金	426,781
1. 地域型保育給付負担金	13,953	(1) 私立保育所運営費負担金	250,308
1. 国民健康保険基盤安定負担金	▲37,957	(2) 私立認定こども園給付費負担金	176,473
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	18	8. 地域型保育給付負担金	13,953
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,194	(1) 私立小規模保育給付費負担金	13,828
7. 新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金	▲113,611	(2) 公立小規模保育給付費負担金	125
8. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲1,854	9. 国民健康保険基盤安定負担金	▲37,957
		10. 低所得者介護保険料軽減負担金	18
		(1) 現年度分	28
		(2) 過年度分	▲10
		11. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲1,194
		1. 新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金	▲113,611
		2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	▲1,854

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 総務費国庫補助金	6,662,942	▲1,549,860	5,113,082	1. 総務費補助金	▲1,549,860
2. 民生費国庫補助金	3,246,130	▲256,156	2,989,974	1. 児童福祉費補助金	▲199,506
				2. 生活保護適正化等事業費補助金	6,600
				4. 老人福祉費補助金	▲55,250
				7. 社会福祉費補助金	▲8,000
3. 衛生費国庫補助金	382,118	203,666	585,784	1. 衛生費補助金	203,666
5. 土木費国庫補助金	1,305,153	▲76,840	1,228,313	1. 都市計画費補助金	▲76,840

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
3. デジタル基盤改革支援補助金	▲295,070	1. デジタル基盤改革支援補助金	▲295,070
4. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲230,000	2. 戸籍振り仮名法制化対応補助金	▲230,000
5. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	13,464	3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	13,464
6. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲913	4. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲913
7. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	▲1,037,341	5. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	▲1,037,341
6. 子ども・子育て支援交付金	▲211,959	1. 児童福祉費補助金	▲199,506
9. 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	▲630	(1) 子ども・子育て支援交付金	▲211,959
10. 就学前教育・保育施設整備交付金	▲4,506	(2) 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	▲630
12. 重層的支援体制整備事業交付金	15,904	(3) 就学前教育・保育施設整備交付金	▲4,506
14. 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	808	(4) 重層的支援体制整備事業交付金	15,904
17. こども政策推進事業費補助金	877	(5) 児童虐待防止対策等総合支援事業補助金	808
1. 生活保護適正化等事業費補助金	6,600	(6) こども政策推進事業費補助金	877
3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	▲55,250	2. 生活保護適正化等事業費補助金	6,600
1. 重層的支援体制整備事業交付金	▲8,000	3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	▲55,250
17. 出産・子育て応援交付金	▲11,334	4. 重層的支援体制整備事業交付金	▲8,000
98. 妊婦のための支援給付事業費交付金	215,000	1. 出産・子育て応援交付金	▲11,334
1. 社会資本整備総合交付金	▲76,630	2. 妊婦のための支援給付事業費交付金	215,000
		1. 社会資本整備総合交付金	▲76,630
		(1) 街なみ環境整備事業	▲3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6. 消防費国庫補助金	5,445	▲2,945	2,500	1. 消防費補助金	▲2,945
7. 教育費国庫補助金	430,291	895,431	1,325,722	1. 教育費補助金	895,431
(項) (3) 国庫委託金	105,271	▲1,218	104,053		
4. 教育費委託金	20,748	▲1,218	19,530	1. 教育費委託金	▲1,218
(款) 16. 府支出金	15,743,943	▲687,831	15,056,112		
(項) (1) 府負担金	10,543,373	80,980	10,624,353		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
2. 街路交通調査費補助金	▲5,010	(2) 既存民間建築物耐震診断補助金（特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等）	▲1,500
3. 集約都市形成支援事業費補助金	4,800	(3) 既存民間建築物耐震診断補助金（木造住宅）	▲1,175
		(4) 木造住宅等耐震改修補助金	▲11,200
		(5) 主要道路リフレッシュ整備事業	270,252
		(6) 橋梁修繕・補強事業	4,356
		(7) 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業	15,500
		(8) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業	▲4,767
		(9) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	▲35,117
		(10) 連続立体交差事業関連まちづくり事業	▲217,146
		(11) 道路施設調査点検事業	13,500
		(12) 村野駅西地区土地区画整理事業補助金	▲106,333
		2. 街路交通調査費補助金	▲5,010
		(1) 市街地再開発事業調査費補助金	▲1,400
		(2) 土地区画整理事業調査費補助金	▲3,610
		3. 集約都市形成支援事業費補助金	4,800
1. 社会資本整備総合交付金	▲2,945	1. 社会資本整備総合交付金	▲2,945
		(1) 防災・安全交付金	▲2,945
5. 文化財保存事業補助金	▲3,890	1. 文化財保存事業補助金	▲3,890
7. 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	▲7,569	2. 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	▲7,569
9. 教育支援体制整備事業費補助金	▲11,337	3. 教育支援体制整備事業費補助金	▲11,337
46. 学校施設環境改善交付金	918,227	4. 学校施設環境改善交付金	918,227
2. グローバル人材育成のための英語教育抜本強化事業委託金	▲1,218	1. グローバル人材育成のための英語教育抜本強化事業委託金	▲1,218

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1. 民生費府負担金	10,322,182	80,980	10,403,162	1. 国民健康保険基盤安定負担金	24,818
				2. 児童福祉費負担金	▲106,335
				3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲27,607
				4. 障害者自立支援医療費負担金	4,880
				5. 障害者自立支援給付費負担金	31,618
				6. 障害児通所給付費等負担金	11,526
				7. 教育・保育施設型給付負担金	141,026
				8. 地域型保育給付負担金	1,642
				9. 低所得者介護保険料軽減負担金	9
				11. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲597
				(項)	
(2)府補助金	2,480,196	▲112,999	2,367,197		
1. 総務費府補助金	24,474	▲805	23,669	1. 総務費補助金	▲805
2. 民生費府補助金	2,195,979	▲70,849	2,125,130	1. 社会福祉費補助金	▲4,000
				2. 老人福祉費補助金	▲96,354
				4. 児童福祉費補助金	29,505

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 国民健康保険基盤安定負担金	24,818	1. 国民健康保険基盤安定負担金	24,818
1. 児童手当負担金	▲106,335	2. 児童手当負担金	▲106,335
1. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲27,607	3. 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	▲27,607
1. 障害者自立支援医療費負担金	4,880	4. 障害者自立支援医療費負担金	4,880
1. 障害者自立支援給付費負担金	31,618	5. 障害者自立支援給付費負担金	31,618
1. 障害児通所給付費等負担金	11,526	6. 障害児通所給付費等負担金	11,526
1. 教育・保育施設型給付負担金	141,026	7. 教育・保育施設型給付負担金	141,026
1. 地域型保育給付負担金	1,642	(1) 私立保育所運営費負担金	68,550
1. 低所得者介護保険料軽減負担金	9	(2) 私立認定こども園給付費負担金	72,476
1. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲597	8. 地域型保育給付負担金	1,642
		(1) 私立小規模保育給付費負担金	1,580
		(2) 公立小規模保育給付費負担金	62
		9. 低所得者介護保険料軽減負担金	9
		(1) 現年度分	19
		(2) 過年度分	▲10
		10. 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金	▲597
2. 総合相談事業交付金	▲805		
5. 重層的支援体制整備事業交付金	▲4,000	1. 総合相談事業交付金	▲805
3. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲96,354	1. 重層的支援体制整備事業交付金	▲4,000
3. 子ども・子育て支援交付金	3,041	2. 大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金	▲96,354
		3. 児童福祉費補助金	29,505
		(1) 子ども・子育て支援交付金	3,041
		(2) 教育・保育施設型給付補助金	13,637
		(3) 子どもの貧困緊急対策事業費補助金	8,800
		(4) 重層的支援体制整備事業交付金	4,027

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衛生費府補助金	77,033	▲2,834	74,199	1. 衛生費補助金	▲2,834
4. 農林水産業費府補助金	19,056	▲9,000	10,056	1. 農業費補助金	▲9,000
6. 土木費府補助金	14,929	▲7,622	7,307	1. 都市計画費補助金	▲7,622
8. 教育費府補助金	140,834	▲21,889	118,945	1. 教育費補助金	▲21,889
(項)					
(3) 府委託金	2,720,374	▲655,812	2,064,562		
1. 総務費委託金	1,120,747	46,204	1,166,951	1. 総務費委託金	46,204
4. 土木費委託金	1,598,946	▲707,016	891,930	1. 都市計画費委託金	▲264,000

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
5. 教育・保育施設型 給付補助金	13,637		
9. 子どもの貧困緊急 対策事業費補助金	8,800		
10. 重層的支援体制整 備事業交付金	4,027		
18. 出産・子育て応援 交付金	▲2,834	1. 出産・子育て応援交付金	▲2,834
6. 新規就農者確保事 業補助金	▲1,500	1. 新規就農者確保事業補助金	▲1,500
10. 農業経営構造対策 事業補助金	▲7,500	2. 農業経営構造対策事業補助金	▲7,500
1. 都市計画費補助金	▲7,622	1. 都市計画費補助金	▲7,622
		(1) 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業補助金	▲2,384
		(2) 震災対策推進事業補助金（木造住宅診断）	▲588
		(3) 震災対策推進事業補助金（木造住宅改修）	▲4,150
		(4) 震災対策推進事業補助金（共同住宅等診断）	▲500
1. 教育・保育施設型 給付補助金	263	1. 教育・保育施設型給付補助金	263
2. スクールサポート スタッフ配置事業 費補助金	▲12,893	(1) 私立幼稚園給付費補助金	263
4. 地域クラブ活動体 制整備等事業費補 助金	▲7,440	2. スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	▲12,893
6. 副校長・教頭マネ ジメント支援員配 置事業費補助金	▲1,819	3. 地域クラブ活動体制整備等事業費補助金	▲7,440
		4. 副校長・教頭マネジメント支援員配置事業費補助金	▲1,819
1. 府税徴収交付金	60,407	1. 府税徴収交付金	60,407
6. 参議院議員選挙委 託金	▲14,203	2. 参議院議員選挙委託金	▲14,203
2. 連続立体交差事業 関連委託金	▲264,000	1. 連続立体交差事業関連委託金	▲264,000
		2. 土木費委託金	▲443,016
		(1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲426,946

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 土木費委託金	▲443,016
5. 教育費委託金	-	5,000	5,000	1. 教育費委託金	5,000
(款)					
17. 財産収入	162,220	15,066	177,286		
(項)					
(1) 財産運用収入	80,926	15,066	95,992		
2. 利子及び配当金	27,450	15,066	42,516	2. 基金積立金利子 収入	15,066
(款)					
18. 寄 附 金	512,845	▲124,570	388,275		
(項)					
(1) 寄 附 金	512,845	▲124,570	388,275		
1. 総務関係寄附金	403,202	▲172,088	231,114	1. 指定寄附金	▲172,088
2. 民生関係寄附金	20,579	44,102	64,681	1. 指定寄附金	44,102

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連委託金	▲426,946	(2) 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲16,070
2. 枚方高槻線整備事業関連委託金	▲16,070		
24. 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	5,000	1. 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金	5,000
1. 基金積立金利子収入	15,066	1. 基金積立金利子収入	15,066
		(1) NPO活動応援基金	3
		(2) 地域経済活性化基金	21
		(3) まち・ひと・しごと創生基金	19
		(4) 職員退職手当基金	734
		(5) 減債基金	1,968
		(6) 財政調整基金	6,279
		(7) 安心安全基金	594
		(8) 施設保全整備基金	2,341
		(9) 災害復興支援基金	8
		(10) 子どもに本を届ける基金	21
		(11) 枚方市駅周辺再整備推進基金	2,775
		(12) 枚方宿地区賑わい創出基金	102
		(13) 環境基金	200
		(14) スポーツ振興基金	1
1. 指定寄附金	▲172,088	1. 指定寄附金	▲172,088
1. 指定寄附金	44,102	1. 指定寄附金	44,102
		こども施策推進のために	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3. 衛生関係寄附金	28,179	▲3,687	24,492	1. 指定寄附金	▲3,687
5. 土木関係寄附金	30,015	▲11,334	18,681	1. 指定寄附金	▲11,334
6. 消防関係寄附金	10,572	13,050	23,622	1. 指定寄附金	13,050
7. 教育関係寄附金	18,470	5,387	23,857	1. 指定寄附金	5,387
(款)					
19. 繰入金	8,548,703	▲2,524,992	6,023,711		
(項)					
(1) 基金繰入金	8,396,082	▲2,523,283	5,872,799		
1. 基金繰入金	8,396,082	▲2,523,283	5,872,799	1. 基金繰入金	▲2,523,283
(項)					
(2) 財産区繰入金	29,001	▲1,709	27,292		
1. 財産区繰入金	7,001	▲1,709	5,292	1. 財産区繰入金	▲1,709
(款)					
20. 諸収入	2,572,731	▲488,998	2,083,733		
(項)					
(3) 貸付金元利収入	401,200	▲358,930	42,270		
1. 貸付金元利収入	401,200	▲358,930	42,270	1. 貸付金元利収入	▲358,930

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 指定寄附金	▲3,687	1. 指定寄附金	▲3,687
1. 指定寄附金	▲11,334	1. 指定寄附金	▲11,334
1. 指定寄附金	13,050	1. 指定寄附金 安心安全のために	13,050
1. 指定寄附金	5,387	1. 指定寄附金 子どもに本を届けるために	5,387
4. こども夢基金繰入金	▲57,053	1. こども夢基金繰入金	▲57,053
7. 減債基金繰入金	▲500,000	2. 減債基金繰入金	▲500,000
8. 安心安全基金繰入金	▲34,455	3. 安心安全基金繰入金	▲34,455
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	6,670	4. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	6,670
19. ひらかた万博推進基金繰入金	▲1,649	5. ひらかた万博推進基金繰入金	▲1,649
22. 財政調整基金繰入金	▲1,936,796	6. 財政調整基金繰入金	▲1,936,796
1. 財産区繰入金	▲1,709	1. 財産区繰入金	▲1,709
2. 土地開発公社貸付金返還金	▲358,930	1. 土地開発公社貸付金返還金	▲358,930

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(4) 収益事業収入	448,012	77,651	525,663		
1. 競艇収入	448,012	77,651	525,663	1. 競艇収入	77,651
(項)					
(5) 雑 入	1,708,119	▲207,719	1,500,400		
1. 雑 入	1,708,119	▲207,719	1,500,400	1. 雑 入	▲207,719
(款)					
21. 市 債	7,693,100	3,156,000	10,849,100		
(項)					
(1) 市 債	7,693,100	3,156,000	10,849,100		
1. 総 務 債	307,600	▲52,300	255,300	1. 総 務 債	▲52,300

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 競艇収入	77,651	1. 競艇収入	77,651
13. 留守家庭児童会室 間食費負担金	▲16,573	1. 留守家庭児童会室間食費負担金	▲16,573
23. 東部清掃工場電力 供給収入	▲17,148	2. 東部清掃工場電力供給収入	▲17,148
29. 太陽光発電電力供 給収入	2,939	3. 太陽光発電電力供給収入	2,939
39. 北河内子ども夜間 救急センター診療 収入	21,233	4. 北河内子ども夜間救急センター診療収入	21,233
43. 収入印紙販売収入	▲30,000	5. 収入印紙販売収入	▲30,000
51. 図書館廃棄資料等 売払収入	260	6. 図書館廃棄資料等売払収入	260
53. ポイント事業負担 金返還金	1,955	7. ポイント事業負担金返還金	1,955
69. 予防接種事故賠償 補償保険金	▲8,069	8. 予防接種事故賠償補償保険金	▲8,069
71. 物件等移転補償金	▲162,316	9. 物件等移転補償金	▲162,316
1. 総 務 債	▲52,300	1. 総 務 債	▲52,300
		(1) 庁舎施設改修事業	▲10,300
		(2) 支所施設等改修事業	▲11,100
		(3) 生涯学習市民センター設備等改修事業	▲16,500
		(4) 電動車購入事業	300
		(5) 市有施設照明設備改良事業	▲14,700

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2. 民 生 債	748,500	▲143,700	604,800	1. 民 生 債	▲143,700
3. 衛 生 債	907,100	244,300	1,151,400	1. 衛 生 債	244,300
4. 土 木 債	3,309,100	▲244,900	3,064,200	1. 都市計画事業債	▲729,900
				2. 土 木 債	485,000
5. 消 防 債	27,700	▲1,100	26,600	1. 消 防 債	▲1,100
6. 教 育 債	2,151,200	3,335,700	5,486,900	1. 教 育 債	3,335,700

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 民 生 債	▲143,700	1. 民 生 債	▲143,700
		(1) 総合福祉会館設備更新事業	▲51,500
		(2) 楽寿荘施設等整備事業	▲21,600
		(3) 社会福祉施設等施設整備事業	▲25,700
		(4) 公的介護施設等整備事業	▲23,700
		(5) 公立保育所改修等事業	▲11,100
		(6) (仮称) 子ども未来館開設準備事業	▲3,900
		(7) 留守家庭児童会室施設改善事業	▲6,200
1. 衛 生 債	244,300	1. 衛 生 債	244,300
		(1) 保健所移転準備事業	▲46,200
		(2) 希釈放流センター施設改修事業	▲7,500
		(3) 中宮浄水場更新事業 (一般会計出資債)	239,300
		(4) やすらぎの杜設備改修事業	▲1,400
		(5) 水道管路耐震化事業 (一般会計出資債)	60,100
1. 都市計画事業債	▲729,900	1. 都市計画事業債	▲729,900
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	▲16,200
		(2) 京阪本線連続立体交差事業	▲462,200
		(3) 光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	▲82,800
		(4) 村野駅西地区土地区画整理事業	▲191,400
		(5) 牧野長尾線整備事業	400
		(6) 公園施設長寿命化改築等事業	22,300
1. 土 木 債	485,000	2. 土 木 債	485,000
		(1) 中部別館改修事業	▲1,400
		(2) 主要道路リフレッシュ整備事業	480,300
		(3) 北部別館改修事業	▲400
		(4) 橋梁修繕・補強事業	6,500
1. 消 防 債	▲1,100	1. 消 防 債	▲1,100
		(1) 消防ポンプ自動車購入事業	▲1,100
1. 教 育 債	3,335,700	1. 教 育 債	3,335,700
		(1) 施設改善維持補修事業	1,278,300
		(2) 禁野小学校整備事業	144,800
		(3) 学校空調設備整備事業	1,711,200
		(4) 学校エレベーター整備事業	206,200
		(5) 図書館施設改修事業	▲12,200
		(6) 給食調理場整備事業	▲40,100

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
8. 農林水産業債	-	18,000	18,000	1. 農林水産業債	18,000
歳 入 合 計	178,188,585	2,615,672	180,804,257		



歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
2. 総 務 費	13,891,536	▲201,460	13,690,076	▲401,904	▲40,500	▲112,258	353,202
(項)							
(1) 総務管理費	9,373,786	72,930	9,446,716	▲217,930	▲40,500	▲80,549	411,909
1. 一般管理費	3,706,008	150,450	3,856,458	-	-	▲7,204	157,654
3. 広 報 費	118,651	▲1,110	117,541	-	-	-	▲1,110
4. 自治推進費	135,584	▲14,950	120,634	-	-	3	▲14,953
5. 友好都市交流事業費	7,417	▲585	6,832	-	-	-	▲585
7. 財政管理費	10,050	502,341	512,391	-	-	2,341	500,000
8. 会計管理費	68,305	▲8,393	59,912	▲8,393	-	-	-
9. 庁舎管理費	601,678	▲25,634	576,044	-	▲4,000	-	▲21,634

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 124,719	12. 退職手当 124,719	1. 人 件 費 124,719 (1) 一般職員 124,719
18. 負担金補助及び 交付金 24,997	1. 負 担 金 24,997	2. 職員退職手当基金積立金 734 (1) 基金利子分 734
24. 積 立 金 734	1. 基金積立金 734	3. 退職手当負担金 24,997
12. 委 託 料 ▲1,110	1. 委 託 料 ▲1,110	1. 広報活動経費 ▲1,110 (1) 広報ひらかた発行経費 ▲1,110 ア. 点字広報作成委託料 ▲1,110
18. 負担金補助及び 交付金 ▲14,953	2. 補 助 金 ▲14,953	1. 自治会館建設補助等経費 ▲14,953 (1) 自治会館建設補助金 ▲14,953
24. 積 立 金 3	1. 基金積立金 3	2. NPO活動応援基金積立金 3 (1) 基金利子分 3
13. 使用料及び賃借 料 ▲585	1. 使用料及び賃借 料 ▲585	1. 事務経費 ▲585 使 ▲585
24. 積 立 金 502,341	1. 基金積立金 502,341	1. 施設保全整備基金積立金 502,341 (1) 本年度積立分 500,000 (2) 基金利子分 2,341
12. 委 託 料 ▲8,393	1. 委 託 料 ▲8,393	1. システム標準化・共通化対応経費 ▲8,393 委 ▲8,393
12. 委 託 料 ▲9,491	1. 委 託 料 ▲9,491	1. 庁舎管理経費 ▲25,634 (1) 各種委託料 ▲9,491 ア. 庁舎委託料 ▲2,583 イ. サプリ村野給水設備更新工事実施設計委託料 ▲1,217 ウ. 輝きプラザきらら中央監視制御装置更新工事 実施設計委託料 ▲3,630 エ. サンプラザ3号館空調保守点検委託料 ▲1,541 オ. サンプラザ3号館防火対象物点検委託料 ▲58
17. 備品購入費 ▲1,532	2. 機械器具費 ▲1,532	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲14,611	1. 負 担 金 ▲14,611	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 財産管理費	147,798	▲16,223	131,575	-	-	-	▲16,223
12. 企 画 費	465,215	▲193,854	271,361	-	-	▲71,196	▲122,658
13. 非核平和都市宣言推進事業費	8,508	-	8,508	-	-	100	▲100

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		カ. サプリ村野北館・南館外壁改修工事設計委託料 ▲462
		(2) 諸 経 費 ▲1,532
		備 ▲1,532
		(3) 各種負担金 ▲14,611
		ア. サンプラザ3号館共益費負担金 ▲14,611
10. 需 用 費 ▲803	4. 印刷製本費 ▲803	1. 財産管理経費 ▲1,212
11. 役 務 費 ▲6,000	4. 手 数 料 ▲6,000	(1) 市有地管理補修工事費 ▲1,212
12. 委 託 料 ▲8,208	1. 委 託 料 ▲8,208	2. 不動産鑑定手数料 ▲6,000
14. 工事請負費 ▲1,212	1. 工事請負費 ▲1,212	3. 物件調査・補償金算定委託料 ▲6,445
7. 報 償 費 ▲642	1. 報 償 金 ▲642	4. 公共施設マネジメント推進事業経費 ▲1,763
12. 委 託 料 ▲100,552	1. 委 託 料 ▲100,552	委 ▲1,763
13. 使用料及び賃借料 ▲23,270	1. 使用料及び賃借料 ▲23,270	5. 事務経費 ▲803
18. 負担金補助及び交付金 ▲55,107	1. 負 担 金 ▲53,887	印 ▲803
24. 積 立 金 ▲14,283	2. 補 助 金 ▲1,220	1. こども夢基金積立金 ▲10,000
		(1) 指定寄附金分 ▲10,000
		2. 大阪・関西万博関係事業経費 ▲57,053
		(1) 大阪・関西万博関係事業費（こども夢基金繰入金分） ▲57,053
		委 ▲3,166 負 ▲53,887
		3. ふるさと寄附金推進事業経費 ▲120,656
		委 ▲97,386 使 ▲23,270
		4. まち・ひと・しごと創生基金積立金 19
		(1) 基金利子分 19
		5. ひらかた万博推進事業経費 ▲1,862
		(1) ひらかた万博推進事業費 ▲642
		報 ▲642
		(2) ひらかた万博推進事業補助金（ひらかた万博推進基金繰入金分） ▲1,220
		6. ひらかた万博推進基金積立金 ▲4,302
		(1) 指定寄附金分 ▲4,302
		( 財 源 補 正 )

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
14. 男女共同参画推進事業費	22,428	▲1,331	21,097	-	-	-	▲1,331
15. 情報管理費	1,438,515	▲246,706	1,191,809	▲209,014	-	-	▲37,692
19. 北部支所費	57,050	▲16,557	40,493	-	-	-	▲16,557
20. 研 修 費	16,184	▲1,463	14,721	-	-	-	▲1,463
22. 文化振興費	939,764	▲4,761	935,003	-	-	▲1,860	▲2,901

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
12. 委託料 ▲1,331	1. 委託料 ▲1,331
12. 委託料 ▲8,195	1. 委託料 ▲8,195
13. 使用料及び賃借料 ▲237,917	1. 使用料及び賃借料 ▲237,917
17. 備品購入費 ▲594	1. 庁用器具費 ▲594
12. 委託料 ▲1,768	1. 委託料 ▲1,768
14. 工事請負費 ▲14,789	1. 工事請負費 ▲14,789
8. 旅 費 ▲541	3. 特別旅費 ▲541
18. 負担金補助及び交付金 ▲922	1. 負担金 ▲922
12. 委託料 ▲1,050	1. 委託料 ▲1,050
18. 負担金補助及び交付金 ▲1,851	1. 負担金 ▲1,351 2. 補助金 ▲500
24. 積立金 ▲1,860	1. 基金積立金 ▲1,860

概 要	説 明
1. 枚方市男女共同参画計画策定経費 委 ▲1,331	▲1,331
1. 情報システム等管理・運用経費 (1) ガバメントクラウド等関係費 委 ▲5,595 使 ▲216,400 (2) 電子計算機器賃借料 ア. 生成AIサービス	▲222,516 ▲221,995 ▲521 ▲521
2. 端末・ネットワーク管理経費 (1) 電子計算機器賃借料 ア. 事務用ソフトウェアライセンス イ. 地域イントラネットワーク機器 (2) 諸 経 費 備 ▲594	▲21,590 ▲20,996 ▲17,509 ▲3,487 ▲594
3. システム標準化・共通化対応経費 委 ▲2,600	▲2,600
1. 支所管理経費 (1) 各種委託料 ア. 駐車場交通誘導警備委託料 (2) 施設改修費 ア. 北部支所外壁改修他工事	▲16,557 ▲1,768 ▲1,768 ▲14,789 ▲14,789
1. 職場外研修経費 (1) 派遣研修費 旅 ▲541 負 ▲922	▲1,463 ▲1,463
1. 観光まちづくり推進経費 (1) くらわんかツーリズムコーディネート事業費 補 ▲500	▲500 ▲500
2. 国際交流推進事業経費 委 ▲1,050	▲1,050
3. 市駅前観光情報発信事業経費 負 ▲1,351	▲1,351
4. 枚方宿地区賑わい創出基金積立金 (1) 指定寄附金分	▲1,860 ▲1,962

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
23. 環境保全費	377,898	▲25,859	352,039	-	▲20,000	-	▲5,859
24. 人権施策推進事業費	26,000	▲1,121	24,879	▲523	-	-	▲598
26. 生涯学習費	778,152	▲21,314	756,838	-	▲16,500	▲2,733	▲2,081
(項)							
(2) 徴 税 費	1,910,154	▲14,122	1,896,032	44,400	-	-	▲58,522
1. 賦 課 費	712,355	▲8,171	704,184	42,081	-	-	▲50,252
2. 徴 収 費	478,154	-	478,154	18,839	-	-	▲18,839
3. 税総合システム費	719,645	▲5,951	713,694	▲16,520	-	-	10,569

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(2) 基金利子分 102
12. 委託料 ▲1,960	1. 委託料 ▲1,960	1. 環境保全事業経費 ▲1,150 (1) 諸 経 費 ▲1,150 委 ▲1,150
14. 工事請負費 ▲23,899	1. 工事請負費 ▲23,899	2. 環境美化推進事業経費 ▲8,393 (1) ポイ捨て防止事業経費 ▲8,393 委 ▲810 工 ▲7,583
12. 委託料 ▲1,121	1. 委託料 ▲1,121	3. 電力一括購入等事業経費 ▲16,316 (1) 市有施設照明設備LED化改良工事費 ▲16,316
12. 委託料 ▲2,646	1. 委託料 ▲2,646	1. 人権啓発・相談経費 ▲1,121 (1) 人権ケースワーク事業委託料 ▲1,121
14. 工事請負費 ▲18,668	1. 工事請負費 ▲18,668	1. 生涯学習市民センター設備・機器等改修経費 ▲21,314 (1) 各種設備・機器等改修事業費 ▲21,314 委 ▲2,646 工 ▲18,668
11. 役 務 費 400	1. 通信運搬費 400	1. 個人市民税の賦課経費 400 (1) 諸 経 費 400 通 400
12. 委託料 ▲8,571	1. 委託料 ▲8,571	2. 固定資産税・都市計画税の賦課経費 ▲8,571 (1) 各種委託料 ▲8,571 ア. 標準宅地鑑定評価委託料 ▲1,183 イ. 納付書同封チラシ作成等業務委託料 ▲979 ウ. 納税通知書等作成委託料 ▲6,409
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料 ▲1,386	1. 委託料 ▲1,386	1. システム機器賃借料 ▲4,565 2. システム標準化・共通化対応経費 ▲1,386 委 ▲1,386
13. 使用料及び賃借料 ▲4,565	1. 使用料及び賃借料 ▲4,565	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1,771,208	▲240,858	1,530,350	▲214,171	-	▲30,000	3,313
1. 戸籍住民基本台帳費	1,765,558	▲240,858	1,524,700	▲214,171	-	▲30,000	3,313
(項)							
(4) 選 挙 費	417,319	▲19,432	397,887	▲14,203	-	▲1,709	▲3,520
1. 選挙管理委員会費	102,807	▲3,520	99,287	-	-	-	▲3,520
3. 参議院議員選挙費	161,125	▲14,203	146,922	▲14,203	-	-	-
4. 津田財産区議会議員選挙費	6,999	▲1,709	5,290	-	-	▲1,709	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需 用 費 ▲30,100	1. 消耗品費 ▲30,000 6. 修 繕 料 ▲100	1. 戸籍システム経費 ▲222,850 (1) 振り仮名法改正関連事業費 ▲230,000 通 ▲30,000 委 ▲200,000 (2) 戸籍システム事業費 7,150 委 7,150
11. 役 務 費 ▲30,300	1. 通信運搬費 ▲30,300	2. 旅券発給事務経費 ▲30,000 (1) 諸 経 費 ▲30,000 消 ▲30,000
12. 委 託 料 ▲180,458	1. 委 託 料 ▲180,458	3. コンビニ交付運営経費 12,392 (1) 各種委託料 12,392 ア. コンビニ交付システム附票旧氏対応委託料
		4. 事務経費 ▲400 修 ▲100 通 ▲300
12. 委 託 料 ▲3,520	1. 委 託 料 ▲3,520	1. システム標準化・共通化対応経費 ▲3,520 委 ▲3,520
10. 需 用 費 ▲3,063	1. 消耗品費 ▲1,331 3. 食 糧 費 ▲723 4. 印刷製本費 ▲1,009	1. 投票事務経費 ▲2,054 消 ▲1,331 食 ▲723 2. 選挙公報発行経費 ▲2,884 (1) 選挙公報配布委託料 ▲2,884 3. 入場整理券発送経費 ▲2,322 委 ▲2,322 4. 期日前投票・不在者投票事務経費 ▲4,528 委 ▲4,528 5. 事務経費 ▲2,415 印 ▲1,009 委 ▲1,406
12. 委 託 料 ▲11,140	1. 委 託 料 ▲11,140	
11. 役 務 費 ▲689	1. 通信運搬費 ▲689	1. 入場整理券発送経費 ▲689 通 ▲689 2. 選挙公営関係経費 ▲1,020 (1) 通常はがき郵送料公営負担金 ▲1,020
18. 負担金補助及び 交付金 ▲1,020	1. 負 担 金 ▲1,020	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5)統計調査費	316,986	22	317,008	-	-	-	22
2. 基幹統計調査費	231,403	22	231,425	-	-	-	22
(款)							
3. 民 生 費	95,856,797	▲1,056,184	94,800,613	▲1,582,503	▲143,700	27,629	642,390
(項)							
(1)社会福祉費	41,267,001	▲429,477	40,837,524	▲1,113,980	▲122,500	▲10,898	817,901
1. 社会福祉総務費	1,580,098	▲83,138	1,496,960	18,646	▲51,500	▲10,898	▲39,386
2. 老人福祉費	1,747,969	▲229,592	1,518,377	▲151,604	▲71,000	-	▲6,988
3. 老人医療助成費	144	5	149	-	-	-	5
4. 障害者福祉総務費	912,904	-	912,904	▲2,970	-	-	2,970

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
22. 償還金利子及び 割引料 22	1. 償 還 金 22	1. 府補助金等償還金 22
12. 委 託 料 ▲58,462	1. 委 託 料 ▲58,462	1. 民生委員経費 ▲5,303 (1) 民生委員活動費負担金 ▲5,303
18. 負担金補助及び 交付金 ▲13,778	1. 負 担 金 ▲13,778	2. 福祉基金積立金 ▲10,898 (1) 指定寄附金分 ▲10,898
24. 積 立 金 ▲10,898	1. 基金積立金 ▲10,898	3. 総合福祉会館管理運営経費 ▲58,462 (1) 実施設計委託料 ▲10,218 (2) 総合福祉会館E S C O事業費 ▲48,244 ア. E S C O事業委託料 ▲48,244
12. 委 託 料 ▲13,214	1. 委 託 料 ▲13,214	4. ポイント事業経費 ▲8,475 負 ▲8,475
14. 工事請負費 ▲41,014	1. 工事請負費 ▲41,014	1. 総合福祉センター管理運営経費 ▲1,619 (1) 実施設計委託料 ▲1,619
18. 負担金補助及び 交付金 ▲175,364	2. 補 助 金 ▲175,364	2. 楽寿荘管理運営経費 ▲22,000 (1) 各種委託料 ▲1,690 ア. 実施設計委託料 ▲1,690 (2) 斜面对策工事費 ▲20,310
22. 償還金利子及び 割引料 5	1. 償 還 金 5	3. 公的介護施設等整備事業経費 ▲175,364 補 ▲175,364
		4. 指定管理施設改修経費 ▲30,609 (1) 市立特別養護老人ホーム・デイサービスセンター施設 改修費 ▲30,609 ア. 実施設計委託料 ▲9,905 イ. 工事請負費 ▲20,704
		1. 府補助金等償還金 5

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 障害者自立支援費	14,014,053	145,995	14,160,048	109,495	-	-	36,500
8. 国民健康保険費	3,627,218	739,994	4,367,212	▲16,008	-	-	756,002
9. 国民年金費	70,690	▲2,965	67,725	▲2,965	-	-	-
10. 介護保険費	6,119,520	22,076	6,141,596	27	-	-	22,049
11. 後期高齢者医療費	6,949,584	10,633	6,960,217	▲36,116	-	-	46,749
13. 定額減税補足給付金事業費	2,311,104	▲1,032,485	1,278,619	▲1,032,485	-	-	-

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		( 財 源 補 正 )
19. 扶 助 費 145,995	75. 介護給付費 126,474 77. 更生医療費 19,521	1. 居宅介護（ホームヘルプサービス）事業経費 72,890 (1) 介護給付費 72,890 2. 重度訪問介護事業経費 32,612 (1) 介護給付費 32,612 3. 共同生活援助（グループホーム）事業経費 20,972 (1) 訓練等給付費〔扶〕 20,972 4. 自立支援医療費 19,521 (1) 更生医療費 19,521
27. 繰 出 金 739,994	1. 繰 出 金 739,994	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 739,994 (1) 保険基盤安定制度分（保険料軽減分） 58,396 (2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分） ▲75,913 (3) 事務費等分 ▲1,078 (4) 未就学児均等割保険料分 ▲2,387 (5) 国保財政安定化支援事業 705,037 (6) 地方単独事業減額調整分 55,939
12. 委 託 料 ▲2,965	1. 委 託 料 ▲2,965	1. 国民年金システム管理経費 ▲2,965 (1) システム改修委託料 ▲2,965
27. 繰 出 金 22,076	1. 繰 出 金 22,076	1. 介護保険特別会計への繰出金 22,076 (1) 介護給付費分 24,748 (2) 事務費等分 ▲2,708 (3) 低所得者介護保険料軽減分 36
18. 負担金補助及び 交付金 54,872	1. 負 担 金 54,872	1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲44,239 (1) 事務費等分 ▲7,429 (2) 保険基盤安定制度分 ▲36,810
27. 繰 出 金 ▲44,239	1. 繰 出 金 ▲44,239	2. 後期高齢者医療事業経費 54,872 (1) 療養給付費負担金 54,872
11. 役 務 費 ▲23,286	1. 通信運搬費 ▲23,286	1. 定額減税補足給付金事業経費 ▲953,100 補 ▲953,100
12. 委 託 料 ▲56,099	1. 委 託 料 ▲56,099	2. 事務経費 ▲79,385 通 ▲23,286 委 ▲56,099

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 児童福祉費	39,298,621	▲591,727	38,706,894	▲433,543	▲21,200	38,527	▲175,511
1. 児童福祉総務費	15,587,012	▲1,166,250	14,420,762	▲1,043,056	▲3,900	55,000	▲174,294
2. 保育所費	17,328,613	602,055	17,930,668	594,635	▲11,100	-	18,520

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
18. 負担金補助及び 交付金 ▲953,100	2. 補 助 金 ▲953,100
12. 委 託 料 ▲47,445	1. 委 託 料 ▲47,445
18. 負担金補助及び 交付金 2,387	2. 補 助 金 2,387
19. 扶 助 費 ▲1,176,192	46. 助産施設・母子 生活支援施設扶 助費 5,111 50. 障害児通所給付 費 46,106 56. 児童扶養手当 ▲108,094 92. 児童手当 ▲1,119,315
24. 積 立 金 55,000	1. 基金積立金 55,000
12. 委 託 料 378,410	1. 委 託 料 378,410
14. 工事請負費 ▲12,410	1. 工事請負費 ▲12,410
18. 負担金補助及び 交付金 ▲134,496	2. 補 助 金 ▲134,496

概 要	説 明
1. 児童福祉法による扶助費	5,111
(1) 母子生活支援施設扶助費	5,111
2. 児童扶養手当等事業経費	▲108,094
(1) 児童扶養手当〔扶〕	▲108,094
3. 保育システム管理経費	▲5,460
(1) システム改修委託料	▲550
(2) システム保守点検委託料	▲4,910
4. 児童手当事業経費	▲1,119,315
(1) 児童手当〔扶〕	▲1,119,315
5. 障害児通所支援事業経費	48,493
(1) 児童発達支援事業費〔扶〕	46,106
(2) 障害児安全安心対策事業	1,171
補 1,171	
(3) 児童虐待防止対策等総合支援事業	1,216
補 1,216	
6. 子どもの見守り推進事業経費	▲3,300
委 ▲3,300	
7. システム標準化・共通化対応経費	▲34,265
委 ▲34,265	
8. (仮称) 子ども未来館整備事業経費	▲4,420
委 ▲4,420	
9. こども施策推進基金積立金	55,000
(1) 指定寄附金分	55,000
1. 公立保育所管理経費	▲13,884
(1) 施設改善補修事業費	▲13,884
ア. 設計委託料	▲1,474
イ. 施設改善補修工事	▲12,410
2. 私立保育所等経費	589,625
(1) 保育所各種委託料	381,143
ア. 保育委託料	377,111
イ. 月途中入所保育委託料	53

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 家庭児童相談費	43,754	-	43,754	10,542	-	-	▲10,542
7. 青少年対策費	256,688	-	256,688	1,170	-	100	▲1,270
8. 放課後児童対策費	1,779,273	▲24,857	1,754,416	3,166	▲6,200	▲16,573	▲5,250
9. 児童発達支援センター費	754,267	▲2,675	751,592	-	-	-	▲2,675
(項) (3)生活保護費	15,290,375	▲34,980	15,255,395	▲34,980	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
19. 扶 助 費 370,551	71. 施設型給付費 343,331 72. 地域型保育給付費 27,220	ウ. 市独自副食費免除分 3,979 (2) 認定こども園施設型給付費〔扶〕 343,331 ア. 初日分 342,957 イ. 月途中分 29 ウ. 市独自副食費免除分 345 (3) 各種補助金 ▲134,849 ア. 子ども・子育て支援事業補助金 ▲128,090 イ. 施設整備補助金 ▲6,759 3. 小規模保育事業経費 23,848 (1) 地域型保育給付費〔扶〕 27,220 ア. 初日分 27,220 (2) 各種補助金 ▲3,372 ア. 私立小規模保育事業補助金 ▲3,372 4. 保育所等研修経費 ▲1,259 委 ▲1,259 5. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費 3,725 補 3,725
		( 財 源 補 正 )
		( 財 源 補 正 )
12. 委 託 料 ▲24,857	1. 委 託 料 ▲24,857	1. 施設管理経費 ▲8,284 (1) 各種委託料 ▲8,284 ア. 施設改修設計委託料 ▲8,284 2. 運営経費 ▲3,172 (1) 諸 経 費 ▲3,172 委 ▲3,172 3. 総合型放課後事業運営委託料 ▲13,401
12. 委 託 料 ▲2,675	1. 委 託 料 ▲2,675	1. 施設運営経費 ▲2,675 (1) 各種委託料 ▲2,675 ア. 預かり業務委託料 ▲2,675

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 生活保護総務費	936,931	▲34,980	901,951	▲34,980	-	-	-
(款)							
4. 衛 生 費	15,732,414	▲147,242	15,585,172	▲129,803	244,300	▲10,327	▲251,412
(項)							
(1) 保健衛生費	8,119,540	▲85,152	8,034,388	▲129,803	251,800	8,104	▲215,253
2. 保健所費	1,175,788	▲64,115	1,111,673	-	▲46,200	-	▲17,915
3. 予 防 費	4,069,422	▲297,548	3,771,874	▲124,947	-	13,164	▲185,765

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲34,980	1. 委 託 料 ▲34,980	1. 生活保護システム運用経費 6,600 委 6,600 2. システム標準化・共通化対応経費 ▲41,580 委 ▲41,580
14. 工事請負費 ▲61,637	1. 工事請負費 ▲61,637	1. 不妊治療検査費助成事業経費 ▲1,320 (1) 不妊治療検査費負担金 ▲1,320 2. 不育症治療費等助成事業経費 ▲1,158 (1) 不育症治療費等負担金〔扶〕 ▲1,158 3. 保健所移転準備経費 ▲61,637 工 ▲61,637
19. 扶 助 費 ▲2,478	62. 不妊治療検査費負担金 ▲1,320 63. 不育症医療費負担金 ▲1,158	
12. 委 託 料 ▲179,352	1. 委 託 料 ▲179,352	1. 予防接種実施経費 ▲289,257 (1) 予防接種健康被害対策費 ▲121,680 ア. 障害保険金等 ▲8,069 イ. 医療費・医療手当等〔交付金〕 ▲113,611 (2) 子宮頸がん予防接種委託料 ▲65,553 (3) 新型コロナウイルス予防接種委託料 ▲65,736 (4) 帯状疱疹予防接種委託料 ▲36,288 2. 救急医療経費 21,233 (1) 北河内子ども夜間救急センター運営費負担金 21,233 3. AED（自動体外式除細動器）普及・啓発事業経費 ▲749 (1) AEDコンビニ設置事業費 ▲749 使 ▲749 4. 新型コロナウイルス感染症対策経費 ▲11,775 (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 ▲9,921 委 ▲9,921 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費 ▲1,854 委 ▲1,854 5. 出産・子育て応援事業経費 ▲17,000 補 ▲17,000
13. 使用料及び賃借料 ▲749	1. 使用料及び賃借料 ▲749	
18. 負担金補助及び交付金 ▲117,447	1. 負 担 金 21,233 2. 補 助 金 ▲17,000 3. 交 付 金 ▲121,680	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 葬 儀 費	247,816	▲7,808	240,008	-	▲1,400	▲5,060	▲1,348
6. 公害対策費	162,819	▲10,271	152,548	-	-	-	▲10,271
8. 上水道費	721,237	294,590	1,015,827	▲4,856	299,400	-	46
(項)							
(2) 清 掃 費	7,612,874	▲62,090	7,550,784	-	▲7,500	▲18,431	▲36,159
1. 塵芥処理費	7,171,150	▲50,549	7,120,601	-	-	▲17,696	▲32,853

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲2,748	1. 委 託 料 ▲2,748	1. 枚方市立やすらぎの杜経費 ▲7,808 (1) 維持補修工事費 ▲5,060 (2) 各種委託料 ▲2,748 ア. 受変電設備改修工事実施設計委託料 ▲901 イ. 外壁改修等工事実施設計委託料 ▲1,847
14. 工事請負費 ▲5,060	1. 工事請負費 ▲5,060	
12. 委 託 料 ▲6,070	1. 委 託 料 ▲6,070	1. 公害調査・指導経費 ▲6,070 (1) 環境調査等事業費 ▲6,070 ア. 河川地下水等環境調査委託料 ▲6,070
17. 備品購入費 ▲4,201	2. 機械器具費 ▲4,201	2. 大気汚染測定局管理経費 ▲4,201 (1) 常時監視等関係機器購入費 備 ▲4,201
18. 負担金補助及び 交付金 ▲4,856	2. 補 助 金 ▲4,856	1. 水道事業会計への出資金 299,446 2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 ▲4,856 (1) 水道事業会計への補助金 ▲4,856
23. 投資及び出資金 299,446	1. 投資及び出資金 299,446	
12. 委 託 料 ▲5,913	1. 委 託 料 ▲5,913	1. ごみ処理（工場）経費（穂谷川資源循環センター） ▲1,243 (1) 改善・補修工事費 ▲1,243 ア. 第3プラント定期補修工事 ▲1,243
14. 工事請負費 ▲6,743	1. 工事請負費 ▲6,743	2. ごみ処理（工場）経費（東部資源循環センター） ▲11,413 (1) 各種委託料 ▲5,913 ア. 工場棟等建物点検設計委託料 ▲1,122 イ. 自動火災報知設備受信機取替工事設計委託料 ▲1,157 ウ. 誘導灯取替工事設計委託料 ▲1,221 エ. 精密機能検査業務委託料 ▲2,413
18. 負担金補助及び 交付金 ▲37,345	1. 負 担 金 ▲37,345	(2) 改善・補修工事費 ▲5,500 ア. プラント定期補修工事 ▲5,500
24. 積 立 金 ▲548	1. 基金積立金 ▲548	3. 環境基金積立金 ▲548 (1) 指定寄附金分 ▲3,687 (2) 本年度積立分 2,939 (3) 基金利子分 200
		4. 枚方京田辺環境施設組合負担金 ▲37,345

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. し尿処理費	441,724	▲11,541	430,183	-	▲7,500	▲735	▲3,306
(款)							
5. 農林水産業費	201,897	▲3,890	198,007	▲9,000	18,000	▲5,500	▲7,390
(項)							
(1) 農 業 費	201,897	▲3,890	198,007	▲9,000	18,000	▲5,500	▲7,390
3. 農業振興費	35,760	▲9,000	26,760	▲9,000	-	-	-
4. 農 地 費	41,127	5,110	46,237	-	18,000	▲5,500	▲7,390
(款)							
6. 商 工 費	518,550	▲43,386	475,164	▲238	-	21	▲43,169
(項)							
(1) 商 工 費	518,550	▲43,386	475,164	▲238	-	21	▲43,169
2. 商工業振興費	334,968	▲43,386	291,582	-	-	21	▲43,407

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲1,541	1. 委 託 料 ▲1,541	1. 希釈放流経費 ▲11,541 (1) 各種委託料 ▲1,541 ア. 除草樹木剪定等委託料 ▲1,214 イ. 中央監視室等換気設備更新工事実施設計委託料 ▲327
14. 工事請負費 ▲10,000	1. 工事請負費 ▲10,000	(2) 改善・補修工事費 ▲10,000 ア. 希釈放流センター老朽化対策工事 ▲10,000
18. 負担金補助及び 交付金 ▲9,000	2. 補 助 金 ▲9,000	1. 新規就農者確保事業経費 ▲9,000 (1) 新規就農者確保事業費 ▲9,000 ア. 新規就農者確保事業補助金 ▲1,500 イ. 経営発展支援事業補助金 ▲7,500
18. 負担金補助及び 交付金 5,110	1. 負 担 金 12,584 2. 補 助 金 ▲7,474	1. 土地改良事業経費 ▲7,474 (1) 土地改良事業補助金 ▲7,474 2. 老朽ため池改修経費（安心安全基金繰入金分） 12,584 負 12,584
12. 委 託 料 ▲4,594	1. 委 託 料 ▲4,594	1. 地域産業振興経費 ▲3,500 (1) 創業支援事業費 ▲3,500 補 ▲3,500
18. 負担金補助及び 交付金 ▲38,813	2. 補 助 金 ▲38,813	2. 地域経済活性化基金積立金 21 (1) 基金利子分 21
24. 積 立 金 21	1. 基金積立金 21	3. 商業振興対策事業経費 ▲10,000 (1) 商店街等活性化促進事業補助金 ▲10,000 4. 工業振興対策事業経費 ▲5,088 (1) 地域産業基盤強化奨励金 ▲5,088 補 ▲5,088 5. 届出受理・認定業務関係事業経費 ▲4,594 (1) 大規模小売店舗立地法関係事務委託料 ▲4,594

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 勤労者対策費	10,427	-	10,427	▲238	-	-	238
(款)							
7. 土 木 費	14,726,039	▲564,047	14,161,992	▲791,478	▲229,400	▲71,600	528,431
(項)							
(1) 土木管理費	403,932	▲11,998	391,934	▲32,187	▲1,800	▲2,384	24,373
1. 土木総務費	403,932	▲11,998	391,934	▲32,187	▲1,800	▲2,384	24,373
(項)							
(2) 道路橋梁費	3,069,121	354,929	3,424,050	▲129,872	486,800	▲20,000	18,001
1. 道路橋梁総務費	1,635,376	▲448,229	1,187,147	▲417,980	-	▲20,000	▲10,249

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		6. 雇用対策事業経費 ▲20,225
		(1) 若年者奨学金返還支援事業費 ▲20,225
		補 ▲20,225
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料	1. 委託料	1. 土木部中部別館維持管理経費 ▲1,933
▲2,463	▲2,463	(1) 市有建築物保全計画に伴う改修事業費 ▲1,933
		ア. 受変電設備更新工事設計委託料 ▲1,933
18. 負担金補助及び 交付金	2. 補助金	2. 土砂災害特別警戒区域内既存家屋移転・補強事業経費 ▲9,535
▲9,535	▲9,535	補 ▲9,535
		3. 北部別館維持管理経費 ▲530
		(1) 市有建築物保全計画に伴う改修事業費 ▲530
		ア. 電灯設備改修工事設計委託料 ▲530
7. 報償費	1. 報償金	1. 道路管理経費 ▲6,900
▲700	▲700	(1) 各種委託料 ▲6,900
		ア. 道路施設調査点検委託料 ▲6,900
8. 旅 費	3. 特別旅費	2. 牧野高槻線及び京都守口線整備事業関連経費 ▲422,780
▲100	▲100	(1) 牧野高槻線及び京都守口線整備事業費 ▲422,430
		ア. 立会報償金 ▲200
		イ. 旅費交通費 ▲100
		ウ. 不動産鑑定手数料 ▲2,500
		エ. 用地交渉委託料 ▲20,000
		オ. 物件調査委託料 ▲3,630
		カ. 登記委託料 ▲4,000
		キ. 土壌汚染調査委託料 ▲10,000
		ク. 用地管理費 ▲12,000
		ケ. 土地購入経費 ▲320,000
		コ. 物件補償費 ▲50,000
10. 需用費	1. 消耗品費	
▲1,050	▲1,050	
11. 役務費	4. 手数料	
▲2,500	▲2,500	
12. 委託料	1. 委託料	
▲59,879	▲59,879	
14. 工事請負費	1. 工事請負費	
▲14,000	▲14,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 道路橋梁維持費	858,875	807,700	1,666,575	288,108	486,800	-	32,792
4. 交通対策費	422,990	▲4,542	418,448	-	-	-	▲4,542
(項)							
(4) 都市計画費	11,203,107	▲902,401	10,300,706	▲629,419	▲714,400	▲49,216	490,634
1. 都市計画総務費	806,298	2,760	809,058	▲1,810	▲700	-	5,270
2. 開 発 費	359,745	▲28,567	331,178	▲19,113	-	▲8,637	▲817

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
16. 公有財産購入費 ▲320,000	2. 土地購入費 ▲320,000	(2) 諸 経 費 ▲350 消 ▲350
21. 補償補填及び賠償金 ▲50,000	1. 補 償 金 ▲50,000	3. 枚方高槻線整備事業関連経費 ▲18,549 (1) 枚方高槻線整備事業費 ▲17,849 ア. 立会報償金 ▲500 イ. 用地測量委託料 ▲12,000 ウ. 大阪府受託事業用地補償積算技術業務委託料 ▲3,349 エ. 用地管理費 ▲2,000 (2) 諸 経 費 ▲700 消 ▲700
12. 委 託 料 46,000	1. 委 託 料 46,000	1. 維持補修経費 46,000 (1) 道路附属施設点検委託料
14. 工事請負費 761,700	1. 工事請負費 761,700	2. 主要道路リフレッシュ整備事業経費 750,700 (1) 工事請負費 3. 橋梁修繕・補強事業経費 11,000 (1) 工事請負費
14. 工事請負費 ▲4,000	1. 工事請負費 ▲4,000	1. 生活ゾーン交通安全対策経費 ▲4,000 (1) 交差点マーク・カーブミラー等設置工事費 ▲4,000 2. 車両購入経費 ▲542
17. 備品購入費 ▲542	1. 庁用器具費 ▲542	
12. 委 託 料 8,760	1. 委 託 料 8,760	1. 歴史的景観保全事業経費 ▲6,000 (1) 枚方宿街なみ環境整備事業費 ▲6,000 ア. 修景補助金 ▲6,000 2. 都市整備部分室管理経費 ▲1,037 (1) 分室施設管理委託料 ▲1,037 3. 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画推進事業経費 9,797 委 9,797
18. 負担金補助及び交付金 ▲6,000	2. 補 助 金 ▲6,000	
17. 備品購入費 ▲817	1. 庁用器具費 ▲817	1. 住宅・建築物耐震化促進事業経費 ▲27,750 (1) 既存民間建築物耐震診断補助金 ▲5,350 ア. 特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等 ▲3,000 イ. 木造住宅 ▲2,350
18. 負担金補助及び交付金 ▲27,750	2. 補 助 金 ▲27,750	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 公 園 費	1,061,796	23,864	1,085,660	15,500	22,300	▲11,274	▲2,662
4. 立体交差事業費	2,505,420	▲1,092,750	1,412,670	▲481,146	▲545,000	-	▲66,604
6. 公共下水道費	4,482,475	-	4,482,475	-	-	▲30,269	30,269
7. 区画整理事業費	670,091	▲319,000	351,091	▲106,333	▲191,400	-	▲21,267

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(2) 木造住宅等耐震改修補助金 ▲22,400
		2. 都市づくり情報DX推進事業経費 ▲817
		備 ▲817
12. 委託料 ▲13,200	1. 委託料 ▲13,200	1. 公園施設長寿命化計画に基づく改築等事業経費 36,400
		(1) LED化設計委託料
		(2) 工事請負費
14. 工事請負費 49,600	1. 工事請負費 49,600	2. 花と緑のまちづくり基金積立金 ▲12,536
		(1) 指定寄附金分 ▲12,536
24. 積立金 ▲12,536	1. 基金積立金 ▲12,536	
12. 委託料 ▲154,000	1. 委託料 ▲154,000	1. 京阪本線連続立体交差事業経費 ▲777,654
		(1) 京阪本線連続立体交差事業費 ▲777,654
		ア. 高架化関連検討業務委託料 ▲18,000
		イ. 高架化関連測量委託料 ▲34,000
		ウ. 高架化関連調査委託料 ▲10,000
		エ. 草刈委託料 ▲4,000
		オ. 登記委託料 ▲3,000
		カ. 文化財調査委託料 ▲85,000
		キ. 用地賃借料 ▲13,000
		ク. 高架化付帯工事費 ▲22,000
		ケ. 土地購入経費 ▲49,000
		コ. 連続立体交差事業負担金 ▲513,654
		サ. 物件補償費 ▲26,000
		2. 連続立体交差事業関連まちづくり事業経費 ▲315,096
		(1) 光善寺駅周辺市街地再開発事業費 ▲315,096
		補 ▲315,096
		( 財 源 補 正 )
18. 負担金補助及び交付金 ▲828,750	1. 負担金 ▲513,654	1. 区画整理支援事業経費 ▲319,000
	2. 補助金 ▲315,096	(1) 村野駅西地区土地区画整理事業費 ▲319,000
		補 ▲319,000
21. 補償補填及び賠償金 ▲26,000	1. 補償金 ▲26,000	
18. 負担金補助及び交付金 ▲319,000	2. 補助金 ▲319,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 都市計画道路整備事業費	461,299	48,170	509,469	-	400	▲3,411	51,181
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	804,572	463,122	1,267,694	▲36,517	-	4,375	495,264
(項)							
(5) 住 宅 費	14,805	▲4,577	10,228	-	-	-	▲4,577
1. 住 宅 費	14,805	▲4,577	10,228	-	-	-	▲4,577
(款)							
8. 消 防 費	4,840,595	8,226	4,848,821	▲2,945	▲1,100	▲1,261	13,532
(項)							
(1) 消 防 費	4,840,595	8,226	4,848,821	▲2,945	▲1,100	▲1,261	13,532
1. 常備消防費	4,501,818	13,329	4,515,147	-	-	-	13,329
2. 非常備消防費	105,920	-	105,920	-	-	▲203	203

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
16. 公有財産購入費 48,170	2. 土地購入費 48,170	1. 土地開発公社健全化対策事業経費 48,170 (1) 枚方藤阪線用地 48,170 ア. 土地購入費(土地開発公社) (岡東町地区) 面 積 69.05㎡ 元 金 44,565千円 利 子 3,159千円 事務費 446千円
12. 委託料 ▲15,903	1. 委託料 ▲15,903	1. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業経費 ▲39,653 (1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業費 ▲23,750 工 ▲18,000 負 ▲5,750 (2) 枚方市駅周辺エリアマネジメント検討等事業費 ▲980 委 ▲980 (3) 枚方市駅周辺再整備調査設計等事業費 ▲14,923 委 ▲14,923
14. 工事請負費 ▲18,000	1. 工事請負費 ▲18,000	2. 枚方市駅周辺再整備推進基金積立金 502,775 (1) 基金利子分 2,775 (2) 本年度積立分 500,000
18. 負担金補助及び 交付金 ▲5,750	1. 負 担 金 ▲5,750	
24. 積 立 金 502,775	1. 基金積立金 502,775	
12. 委託料 ▲603	1. 委託料 ▲603	1. 市営住宅管理経費 ▲4,577 (1) 市有建築物定期点検委託料 ▲603 (2) 諸 経 費 ▲3,974 備 ▲3,974
17. 備品購入費 ▲3,974	1. 庁用器具費 ▲3,974	
18. 負担金補助及び 交付金 13,329	1. 負 担 金 13,329	1. 枚方寝屋川消防組合に対する負担金 13,329
		( 財 源 補 正 )

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消防施設費	52,287	▲1,100	51,187	-	▲1,100	-	-
5. 災害対策費	174,346	▲4,003	170,343	▲2,945	-	▲1,058	-
(款)							
9. 教育費	18,036,660	4,033,244	22,069,904	885,094	3,335,700	4,439	▲191,989
(項)							
(1) 教育総務費	5,080,212	▲31,186	5,049,026	▲27,376	-	-	▲3,810
2. 事務局費	3,713,296	▲10,413	3,702,883	347	-	-	▲10,760
3. 教育研究費	1,283,218	▲18,801	1,264,417	▲32,566	-	-	13,765

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
17. 備品購入費 ▲1,100	2. 機械器具費 ▲1,100	1. 消防器具購入経費 ▲1,100 備 ▲1,100
12. 委託料 ▲8,555	1. 委託料 ▲8,555	1. 防災啓発事業経費 ▲1,375 委 ▲1,375
18. 負担金補助及び 交付金 ▲9,100	2. 補助金 ▲9,100	2. 安心安全基金積立金 13,644 (1) 基金利子分 594 (2) 指定寄附金 13,050
24. 積立金 13,652	1. 基金積立金 13,652	3. 災害復興支援基金積立金 8 (1) 基金利子分 8
		4. 個別避難計画作成促進事業経費 ▲7,180 (1) 個別避難計画作成促進事業経費(安心安全基金繰入金分) ▲7,180 委 ▲7,180
		5. 災害時要配慮者支援事業経費 ▲9,100 (1) 福祉避難所指定促進等事業費(安心安全基金繰入金分) ▲9,100 補 ▲9,100
13. 使用料及び賃借 料 ▲4,000	1. 使用料及び賃借 料 ▲4,000	1. 地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業費 125 補 125
17. 備品購入費 ▲6,538	1. 庁用器具費 ▲6,538	2. 車両購入経費 ▲877 3. 学校ICT機器等整備事業経費 ▲9,661 (1) 機器更新費 ▲4,000 使 ▲4,000
18. 負担金補助及び 交付金 125	2. 補助金 125	(2) 諸経費 ▲5,661 備 ▲5,661
8. 旅 費 ▲730	3. 特別旅費 ▲730	1. 不登校対策事業経費 ▲684 備 ▲684
12. 委託料 ▲9,344	1. 委託料 ▲9,344	2. 英語教育推進事業経費 ▲1,475 使 ▲725 負 ▲750
13. 使用料及び賃借 料 ▲7,293	1. 使用料及び賃借 料 ▲7,293	3. 学力向上推進事業経費 ▲13,158 委 ▲9,344 使 ▲3,814
		4. 中学校武道推進事業経費 ▲2,754

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	75,231	▲1,972	73,259	4,843	-	-	▲6,815
(項)							
(2) 小学校費	5,410,010	2,660,671	8,070,681	559,674	2,139,700	-	▲38,703
1. 小学校管理費	4,960,914	2,660,671	7,621,585	559,674	2,139,700	-	▲38,703

(単位：千円)

節	細 節	概 要 分 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
17. 備品購入費 ▲684	1. 庁用器具費 ▲684	使 ▲2,754
18. 負担金補助及び 交付金 ▲750	1. 負 担 金 ▲750	5. 中学校部活動地域連携事業経費 ▲730 (1) 中学校部活動地域連携事業費 ▲730 旅 ▲730
10. 需 用 費 ▲1,243	5. 光熱水費 ▲1,243	1. 施設管理経費 ▲1,972 (1) 諸 経 費 ▲1,972 光 ▲1,243 備 ▲729
17. 備品購入費 ▲729	1. 庁用器具費 ▲729	
10. 需 用 費 ▲2,564	1. 消耗品費 ▲2,564	1. 施設管理経費 ▲7,815 (1) 各種委託料 ▲7,815 ア. 建築物定期点検業務委託料 ▲7,815
11. 役 務 費 ▲610	4. 手 数 料 ▲610	2. 運営経費 ▲2,564 (1) 諸 経 費 ▲2,564 消 ▲2,564
12. 委 託 料 ▲14,064	1. 委 託 料 ▲14,064	3. 禁野小学校整備事業経費 160,191 (1) 手 数 料 (2) 設計委託料 (3) 工事請負費
13. 使用料及び賃借 料 ▲500	1. 使用料及び賃借 料 ▲500	4. 学校園施設改善事業経費 1,258,546 (1) 施設改善維持補修経費 1,143,836 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
14. 工事請負費 2,678,709	1. 工事請負費 2,678,709	(2) 学校エレベーター整備事業経費 115,510 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
15. 原材料費 ▲300	1. 原材料費 ▲300	(3) 学校グラウンド改修事業経費 ▲800 使 ▲500 原 ▲300
		5. 学校水泳授業民間活用事業経費 ▲1,910 委 ▲1,910
		6. 学校空調設備整備事業経費 1,254,223 (1) 空調設備維持管理業務委託料 (2) 教室等空調設備更新DBO事業設計・工事監理委託料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 中学校費	1,543,773	1,454,769	2,998,542	349,247	1,149,300	-	▲43,778
1. 中学校管理費	1,245,709	1,454,769	2,700,478	351,214	1,149,300	-	▲45,745
2. 中学校教育振興費	239,456	-	239,456	▲1,967	-	-	1,967
(項)							
(4) 幼稚園費	809,023	55,529	864,552	7,439	51,500	-	▲3,410
1. 幼稚園費	809,023	55,529	864,552	7,439	51,500	-	▲3,410
(項)							
(5) 社会教育費	1,619,546	▲27,203	1,592,343	▲3,890	71,300	3,374	▲97,987
1. 社会教育総務費	25,426	▲1,983	23,443	-	-	-	▲1,983

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		(3) 教室等空調設備更新D B O事業維持管理業務委託料 (4) 教室等空調設備更新D B O事業工事請負費
12. 委託料 ▲28,361	1. 委託料 ▲28,361	1. 施設管理経費 ▲6,625 (1) 各種委託料 ▲6,625 ア. 建築物定期点検業務委託料 ▲6,625
13. 使用料及び賃借料 ▲2,000	1. 使用料及び賃借料 ▲2,000	2. 学校園施設改善事業経費 533,004 (1) 施設改善維持補修経費 393,449 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
14. 工事請負費 1,487,130	1. 工事請負費 1,487,130	(2) 学校グラウンド改修事業経費 ▲4,000 使 ▲2,000 原 ▲2,000 (3) 学校エレベーター整備事業経費 143,555 ア. 実施設計委託料 イ. 工事請負費
15. 原材料費 ▲2,000	1. 原材料費 ▲2,000	3. 学校空調設備整備事業経費 928,390 (1) 空調設備維持管理業務委託料 (2) 教室等空調設備更新D B O事業設計・工事監理委託料 (3) 教室等空調設備更新D B O事業維持管理業務委託料 (4) 教室等空調設備更新D B O事業工事請負費
		( 財 源 補 正 )
12. 委託料 ▲5,925	1. 委託料 ▲5,925	1. 学校園施設改善事業経費 55,529 (1) 施設改善維持補修経費 55,529 ア. 設計委託料 イ. 施設改善補修工事
14. 工事請負費 61,454	1. 工事請負費 61,454	
12. 委託料 ▲1,983	1. 委託料 ▲1,983	1. はたちのつどい実施経費 ▲1,983 委 ▲1,983

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 文化財保護費	266,304	▲7,486	258,818	▲3,890	-	▲2,365	▲1,231
3. 図書館費	1,327,816	▲17,734	1,310,082	-	71,300	5,739	▲94,773
(項)							
(6) 保健体育費	3,574,096	▲79,336	3,494,760	-	▲76,100	1,065	▲4,301
1. 保健体育総務費	206,698	2,295	208,993	-	-	2,295	-
3. スポーツ施設費	442,711	▲46,627	396,084	-	▲36,000	▲1,230	▲9,397

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
12. 委託料 ▲5,121	1. 委託料 ▲5,121
24. 積立金 ▲2,365	1. 基金積立金 ▲2,365
10. 需用費 ▲1,700	5. 光熱水費 ▲1,700
12. 委託料 ▲14,287	1. 委託料 ▲14,287
14. 工事請負費 ▲6,658	1. 工事請負費 ▲6,658
17. 備品購入費 ▲828	1. 庁用器具費 ▲828
24. 積立金 5,739	1. 基金積立金 5,739
24. 積立金 2,295	1. 基金積立金 2,295
12. 委託料 ▲9,559	1. 委託料 ▲9,559
14. 工事請負費 ▲37,068	1. 工事請負費 ▲37,068

概 要	説 明
1. 文化財保護管理経費 (1) 文化財管理委託料 ア. 文化財管理用地竹林整備委託料	▲5,121 ▲5,121 ▲5,121
2. 文化財保存活用基金積立金 (1) 指定寄附金分	▲2,365 ▲2,365
1. 分館（8カ所）管理運営経費 (1) 諸 経 費 光	▲1,000 ▲1,000 ▲1,000
2. 分室（6カ所）管理運営経費 (1) 各種委託料 ア. 分室4カ所建築物定期点検業務委託料	▲980 ▲980 ▲980
3. 施設維持補修経費 委 ▲9,263 工 ▲6,658	▲15,921
4. 図書館等巡回事業経費 委 ▲2,255	▲2,255
5. 図書館オンラインシステム運営経費 (1) 図書情報管理事業費 委 ▲1,789 備 ▲828	▲2,617 ▲2,617
6. 中央図書館管理運営経費 (1) 諸 経 費 光 ▲700	▲700 ▲700 ▲700
7. 子どもに本を届ける基金積立金 (1) 本年度積立分 (2) 指定寄附金分 (3) 基金利子分	5,739 260 5,458 21
1. スポーツ振興基金積立金 (1) 指定寄附金分 (2) 基金利子分	2,295 2,294 1
1. サプリ村野スポーツセンター管理運営経費 (1) 各種委託料 ア. 実施設計委託料 (2) 諸 経 費	▲16,508 ▲685 ▲685 ▲15,823

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 学校給食費	2,922,731	▲35,004	2,887,727	-	▲40,100	-	5,096
(款)							
10. 公 債 費	11,489,409	256,863	11,746,272	-	-	▲439,932	696,795
(項)							
(1) 公 債 費	11,489,409	256,863	11,746,272	-	-	▲439,932	696,795
1. 元 金	10,942,822	285,685	11,228,507	-	-	▲433,956	719,641
2. 利 子	546,587	▲28,822	517,765	-	-	▲5,976	▲22,846
(款)							
11. 諸支出金	1,822,720	333,548	2,156,268	-	-	▲506,507	840,055
(項)							
(1) 諸 費	1,822,720	333,548	2,156,268	-	-	▲506,507	840,055
1. 減債基金費	3,287	341,853	345,140	-	-	1,968	339,885

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		工 ▲15,823
		2. スポーツ施設管理運営経費 ▲30,119
		(1) 諸 経 費 ▲30,119
		委 ▲8,874 工 ▲21,245
12. 委託料 ▲45,992	1. 委託料 ▲45,992	1. 施設管理経費 ▲6,969
		(1) 各種委託料 ▲6,969
		ア. 調理場施設設備整備工事設計委託料 ▲6,969
14. 工事請負費 ▲10,335	1. 工事請負費 ▲10,335	2. 第一学校給食共同調理場運営経費 ▲10,335
		(1) 諸 経 費 ▲10,335
18. 負担金補助及び 交付金 21,323	1. 負 担 金 6,955	工 ▲10,335
	2. 補 助 金 14,368	3. 中学校給食における全員給食実施事業経費 ▲39,023
		(1) 配膳室整備設計委託料 ▲8,405
		(2) モニタリング等業務委託料 ▲3,324
		(3) 第一学校給食共同調理場改修工事設計委託料 ▲27,294
		4. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 14,368
		(1) 学校給食費支援事業費 14,368
		補 14,368
		5. 小学校給食無償化事業経費 6,955
		負 6,955
22. 償還金利子及び 割引料 285,685	1. 償 還 金 285,685	1. 長期債償還金 285,685
22. 償還金利子及び 割引料 ▲28,822	3. 利子及び割引料 ▲28,822	1. 長期債利子 ▲28,822
24. 積 立 金 341,853	1. 基金積立金 341,853	1. 減債基金積立金 341,853
		(1) 基金利子分 1,968
		(2) 本年度積立分 339,885

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 財政調整基金費	1,419,433	▲149,545	1,269,888	-	-	▲149,545	-
3. 土地開発公社貸付金	400,000	▲358,930	41,070	-	-	▲358,930	-
5. 土地開発基金費	-	500,170	500,170	-	-	-	500,170
歳 出 合 計	178,188,585	2,615,672	180,804,257	▲2,032,777	3,183,300	▲1,115,296	2,580,445

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
24. 積立金 ▲149,545	1. 基金積立金 ▲149,545	1. 財政調整基金積立金 ▲149,545 (1) 基金利子分 6,279 (2) 指定寄附金分 ▲155,824
20. 貸付金 ▲358,930	1. 貸付金 ▲358,930	1. 土地開発公社貸付金 ▲358,930
27. 繰出金 500,170	1. 繰出金 500,170	1. 土地開発基金繰出金 500,170

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

#### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,728) 1,862	3,180,515	8,692,228	7,721,156	19,593,899	3,582,385	23,176,284	
補 正 額	(-) -	-	-	124,719	124,719	-	124,719	
補 正 後	(2,728) 1,862	3,180,515	8,692,228	7,845,875	19,718,618	3,582,385	23,301,003	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	171,612	-	171,612
	地 域 手 当	1,011,314	-	1,011,314
	通 勤 手 当	221,393	-	221,393
	管 理 職 手 当	275,202	-	275,202
	時 間 外 勤 務 手 当	441,624	-	441,624
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	6,000	-	6,000
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	2,551,573	-	2,551,573
	勤 勉 手 当	2,094,894	-	2,094,894
	退 職 手 当	789,153	124,719	913,872
	住 居 手 当	137,798	-	137,798
	教 員 特 別 手 当	3,914	-	3,914
	初 任 給 調 整 手 当	4,662	-	4,662
管理職員特別勤務手当	12,017	-	12,017	

## (2) 職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	124,719	1 制度改正に伴う増減分	-	
		2 その他の増減分	124,719	扶養手当 - 地域手当 - 通勤手当 - 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 退職手当 124,719 住居手当 - 教員特別手当 - 初任給調整手当 - 管理職員特別勤務手当 -

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	51,900,837	54,820,774	7,693,100	5,406,738	57,107,136
	補正額	-	-	3,156,000	302,892	2,853,108
	補正後	51,900,837	54,820,774	10,849,100	5,709,630	59,960,244
(1) 総 務	補正前	9,124,844	8,607,790	307,600	653,110	8,262,280
	補正額	-	-	▲52,300	▲876	▲51,424
	補正後	9,124,844	8,607,790	255,300	652,234	8,210,856
(2) 民 生	補正前	2,222,683	2,297,801	748,500	202,987	2,843,314
	補正額	-	-	▲143,700	16,640	▲160,340
	補正後	2,222,683	2,297,801	604,800	219,627	2,682,974
(3) 衛 生	補正前	4,829,074	5,015,723	1,082,966	836,741	5,261,948
	補正額	-	-	244,300	13,848	230,452
	補正後	4,829,074	5,015,723	1,327,266	850,589	5,492,400
(4) 農 林 水 産 業	補正前	3,967	18,260	-	240	18,020
	補正額	-	-	18,000	73	17,927
	補正後	3,967	18,260	18,000	313	35,947
(5) 商 工	補正前	170,350	163,650	-	6,700	156,950
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	170,350	163,650	-	6,700	156,950
(6) 土 木	補正前	19,362,123	20,381,136	3,309,100	1,908,890	21,781,346
	補正額	-	-	▲244,900	139,501	▲384,401
	補正後	19,362,123	20,381,136	3,064,200	2,048,391	21,396,945
(7) 消 防	補正前	623,454	554,959	27,700	70,172	512,487
	補正額	-	-	▲1,100	▲127	▲973
	補正後	623,454	554,959	26,600	70,045	511,514
(8) 教 育	補正前	15,564,342	17,781,455	2,217,234	1,727,898	18,270,791
	補正額	-	-	3,335,700	133,833	3,201,867
	補正後	15,564,342	17,781,455	5,552,934	1,861,731	21,472,658
2. そ の 他	補正前	61,893,304	56,979,790	-	5,536,084	51,443,706
	補正額	-	-	-	▲17,207	17,207
	補正後	61,893,304	56,979,790	-	5,518,877	51,460,913
(1) 地 方 税 等 減 収 補 填 債	補正前	231,599	212,299	-	19,300	192,999
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	231,599	212,299	-	19,300	192,999
(2) 住 民 税 等 減 税 補 填 債	補正前	228,772	101,512	-	83,808	17,704
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	228,772	101,512	-	83,808	17,704
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	61,432,933	56,665,979	-	5,432,976	51,233,003
	補正額	-	-	-	▲17,207	17,207
	補正後	61,432,933	56,665,979	-	5,415,769	51,250,210
合 計	補正前	113,794,141	111,800,564	7,693,100	10,942,822	108,550,842
	補正額	-	-	3,156,000	285,685	2,870,315
	補正後	113,794,141	111,800,564	10,849,100	11,228,507	111,421,157

## 性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人件費	物件費	維持補修費	投資的経費	その他	合計
(1)議会費	-	-	-	-	-	-
(2)総務費	124,719	▲691,101	▲58,568	-	423,490	▲201,460
(3)民生費	-	114,427	▲20,704	▲32,720	▲1,117,187	▲1,056,184
(4)衛生費	-	▲200,574	▲11,803	▲71,637	136,772	▲147,242
(5)農林水産業費	-	-	-	-	▲3,890	▲3,890
(6)商工費	-	▲4,594	-	-	▲38,792	▲43,386
(7)土木費	-	▲213,971	-	432,470	▲782,546	▲564,047
(8)消防費	-	▲9,655	-	-	17,881	8,226
(9)教育費	-	▲166,355	416,361	3,756,871	26,367	4,033,244
(10)公債費	-	-	-	-	256,863	256,863
(11)諸支出金	-	-	-	-	333,548	333,548
(12)予備費	-	-	-	-	-	-
合計	124,719	▲1,171,823	325,286	4,084,984	▲747,494	2,615,672
現計予算の内訳	24,316,487	34,078,573	1,866,933	5,839,357	112,087,235	178,188,585
総計	24,441,206	32,906,750	2,192,219	9,924,341	111,339,741	180,804,257
総計の構成比 (%)	13.5	18.2	1.2	5.5	61.6	100.0



令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 392,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,986,759千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 1 7 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 府支出金		25,738,012	412,778	26,150,790
	(1) 府補助金	25,738,012	412,778	26,150,790
3. 財産収入		100	500	600
	(1) 財産運用収入	100	500	600
4. 繰入金		3,627,218	739,994	4,367,212
	(1) 一般会計繰入金	3,627,218	739,994	4,367,212
5. 諸収入		905,782	▲760,976	144,806
	(2) 雑入	872,782	▲760,976	111,806
歳入合計		37,594,463	392,296	37,986,759

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		718,768	▲1,078	717,690
	(1) 総務管理費	659,065	▲1,078	657,987
2. 保険給付費		25,081,403	415,483	25,496,886
	(1) 療養諸費	21,419,491	415,483	21,834,974
3. 保健事業費		393,962	▲3,238	390,724
	(1) 特定健康診査等事業費	347,237	▲3,238	343,999
4. 国民健康保険事業費納付金		10,977,869	-	10,977,869
	(1) 医療給付費分	7,925,473	-	7,925,473
7. 基金積立金		31,744	500	32,244
	(1) 基金積立金	31,744	500	32,244
8. 予備費		308,217	▲19,371	288,846
	(1) 予備費	308,217	▲19,371	288,846
歳 出 合 計		37,594,463	392,296	37,986,759

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款) 2. 府支出金	25,738,012	412,778	26,150,790		
(項) (1) 府補助金	25,738,012	412,778	26,150,790		
1. 保険給付費等交付金	25,705,943	412,245	26,118,188	1. 保険給付費等交付金(普通交付金)	412,245
2. 事業助成補助金	32,069	533	32,602	1. 事業助成補助金	533
(款) 3. 財産収入	100	500	600		
(項) (1) 財産運用収入	100	500	600		
1. 利子及び配当金	100	500	600	1. 基金積立金利子収入	500
(款) 4. 繰入金	3,627,218	739,994	4,367,212		
(項) (1) 一般会計繰入金	3,627,218	739,994	4,367,212		
1. 一般会計繰入金	3,627,218	739,994	4,367,212	1. 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	58,396
				2. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	▲75,913
				4. 事務費等分繰入金	▲1,078
				6. 未就学児均等割保険料繰入金	▲2,387
				10. 地方単独事業減額調整分	55,939
				11. 国保財政安定化支援事業繰入金	705,037
(款) 5. 諸収入	905,782	▲760,976	144,806		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険給付費等交付金 (普通交付金)	412,245	1. 保険給付費等交付金 (普通交付金)	412,245
1. 事業助成補助金	533	1. 事業助成補助金	533
1. 基金積立金利子収入	500	1. 基金積立金利子収入	500
		(1) 国民健康保険財政調整基金	500
1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	58,396	1. 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	58,396
1. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	▲75,913	2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	▲75,913
1. 事務費等分繰入金	▲1,078	3. 事務費等分繰入金	▲1,078
		4. 未就学児均等割保険料繰入金	▲2,387
1. 未就学児均等割保険料繰入金	▲2,387	5. 地方単独事業減額調整分	55,939
1. 地方単独事業減額調整分	55,939	6. 国保財政安定化支援事業繰入金	705,037
1. 国保財政安定化支援事業繰入金	705,037		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(2)雑 入	872,782	▲760,976	111,806		
3.雑 入	794,782	▲760,976	33,806	1. 雑 入	▲760,976
歳 入 合 計	37,594,463	392,296	37,986,759		

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 雑 入	▲760,976

概 要 説 明	
1. 雑 入	▲760,976

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	718,768	▲1,078	717,690	-	-	-	▲1,078
(項)							
(1) 総務管理費	659,065	▲1,078	657,987	-	-	-	▲1,078
1. 一般管理費	652,069	▲1,078	650,991	-	-	-	▲1,078
(款)							
2. 保険給付費	25,081,403	415,483	25,496,886	415,483	-	-	-
(項)							
(1) 療養諸費	21,419,491	415,483	21,834,974	415,483	-	-	-
1. 療養給付費	21,042,639	415,483	21,458,122	415,483	-	-	-
(款)							
3. 保健事業費	393,962	▲3,238	390,724	▲3,238	-	-	-
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	347,237	▲3,238	343,999	▲3,238	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	347,237	▲3,238	343,999	▲3,238	-	-	-
(款)							
4. 国民健康保険事 業費納付金	10,977,869	-	10,977,869	533	-	▲760,976	760,443
(項)							
(1) 医療給付費分	7,925,473	-	7,925,473	533	-	▲760,976	760,443
1. 医療給付費分	7,925,473	-	7,925,473	533	-	▲760,976	760,443
(款)							
7. 基金積立金	31,744	500	32,244	-	-	500	-
(項)							
(1) 基金積立金	31,744	500	32,244	-	-	500	-
1. 基金積立金	31,744	500	32,244	-	-	500	-
(款)							
8. 予 備 費	308,217	▲19,371	288,846	-	-	-	▲19,371

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲1,078	1. 委 託 料 ▲1,078	1. システム標準化・共通化対応経費 委 ▲1,078 ▲1,078
18. 負担金補助及び 交付金 415,483	1. 負 担 金 415,483	1. 療養給付費負担金 415,483
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,238	1. 負 担 金 ▲3,238	1. 事務経費 負 ▲3,238 ▲3,238
		( 財 源 補 正 )
24. 積 立 金 500	1. 基金積立金 500	1. 国民健康保険財政調整基金積立金 500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(1) 予 備 費	308,217	▲19,371	288,846	-	-	-	▲19,371
1. 予 備 費	308,217	▲19,371	288,846	-	-	-	▲19,371
歳 出 合 計	37,594,463	392,296	37,986,759	412,778	-	▲760,476	739,994

(単位：千円)

節	細節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	



令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和7年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,640,679千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		8,102,652	▲46	8,102,606
	(1) 介護保険料	8,102,652	▲46	8,102,606
2. 支払基金交付金		10,384,192	53,458	10,437,650
	(1) 支払基金交付金	10,384,192	53,458	10,437,650
3. 国庫支出金		8,988,224	55,635	9,043,859
	(1) 国庫負担金	6,822,068	44,493	6,866,561
	(2) 国庫補助金	2,166,156	11,142	2,177,298
4. 府支出金		5,341,161	19,851	5,361,012
	(1) 府負担金	5,072,791	19,851	5,092,642
6. 繰入金		6,796,058	22,076	6,818,134
	(1) 一般会計繰入金	6,117,029	22,076	6,139,105
歳 入 合 計		40,489,705	150,974	40,640,679

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		855,052	-	855,052
	(1) 総務管理費	585,656	-	585,656
2. 保険給付費		36,545,343	197,988	36,743,331
	(1) 介護サービス等諸費	33,499,050	179,091	33,678,141
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,263,829	96,665	1,360,494
	(3) 高額介護サービス等費	1,201,844	27,337	1,229,181
	(4) 特定入所者介護サービス等費	547,939	▲97,931	450,008
	(5) その他諸費	32,681	▲7,174	25,507
6. 基金積立金		563,439	▲47,014	516,425
	(1) 基金積立金	563,439	▲47,014	516,425
歳 出 合 計		40,489,705	150,974	40,640,679

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 保 険 料	8,102,652	▲46	8,102,606		
(項)					
(1)介護保険料	8,102,652	▲46	8,102,606		
1. 第1号被保険者保険料	8,102,652	▲46	8,102,606	1. 現年賦課分	▲46
(款)					
2. 支払基金交付金	10,384,192	53,458	10,437,650		
(項)					
(1)支払基金交付金	10,384,192	53,458	10,437,650		
1. 介護給付費交付金	9,867,243	53,458	9,920,701	1. 現年度分	53,458
(款)					
3. 国庫支出金	8,988,224	55,635	9,043,859		
(項)					
(1)国庫負担金	6,822,068	44,493	6,866,561		
1. 介護給付費負担金	6,822,068	44,493	6,866,561	1. 現年度分	44,493
(項)					
(2)国庫補助金	2,166,156	11,142	2,177,298		
1. 調整交付金	1,637,872	8,434	1,646,306	1. 現年度分	8,434
5. 事務費補助金	2,000	2,708	4,708	1. 事務費補助金	2,708
(款)					
4. 府支出金	5,341,161	19,851	5,361,012		
(項)					
(1)府負担金	5,072,791	19,851	5,092,642		
1. 介護給付費負担金	5,072,791	19,851	5,092,642	1. 現年度分	19,851
(款)					
6. 繰 入 金	6,796,058	22,076	6,818,134		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	▲46	1. 現年度分	▲46
		(1) 特別徴収分	▲42
		(2) 普通徴収分	▲4
1. 現年度分	53,458	1. 現年度分	53,458
1. 現年度分	44,493	1. 現年度分	44,493
1. 現年度分	8,434	1. 現年度分	8,434
		(1) 介護給付費分	8,434
6. 介護保険事業費補助金	2,708	1. 介護保険事業費補助金	2,708
1. 現年度分	19,851	1. 現年度分	19,851

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(1) 一般会計繰入金	6,117,029	22,076	6,139,105		
1. 一般会計繰入金	6,117,029	22,076	6,139,105	1. 介護給付費繰入金	24,748
				4. 事務費等分繰入金	▲2,708
				5. 低所得者保険料 軽減繰入金	36
歳 入 合 計	40,489,705	150,974	40,640,679		



歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	855,052	-	855,052	2,708	-	-	▲2,708
(項)							
(1) 総務管理費	585,656	-	585,656	2,708	-	-	▲2,708
1. 一般管理費	585,656	-	585,656	2,708	-	-	▲2,708
(款)							
2. 保険給付費	36,545,343	197,988	36,743,331	72,778	-	100,416	24,794
(項)							
(1) 介護サービス等諸費	33,499,050	179,091	33,678,141	65,833	-	90,831	22,427
1. 介護サービス等給付費	33,499,050	179,091	33,678,141	65,833	-	90,831	22,427
(項)							
(2) 介護予防サービス等諸費	1,263,829	96,665	1,360,494	35,534	-	49,046	12,085
1. 介護予防サービス等給付費	1,263,829	96,665	1,360,494	35,534	-	49,046	12,085
(項)							
(3) 高額介護サービス等費	1,201,844	27,337	1,229,181	10,049	-	13,869	3,419
1. 高額介護サービス等給付費	1,201,844	27,337	1,229,181	10,049	-	13,869	3,419
(項)							
(4) 特定入所者介護サービス等費	547,939	▲97,931	450,008	▲36,000	-	▲49,691	▲12,240
1. 特定入所者介護サービス等給付費	547,939	▲97,931	450,008	▲36,000	-	▲49,691	▲12,240

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
		( 財 源 補 正 )
18. 負担金補助及び 交付金 179,091	1. 負 担 金 179,091	1. 居宅介護サービス給付費負担金 ▲313,160 2. 施設介護サービス給付費負担金 481,062 3. 居宅介護福祉用具購入費負担金 ▲8,102 4. 居宅介護住宅改修費負担金 ▲12,711 5. 居宅介護サービス計画給付費負担金 ▲58,090 6. 地域密着型介護サービス給付費負担金 90,092
18. 負担金補助及び 交付金 96,665	1. 負 担 金 96,665	1. 介護予防サービス給付費負担金 94,117 2. 介護予防福祉用具購入費負担金 ▲2,318 3. 介護予防住宅改修費負担金 ▲22,544 4. 介護予防サービス計画給付費負担金 16,354 5. 地域密着型介護予防サービス給付費負担金 11,056
18. 負担金補助及び 交付金 27,337	1. 負 担 金 27,337	1. 高額介護サービス費負担金 26,807 2. 高額医療合算介護サービス費負担金 530
18. 負担金補助及び 交付金 ▲97,931	1. 負 担 金 ▲97,931	1. 特定入所者介護サービス費負担金 ▲97,931

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) その他諸費	32,681	▲7,174	25,507	▲2,638	-	▲3,639	▲897
1. 審査支払手数料	32,681	▲7,174	25,507	▲2,638	-	▲3,639	▲897
(款)							
6. 基金積立金	563,439	▲47,014	516,425	-	-	▲47,004	▲10
(項)							
(1) 基金積立金	563,439	▲47,014	516,425	-	-	▲47,004	▲10
1. 基金積立金	563,439	▲47,014	516,425	-	-	▲47,004	▲10
歳 出 合 計	40,489,705	150,974	40,640,679	75,486	-	53,412	22,076

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
11. 役 務 費 ▲7,174	4. 手 数 料 ▲7,174	1. 大阪府国民健康保険団体連合会審査支払手数料 ▲7,174
24. 積 立 金 ▲47,014	1. 基金積立金 ▲47,014	1. 介護給付費準備基金積立金 ▲47,014

## 令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

令和7年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ503,039千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,357,089千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		292,639	▲7,429	285,210
	(1) 総務管理費	276,724	▲7,429	269,295
2. 後期高齢者医療広域連 合納付金		8,547,736	510,468	9,058,204
	(1) 後期高齢者医療広域連 合納付金	8,547,736	510,468	9,058,204
歳 出 合 計		8,854,050	503,039	9,357,089

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1. 総務費	(1) 総務管理費	後期高齢者医療電子計算システム経費	22,541
合	計		22,541

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 後期高齢者医療保険料	7,097,552	547,278	7,644,830		
(項)					
(1) 後期高齢者医療保険料	7,097,552	547,278	7,644,830		
1. 特別徴収保険料	3,477,736	148,009	3,625,745	1. 現年賦課分	148,009
2. 普通徴収保険料	3,619,816	399,269	4,019,085	1. 現年賦課分	400,911
				2. 滞納繰越分	▲1,642
(款)					
2. 繰入金	1,651,966	▲44,239	1,607,727		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,651,966	▲44,239	1,607,727		
1. 一般会計繰入金	1,651,966	▲44,239	1,607,727	1. 事務費等分繰入金	▲7,429
				2. 保険基盤安定繰入金	▲36,810
歳入合計	8,854,050	503,039	9,357,089		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 現年度分	148,009	1. 現年度分	148,009
		(1) 現年度分	148,009
1. 現年度分	400,132	1. 現年賦課分	400,911
		(1) 現年度分	400,132
2. 過年度分	779	(2) 過年度分	779
		2. 滞納繰越分	▲1,642
1. 滞納繰越分	▲1,642		
1. 事務費等分繰入金	▲7,429	1. 事務費等分繰入金	▲7,429
		2. 保険基盤安定繰入金	▲36,810
1. 保険基盤安定繰入金	▲36,810		

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 総 務 費	292,639	▲7,429	285,210	-	-	-	▲7,429
(項)							
(1) 総務管理費	276,724	▲7,429	269,295	-	-	-	▲7,429
1. 一般管理費	276,724	▲7,429	269,295	-	-	-	▲7,429
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,547,736	510,468	9,058,204	-	-	547,278	▲36,810
(項)							
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,547,736	510,468	9,058,204	-	-	547,278	▲36,810
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,547,736	510,468	9,058,204	-	-	547,278	▲36,810
歳 出 合 計	8,854,050	503,039	9,357,089	-	-	547,278	▲44,239

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
12. 委 託 料 ▲2,349	1. 委 託 料 ▲2,349	1. 後期高齢者医療電子計算システム経費 ▲2,349 (1) システム機器改修委託料 ▲2,349
18. 負担金補助及び 交付金 ▲5,080	1. 負 担 金 ▲5,080	2. ひらかたポイント関係経費 ▲5,080 負 ▲5,080
18. 負担金補助及び 交付金 510,468	1. 負 担 金 510,468	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 510,468

令和7年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	6,850,362	▲ 4,856	6,845,506
第2項 営業外収益	1,049,646	▲ 4,856	1,044,790

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	6,113,392	18,030	6,131,422
第1項 営業費用	5,652,330	18,030	5,670,360

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,861,623千円は、当年度消費税資本的収支調整額511,867千円、建設改良積立金888,108千円、当年度損益勘定留保資金2,461,648千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	4,150,765	250,585	4,401,350
第1項 企業債	3,332,000	▲ 70,000	3,262,000
第3項 国府補助金	381,000	21,139	402,139
第5項 他会計出資金	283,965	299,446	583,411

支 出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	7,840,975	421,998	8,262,973
第1項 建設改良費	5,910,621	421,998	6,332,619

(継続費)

第4条 継続費（中宮浄水場更新事業(PPP・PFI)、中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業、緊急輸送道路内鑄鉄管更新事業）の総額、期間及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建設費 改良費	中宮 浄水場 更新事業 (PPP・PFI)	18,250,000	令和3	-	19,350,000	令和3	-
				4	432,000		4	432,000
				5	-		5	-
				6	2,733,819		6	2,733,819
				7	1,366,181		7	3,356,969
				8	5,100,000		8	3,109,212
				9	8,618,000		9	9,718,000
		中宮 浄水場 ～春日 受水場 間送水管 更新事業	6,839,020	6	898,100	5,950,920	6	898,100
				7	1,565,790		7	-
				8	1,573,770		8	788,655
				9	1,306,780		9	1,003,953
				10	1,007,680		10	1,392,297
				11	157,300		11	1,538,315
				12	138,100		12	138,100
		緊急輸送 道路内 鑄鉄管 更新事業	-	7	-	2,744,000	7	117,000
				8	-		8	134,000
				9	-		9	955,000
				10	-		10	669,000
				11	-		11	377,000
				12	-		12	492,000

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中宮浄水場更新事業 (PPP・PFI)	補正前	710,000	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	1,640,000			
送配水管更新事業	補正前	295,000			
	補正後	354,000			
水管橋等更新事業	補正前	280,000			
	補正後	199,000			
中宮浄水場～春日受水場 間送水管更新事業	補正前	1,066,000			
	補正後	-			
緊急輸送道路内 铸铁管更新事業	補正前	-			
	補正後	88,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
1. 職員給与費	967,549	18,030	985,579

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を424,731千円に改める。

令和8年(2026年)2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,850,362	▲ 4,856	6,845,506
営業外収益		1,049,646	▲ 4,856	1,044,790
	他会計補助金	429,587	▲ 4,856	424,731
収入合計		6,850,362	▲ 4,856	6,845,506

# 会計補正予算説明書（第5号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
		千円
他 会 計 補 助 金	▲ 4,856	1. 他会計補助金 ▲ 4,856 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援対応減免分

2. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業費用		6,113,392	18,030	6,131,422
営業費用		5,652,330	18,030	5,670,360
	総 係 費	321,004	18,030	339,034
支 出 合 計		6,113,392	18,030	6,131,422

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
退 職 給 付 費	18,030	1. 人件費 退職給付引当金繰入額 18,030

3. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		4,150,765	250,585	4,401,350
企業債		3,332,000	▲ 70,000	3,262,000
	上水道施設改良 事 業 債	911,000	930,000	1,841,000
	上水道事業債	2,421,000	▲ 1,000,000	1,421,000
国府補助金		381,000	21,139	402,139
	国府補助金	381,000	21,139	402,139
他会計出資金		283,965	299,446	583,411
	他会計出資金	283,965	299,446	583,411
収入合計		4,150,765	250,585	4,401,350

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
上水道施設改良事業	930,000	1. 上水道施設改良事業債 中宮浄水場更新事業 (PPP・PFI) 930,000
上水道事業債	▲ 1,000,000	1. 上水道事業債 ▲ 1,000,000 (1) 送配水管更新事業 59,000 (2) 水管橋等更新事業 ▲ 81,000 (3) 中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業 ▲ 1,066,000 (4) 緊急輸送道路内鑄鉄管更新事業 88,000
国庫補助金	21,139	1. 国庫補助金 21,139 社会資本整備総合交付金
他会計出資金	299,446	1. 他会計出資金 299,446 (1) 中宮浄水場更新事業 239,300 (2) 水道管路耐震化事業 60,146

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		7,840,975	421,998	8,262,973
建設改良費		5,910,621	421,998	6,332,619
	建設改良事業費	1,667,075	▲ 120,000	1,547,075
	中宮浄水場 更新事業費	1,366,181	1,990,788	3,356,969
	中宮浄水場～ 春日受水場間 送水管更新事業費	1,565,790	▲ 1,565,790	-
	緊急輸送道路内 鑄鉄管更新事業費	-	117,000	117,000
支 出 合 計		7,840,975	421,998	8,262,973

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
委 託 料	▲ 30,000	1. 委託料 配水管更新事業	▲ 30,000
工 事 請 負 費	▲ 90,000	2. 工事請負費 水管橋等更新事業	▲ 90,000
委 託 料	1,990,788	1. 委託料 中宮浄水場更新委託	1,990,788
工 事 請 負 費	▲ 1,565,790	1. 工事請負費	▲ 1,565,790
工 事 請 負 費	117,000	1. 工事請負費	117,000

# 給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職		一 般 職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
		管 理 者 (人)	そ の 他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(14) 64	16,707	272,480	266,665	555,852	105,286	661,138
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 35	5,158	139,051	110,182	254,391	52,020	306,411
	合 計	1	9	(16) 99	21,865	411,531	376,847	810,243	157,306	967,549
補 正 額	損 益 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	-	-	18,030	18,030	-	18,030
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(-) -	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	(-) -	-	-	18,030	18,030	-	18,030
補 正 後	損 益 勘 定 支 弁 職 員	1	9	(14) 64	16,707	272,480	284,695	573,882	105,286	679,168
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	-	-	(2) 35	5,158	139,051	110,182	254,391	52,020	306,411
	合 計	1	9	(16) 99	21,865	411,531	394,877	828,273	157,306	985,579

※ 会計年度任用職員の職員数については、( ) 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当		13,380	-
地 域 手 当		48,376	-	48,376
通 勤 手 当		9,729	-	9,729
管 理 職 手 当		13,932	-	13,932
時 間 外 勤 務 手 当		36,239	-	36,239
特 殊 勤 務 手 当		346	-	346
住 居 手 当		7,899	-	7,899
期 末 手 当		109,573	-	109,573
勤 勉 手 当		89,795	-	89,795
退 職 給 付 費		47,578	18,030	65,608

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細  
 一般職

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
手 当	18,030	1. 制度改正に伴う増減分	-	
		2. その他の増減分	18,030	扶 養 手 当 - 地 域 手 当 - 通 勤 手 当 - 管 理 職 手 当 - 時 間 外 勤 務 手 当 - 特 殊 勤 務 手 当 - 住 居 手 当 - 期 末 手 当 - 勤 勉 手 当 - 退 職 給 付 費 18,030

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 補	府 助	等 金	他 会 計 建 設 改 良 出 資 金 等 積 立 金
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	中 宮 浄 水 場 更 新 事 業 (PPP・PFI)	令 和 3	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	-	-	-	-	-
			4	補正前の額	432,000	380,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	432,000	380,000	-	-	-
			5	補正前の額	-	-	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	-	-	-	-	-
			6	補正前の額	2,733,819	1,460,000	107,360	360,000	700,000
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	2,733,819	1,460,000	107,360	360,000	700,000
			7	補正前の額	1,366,181	710,000	-	180,000	400,000
				補 正 額	1,990,788	930,000	385,947	239,300	400,000
				補正後の額	3,356,969	1,640,000	385,947	419,300	800,000
			8	補正前の額	5,100,000	2,700,000	253,912	670,000	1,300,000
				補 正 額	▲1,990,788	▲1,140,000	▲132,034	▲57,500	▲600,000
				補正後の額	3,109,212	1,560,000	121,878	612,500	700,000
			9	補正前の額	8,618,000	4,680,000	123,068	1,140,000	2,400,000
				補 正 額	1,100,000	630,000	123,067	-	300,000
				補正後の額	9,718,000	5,310,000	246,135	1,140,000	2,700,000
			計	補正前の額	18,250,000	9,930,000	484,340	2,350,000	4,800,000
				補 正 額	1,100,000	420,000	376,980	181,800	100,000
				補正後の額	19,350,000	10,350,000	861,320	2,531,800	4,900,000

関 する 調 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書

(単位：千円)

	前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額(見込)	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
当 年 度 損 益 勘 定 金 留 保 資 金	支 払 義 務 発 生 額	義 務 発 生 額	予 定 額	予 定 額	予 定 額	率 (%)	
-	-	-	-	-	-	-	逡次繰越
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
52,000	-	-	-	-	-	-	〃
-	-	-	-	-	-	-	432,000
52,000	-	-	-	-	-	-	-
-	325,125	325,125	-	325,125	-	1.8	〃
-	-	-	-	-	-	-	106,875
-	325,125	325,125	-	325,125	-	1.7	-
106,459	-	1,829,591	-	1,829,591	-	10.0	〃
-	-	-	-	-	-	-	1,011,103
106,459	-	1,829,591	-	1,829,591	-	9.4	-
76,181	-	-	2,377,284	2,377,284	-	13.0	-
35,541	-	-	1,990,788	1,990,788	-	-	-
111,722	-	-	4,368,072	4,368,072	-	22.6	-
176,088	-	-	-	-	5,100,000	-	-
▲61,254	-	-	-	-	▲1,990,788	-	-
114,834	-	-	-	-	3,109,212	-	-
274,932	-	-	-	-	8,618,000	-	-
46,933	-	-	-	-	1,100,000	-	-
321,865	-	-	-	-	9,718,000	-	-
685,660	325,125	2,154,716	2,377,284	4,532,000	13,718,000	24.8	-
21,220	-	-	1,990,788	1,990,788	▲890,788	-	-
706,880	325,125	2,154,716	4,368,072	6,522,788	12,827,212	33.7	-

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 等 金	他 会 計 建 設 改 良	出 資 金 等 積 立 金	
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良 費	中 宮 浄 水 場 ～ 春 日 受 水 管 場 間 送 水 管 更 新 事 業	令 和 6	補正前の額	898,100	638,000	188,586	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	898,100	638,000	188,586	-	-
			7	補正前の額	1,565,790	1,066,000	381,000	-	-
				補 正 額	▲1,565,790	▲1,066,000	▲381,000	-	-
				補正後の額	-	-	-	-	-
			8	補正前の額	1,573,770	986,000	478,000	-	-
				補 正 額	▲785,115	▲468,000	▲394,500	129,155	-
				補正後の額	788,655	518,000	83,500	129,155	-
			9	補正前の額	1,306,780	857,000	354,000	-	-
				補 正 額	▲302,827	▲313,000	▲104,600	150,006	-
				補正後の額	1,003,953	544,000	249,400	150,006	-
			10	補正前の額	1,007,680	660,000	274,000	-	-
				補 正 額	384,617	160,000	2,600	204,508	-
				補正後の額	1,392,297	820,000	276,600	204,508	-
			11	補正前の額	157,300	141,000	-	-	-
				補 正 額	1,381,015	1,172,000	78,800	-	-
				補正後の額	1,538,315	1,313,000	78,800	-	-
			12	補正前の額	138,100	124,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	138,100	124,000	-	-	-
			13	補正前の額	127,300	114,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	127,300	114,000	-	-	-
			14	補正前の額	64,200	57,000	-	-	-
				補 正 額	-	-	-	-	-
				補正後の額	64,200	57,000	-	-	-
			計	補正前の額	6,839,020	4,643,000	1,675,586	-	-
				補 正 額	▲888,100	▲515,000	▲798,700	483,669	-
				補正後の額	5,950,920	4,128,000	876,886	483,669	-

(単位：千円)

	前前年度末 までの支 払義務発 生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 当該年 支払義 務発生 額	当該年度 当該年 支払義 務発生 額	翌年度 以降の 支払義 務発生 額	継続費 の対 進抄 率(%)	備考
当年度 損益勘 定保 留資 金	前前年度末 までの支 払義務発 生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 当該年 支払義 務発生 額	当該年度 当該年 支払義 務発生 額	翌年度 以降の 支払義 務発生 額	継続費 の対 進抄 率(%)	備考
71,514	-	-	-	-	-	-	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	898,100
71,514	-	-	-	-	-	-	
118,790	-	-	2,463,890	2,463,890	-	36.0	
▲118,790	-	-	▲1,565,790	▲1,565,790	-	-	
-	-	-	898,100	898,100	-	15.1	
109,770	-	-	-	-	1,573,770	-	
▲51,770	-	-	-	-	▲785,115	-	
58,000	-	-	-	-	788,655	-	
95,780	-	-	-	-	1,306,780	-	
▲35,233	-	-	-	-	▲302,827	-	
60,547	-	-	-	-	1,003,953	-	
73,680	-	-	-	-	1,007,680	-	
17,509	-	-	-	-	384,617	-	
91,189	-	-	-	-	1,392,297	-	
16,300	-	-	-	-	157,300	-	
130,215	-	-	-	-	1,381,015	-	
146,515	-	-	-	-	1,538,315	-	
14,100	-	-	-	-	138,100	-	
-	-	-	-	-	-	-	
14,100	-	-	-	-	138,100	-	
13,300	-	-	-	-	127,300	-	
-	-	-	-	-	-	-	
13,300	-	-	-	-	127,300	-	
7,200	-	-	-	-	64,200	-	
-	-	-	-	-	-	-	
7,200	-	-	-	-	64,200	-	
520,434	-	-	2,463,890	2,463,890	4,375,130	36.0	
▲58,069	-	-	▲1,565,790	▲1,565,790	677,690	-	
462,365	-	-	898,100	898,100	5,052,820	15.1	

款	項	事業名	全 体 計 画						
			年 度	年 割 額	同 左 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 等	他 会 計	建 設 改 良	
				補 助 金	出 資 金 等	積 立 金			
資 本 的 支 出	建 設 費 改 良	緊 急 輸 送 内 管 業 道 路 鉄 新 事 業	令 和 7	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	117,000	88,000	4,792	13,804	-
				補正後の額	117,000	88,000	4,792	13,804	-
			8	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	134,000	61,000	1,750	13,756	-
				補正後の額	134,000	61,000	1,750	13,756	-
			9	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	955,000	696,000	36,000	145,530	-
				補正後の額	955,000	696,000	36,000	145,530	-
			10	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	669,000	477,000	28,000	110,649	-
				補正後の額	669,000	477,000	28,000	110,649	-
			11	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	377,000	325,000	15,000	-	-
				補正後の額	377,000	325,000	15,000	-	-
			12	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	492,000	424,000	20,000	-	-
				補正後の額	492,000	424,000	20,000	-	-
			計	補正前の額	-	-	-	-	-
				補正額	2,744,000	2,071,000	105,542	283,739	-
				補正後の額	2,744,000	2,071,000	105,542	283,739	-

(単位：千円)

	前前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 額予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備考
当年度 損益勘定 留保資金							
-	-	-	-	-	-	-	
10,404	-	-	117,000	117,000	-	-	
10,404	-	-	117,000	117,000	-	4.2	
-	-	-	-	-	-	-	
57,494	-	-	-	-	134,000	-	
57,494	-	-	-	-	134,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
77,470	-	-	-	-	955,000	-	
77,470	-	-	-	-	955,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
53,351	-	-	-	-	669,000	-	
53,351	-	-	-	-	669,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
37,000	-	-	-	-	377,000	-	
37,000	-	-	-	-	377,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
48,000	-	-	-	-	492,000	-	
48,000	-	-	-	-	492,000	-	
-	-	-	-	-	-	-	
283,719	-	-	117,000	117,000	2,627,000	-	
283,719	-	-	117,000	117,000	2,627,000	4.2	

令和7年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和7年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業収益	11,306,887 千円	20,060 千円	11,326,947 千円
第2項 医業外収益	1,619,098 千円	20,060 千円	1,639,158 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額512,674千円は、当年度分消費税資本的収支調整額8,305千円、過年度分損益勘定留保資金504,369千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的収入	1,813,085 千円	▲ 15,832 千円	1,797,253 千円
第2項 企業債	1,337,600 千円	▲ 7,200 千円	1,330,400 千円
第3項 補助金	8,632 千円	▲ 8,632 千円	-

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資本的支出	2,323,787 千円	▲ 13,860 千円	2,309,927 千円
第1項 建設改良費	1,378,621 千円	▲ 13,860 千円	1,364,761 千円

( 企 業 債 )

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器等整備事業	補正前	846,500 千円	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。 但し、病院財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	839,300 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。  
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和8年(2026年)2月17日 提出

枚方市長 伏見 隆

## 1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病 院 事 業 収 益		11,306,887	20,060	11,326,947
2. 医 業 外 収 益		1,619,098	20,060	1,639,158
	3. 補 助 金	39,964	20,060	60,024
収 入 合 計		11,306,887	20,060	11,326,947

病院事業会計補正予算説明書（第5号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
			千円
国 庫 補 助 金	283	1. 国庫補助金	283
		地域診療情報連携推進事業費補助金	
府 補 助 金	19,777	2. 府補助金	19,777
		(1) 医療施設等経営強化緊急支援	13,400
		事業費補助金	
		(2) 医療機関等物価高騰対策一時	7,169
		支援金	
		(3) 新型インフルエンザ患者入院	▲ 792
		医療機関設備整備事業補助金	

## 2. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資 本 的 収 入		1,813,085	▲ 15,832	1,797,253
2. 企 業 債		1,337,600	▲ 7,200	1,330,400
	1. 企 業 債	1,337,600	▲ 7,200	1,330,400
3. 補 助 金		8,632	▲ 8,632	-
	1. 補 助 金	8,632	▲ 8,632	-
収 入 合 計		1,813,085	▲ 15,832	1,797,253

(単位：千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
企 業 債	▲ 7,200	1. 企 業 債 ▲ 7,200 医療機器等整備事業
国 庫 補 助 金	▲ 6,579	1. 国庫補助金 ▲ 6,579 医療提供体制整備交付金
府 補 助 金	▲ 2,053	2. 府補助金 ▲ 2,053 新型インフルエンザ患者入院 医療機関設備整備事業補助金

### 3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 資本的支出		2,323,787	▲ 13,860	2,309,927
1. 建設改良費		1,378,621	▲ 13,860	1,364,761
	1. 資産購入費	887,521	▲ 13,860	873,661
支 出 合 計		2,323,787	▲ 13,860	2,309,927

(単位：千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
医療器具及び備品購入費	▲ 13,860	1. 医療器具及び備品購入費 ▲ 13,860



令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	12,180,238	146,044	12,326,282
第1項 営業費用	11,081,963	146,044	11,228,007

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,663,351千円は、当年度消費税資本的収支調整額190,958千円、減債積立金91,015千円、過年度損益勘定留保資金3,381,378千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	5,299,402	▲ 1,187,845	4,111,557
第1項 企 業 債	2,568,600	24,500	2,593,100
第2項 工 事 負 担 金	1,396,670	▲ 1,224,273	172,397
第3項 国 府 補 助 金	338,456	11,928	350,384

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	9,282,258	▲ 1,507,350	7,774,908
第1項 整 備 事 業 費	813,345	▲ 244,500	568,845
第2項 建 設 改 良 事 業 費	4,222,560	▲ 1,281,154	2,941,406
第4項 固 定 資 産 購 入 費	215,723	18,304	234,027

(継続費)

第4条 継続費（污水公共下水道未普及地区整備事業、藤阪元町地区雨水管整備事業）の総額及び年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度 令和	年 割 額	総 額	年度 令和	年 割 額
資 本 的 支 出	整 備 事 業 費	污 水 公 共 下 水 道 未 普 及 地 区 整 備 事 業	2,281,205	4	23,000	2,562,945	4	23,000
				5	339,020		5	339,020
				6	355,320		6	355,320
				7	813,345		7	568,845
				8	739,120		8	823,320
				9	11,400		9	263,320
				10	-		10	185,420
				11	-		11	4,700
	建 設 改 良 事 業 費	藤 阪 元 町 地 区 雨 水 管 整 備 事 業	913,780	6	76,780	955,780	6	76,780
				7	212,000		7	197,000
				8	284,000		8	322,000
9				341,000	9		360,000	

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	補正前	2,367,000	普通貸借又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	2,373,300			
流域下水道事業	補正前	201,600			
	補正後	219,800			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和8年(2026年)2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

令和7年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
下水道事業費用		12,180,238	146,044	12,326,282
営業費用		11,081,963	146,044	11,228,007
	資産減耗費	45,364	146,044	191,408
支 出 合 計		12,180,238	146,044	12,326,282

# 会計補正予算説明書（第5号）

（単位：千円）

節		概要説明	
区分	金額		千円
固定資産除却費	146,044	1. 固定資産除却費	146,044

## 2. 資本的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的収入		5,299,402	▲ 1,187,845	4,111,557
企業債		2,568,600	24,500	2,593,100
	公共下水道事業債	2,367,000	6,300	2,373,300
	流域下水道事業債	201,600	18,200	219,800
工事負担金		1,396,670	▲ 1,224,273	172,397
	工事負担金	1,396,670	▲ 1,224,273	172,397
国府補助金		338,456	11,928	350,384
	国府補助金	338,456	11,928	350,384
収入合計		5,299,402	▲ 1,187,845	4,111,557

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
公共下水道事業債	6,300	1. 公共下水道事業債 汚水公共下水道事業	6,300
流域下水道事業債	18,200	1. 流域下水道事業債 (1) 淀川左岸流域下水道事業 (2) 寝屋川北部流域下水道事業	18,200 3,000 15,200
その他工事負担金	▲ 1,224,273	1. その他工事負担金 連続立体交差事業分	▲ 1,224,273
国庫補助金	11,928	1. 国庫補助金 社会資本整備総合交付金 ア. 汚水公共下水道補助金 イ. 雨水公共下水道補助金	11,928 9,400 2,528

3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		9,282,258	▲ 1,507,350	7,774,908
整備事業費		813,345	▲ 244,500	568,845
	汚水公共下水道未普及地区整備事業費	813,345	▲ 244,500	568,845
建設改良事業費		4,222,560	▲ 1,281,154	2,941,406
	汚水改良事業費	850,540	▲ 121,754	728,786
	雨水改良事業費	2,287,455	▲ 1,144,400	1,143,055
	藤阪元町地区雨水管整備事業費	212,000	▲ 15,000	197,000
固定資産購入費		215,723	18,304	234,027
	無形固定資産購入費	205,523	18,304	223,827

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		千円	
委 託 料	▲ 24,500	1. 委託料	▲ 24,500
工 事 請 負 費	▲ 109,000	家屋調査委託 ほか	
負 担 金	▲ 82,000	2. 工事請負費	▲ 109,000
補 償 費	▲ 29,000	津田元町3丁目污水管布設工事 ほか	
		3. 負担金	▲ 82,000
		支障等移設工事負担金	
		4. 補償費	▲ 29,000
		移設工事補償等	
委 託 料	▲ 13,200	1. 委託料	▲ 13,200
工 事 請 負 費	▲ 98,554	(1) 実施設計委託	▲ 19,400
補 償 費	▲ 10,000	(2) 管路施設耐震診断調査業務委託	6,200
		2. 工事請負費	▲ 98,554
		連続立体交差事業に伴う污水管移設工事	
		3. 補償費	▲ 10,000
		移設工事補償費	
委 託 料	3,800	1. 委託料	3,800
工 事 請 負 費	▲ 45,500	管路施設耐震診断調査業務委託	
負 担 金	▲ 1,102,700	2. 工事請負費	▲ 45,500
用 地 費	▲ 15,000	連続立体交差事業に伴う雨水管移設工事	
		3. 負担金	▲ 1,102,700
		雨水管整備工事 (連続立体交差事業分)	
淀 川 左 岸 流 域 下 水 道 費	3,082	1. 用地費	▲ 15,000
		1. 淀川左岸流域下水道事業建設負担金	3,082
		2. 寝屋川北部流域下水道事業建設負担金	15,222

款 項	目	補正前の額	補正額	計
支 出	合 計	9,282,258	▲ 1,507,350	7,774,908

( 単位 : 千円 )

節		概 要 説 明
区 分	金 額	
寝屋川北部 流域下水道費	15,222	千円

継 続 費 に

継続費について前前事業年度末までの支払義務発生額、前事業年度末までの支払義務発生

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	整備事業費	汚 水 公 共 道 下 水 道 未 普 及 地 区 整 備 事 業	令和 4	補正前の額	23,000	20,700	-	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	23,000	20,700	-	-
			5	補正前の額	339,020	302,700	15,000	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	339,020	302,700	15,000	-
			6	補正前の額	355,320	299,600	25,600	-
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	355,320	299,600	25,600	-
			7	補正前の額	813,345	689,300	86,600	-
				補正額	▲244,500	▲196,600	▲25,980	-
				補正後の額	568,845	492,700	60,620	-
			8	補正前の額	739,120	616,100	55,550	-
				補正額	84,200	85,600	▲17,550	-
				補正後の額	823,320	701,700	38,000	-
			9	補正前の額	11,400	10,200	-	-
				補正額	251,920	203,800	25,500	-
				補正後の額	263,320	214,000	25,500	-
			10	補正前の額	-	-	-	-
				補正額	185,420	155,100	13,000	-
				補正後の額	185,420	155,100	13,000	-
			11	補正前の額	-	-	-	-
				補正額	4,700	4,200	-	-
				補正後の額	4,700	4,200	-	-
			計	補正前の額	2,281,205	1,938,600	182,750	-
				補正額	281,740	252,100	▲5,030	-
				補正後の額	2,562,945	2,190,700	177,720	-

# 関 する 調 査 書

見込額及び当該事業年度以降の支払義務発生予定額並びに事業の進捗状況等に関する調査書

(単位：千円)

内 訳		前年度末 までの 支払義務 発生額	前年度末 までの 支払義務 発生額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	当該年度 支払義務 発生額 予定額	翌年度 以降の 支払義務 発生額 予定額	継続費の 総額に対 する進捗 率(%)	備 考
建設改良 積立金	当年度損 益勘定留 保資金							
-	2,300	7,840	7,840	-	7,840	-	0.3	通次繰越
-	-	-	-	-	-	-	-	15,160
-	2,300	7,840	7,840	-	7,840	-	0.3	
-	21,320	219,148	219,148	-	219,148	-	9.6	"
-	-	-	-	-	-	-	-	135,032
-	21,320	219,148	219,148	-	219,148	-	8.6	
-	30,120	-	113,359	-	113,359	-	5.0	"
-	-	-	-	-	-	-	-	376,993
-	30,120	-	113,359	-	113,359	-	4.4	
-	37,445	-	-	1,190,338	1,190,338	-	52.2	
-	▲21,920	-	-	▲244,500	▲244,500	-	-	
-	15,525	-	-	945,838	945,838	-	36.9	
-	67,470	-	-	-	-	739,120	-	
-	16,150	-	-	-	-	84,200	-	
-	83,620	-	-	-	-	823,320	-	
-	1,200	-	-	-	-	11,400	-	
-	22,620	-	-	-	-	251,920	-	
-	23,820	-	-	-	-	263,320	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	17,320	-	-	-	-	185,420	-	
-	17,320	-	-	-	-	185,420	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	
-	500	-	-	-	-	4,700	-	
-	500	-	-	-	-	4,700	-	
-	159,855	226,988	340,347	1,190,338	1,530,685	750,520	67.1	
-	34,670	-	-	▲244,500	▲244,500	526,240	-	
-	194,525	226,988	340,347	945,838	1,286,185	1,276,760	50.2	

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年 割 額	同 左 財 源			
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	
資本的支出	建設改良費 事業	藤元町 地区雨水 管業	令和 6	補正前の額	76,780	73,000	-	3,780
				補正額	-	-	-	-
				補正後の額	76,780	73,000	-	3,780
			7	補正前の額	212,000	159,600	35,000	17,400
				補正額	▲15,000	▲15,000	-	-
				補正後の額	197,000	144,600	35,000	17,400
			8	補正前の額	284,000	219,600	45,000	19,400
				補正額	38,000	50,500	▲12,500	-
				補正後の額	322,000	270,100	32,500	19,400
			9	補正前の額	341,000	234,900	90,000	16,100
				補正額	19,000	59,000	▲40,000	-
				補正後の額	360,000	293,900	50,000	16,100
			計	補正前の額	913,780	687,100	170,000	56,680
				補正額	42,000	94,500	▲52,500	-
				補正後の額	955,780	781,600	117,500	56,680

(単位：千円)

内訳		前年度末の 支払義務額	前年度末の 支払義務額 (見込)額	当該年度 支払義務 発生額	当該年度 支払義務 発生額	翌年度の 支払義務 発生額	以降年度 の支払 義務額	継続費の 総額に 対する 進捗 率(%)	備考
建設改良 積立金	当年度損 益勘定 留保資金								
-	-	-	750	-	750	-	-	0.1	通次繰越 76,030
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	750	-	750	-	-	0.1	
-	-	-	-	288,030	288,030	-	-	31.5	
-	-	-	-	▲15,000	▲15,000	-	-	-	
-	-	-	-	273,030	273,030	-	-	28.5	
-	-	-	-	-	-	284,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	38,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	322,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	341,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	19,000	-	-	
-	-	-	-	-	-	360,000	-	-	
-	-	-	750	288,030	288,780	625,000	31.6	-	
-	-	-	-	▲15,000	▲15,000	57,000	-	-	
-	-	-	750	273,030	273,780	682,000	28.6	-	

議案第 101 号

枚方市工場立地法地域準則条例の制定について

次のとおり枚方市工場立地法地域準則条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 工場立地法に基づく緑地及び環境施設の整備に係る基準等を定めるため。

枚方市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づく法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則及び特定工場の周辺環境への配慮に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、次に掲げる区域に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）の区域
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域等」という。）の区域

(緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、工場立地法施行規則（昭和49年農  
大  
厚  
通  
運

蔵 省  
生 省  
林 省 令第1号) 第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる  
商産業省  
輸 省

施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

- (1) 準工業地域の区域 100分の10以上
- (2) 工業地域等の区域 100分の5以上

(環境施設的面積の敷地面積に対する割合)

第5条 環境施設的面積の敷地面積に対する割合は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 準工業地域の区域 100分の15以上
- (2) 工業地域等の区域 100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合における規定の適用)

第6条 特定工場の敷地が準工業地域若しくは工業地域等の区域又はそれら以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条及び前条の規定の適用については、それぞれの区域におい

て当該敷地が占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域の区域又は工業地域等の区域の敷地割合が最も高い場合には、最も高い割合の区域に係る規定を当該敷地の全部について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地の全部について適用しない。

（周辺環境への配慮）

第7条 第4条又は第5条の規定の適用を受ける特定工場を設置し、又は設置しようとする者は、緑地の質的な充実、環境負荷の低減及び当該特定工場の周辺地域の生活環境の保全に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第4条の規定に適合する緑地の面積及び第5条の規定に適合する環境施設の面積の算定は、規則で定める方法により行うものとする。

議案第 102 号

枚方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり枚方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため。

枚方市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 利用定員に関する基準（第4条）
- 第3章 運営に関する基準（第5条－第33条）
- 第4章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

## 第2章 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第3章 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するため、当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を同項の保護者に対して交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定（法第30条の15第1項の認定をいう。

以下この条において同じ。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支

援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにその保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市長への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務の体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信

されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族(以下この条及び第29条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。同項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。同項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はそれらの職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を

紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故の発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区

分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (2) 第15条に定める取扱方針に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (3) 第19条の規定による市長への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第4章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申

出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

次のとおり枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 補償基礎額を見直すため。

枚方市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

枚方市消防団員等公務災害補償条例（昭和40年枚方市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「から第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「12,900」を「13,340」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に、「11,300」を「11,670」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ</u></p>

新（改正後）				旧（現行）																																									
(1) [略]	(2) [略]	(3) [略]	(4) [略]	(1) [略]	(2) [略]	(3) [略]	(4) [略]																																						
(5) [略]	4 [略]	別表 補償基礎額表（第5条関係）		(5) [略]	(6) [略]	4 [略]	別表 補償基礎額表（第5条関係）																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>13,340円</u></td> <td><u>14,170円</u></td> <td><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>11,670</u></td> <td><u>12,500</u></td> <td><u>13,340</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>10,000</u></td> <td><u>10,840</u></td> <td><u>11,670</u></td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>	<p>る者を含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td><u>12,900円</u></td> <td><u>13,700円</u></td> <td><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td><u>11,300</u></td> <td><u>12,100</u></td> <td><u>12,900</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td><u>9,700</u></td> <td><u>10,500</u></td> <td><u>11,300</u></td> </tr> </tbody> </table>				階 級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>	部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>
階 級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>																																										
分団長及び副分団長	<u>11,670</u>	<u>12,500</u>	<u>13,340</u>																																										
部長、班長及び団員	<u>10,000</u>	<u>10,840</u>	<u>11,670</u>																																										
階 級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																										
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>																																										
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>																																										
備考 [略]				備考 [略]																																									

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 枚方市ひらかた万博推進基金を廃止するため。
- 2 枚方市こども施策推進基金を設けるため。
- 3 枚方市土地開発基金の額を増額するため。

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1の表枚方市ひらかた万博推進基金の項を削り、同表に次のように加える。

枚方市こども施策推進基金	こども施策を推進する事業費に充てるため。
--------------	----------------------

別表2の表枚方市土地開発基金の項中「71,545万円」を「121,562万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の表枚方市ひらかた万博推進基金の項を削る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

新 (改正後)			旧 (現 行)		
別表 (第 1 条関係)			別表 (第 1 条関係)		
1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金			1 特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てる基金		
名 称	設 置 の 目 的		名 称	設 置 の 目 的	
枚方市まち・ひと・しごと創生基金	[略]		枚方市まち・ひと・しごと創生基金	[略]	
枚方宿地区賑わい創出基金	[略]		枚方宿地区賑わい創出基金	[略]	
枚方市スポーツ振興基金	[略]		枚方市スポーツ振興基金	[略]	
枚方市子ども施策推進基金	子ども施策の推進に係る事業費に充てるため。		枚方市ひらかた万博推進基金	ひらかた万博を推進する事業費に充てるため。	
2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金			2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金		
名 称	設 置 の 目 的	基金の額	名 称	設 置 の 目 的	基金の額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]	枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]
枚方市土地開発基金	公用若しくは公共用に供し、又は公共の利益のため供する土地をあらかじめ取得す	121,562万円	枚方市土地開発基金	公用若しくは公共用に供し、又は公共の利益のため供する土地をあらかじめ取得す	71,545万円

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現 行)
<div data-bbox="235 279 1137 375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     るのに要する資金の貸付け に充てるため。                 </div>	<div data-bbox="1193 279 2096 375" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     るのに要する資金の貸付け に充てるため。                 </div>

枚方市職員給与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市職員給与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 教育職に係る給料月額を改定するため。
- 2 義務教育等教員特別手当等を見直すため。

枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例

(枚方市職員給与条例の一部改正)

第1条 枚方市職員給与条例(昭和23年枚方市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「19,100円」を「8,600円」に、「職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給」を「職務の級」に、「応じて、」を「応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第34条の6第1項中「である者」の次に「及び指導改善研修被認定者(教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。)」を加え、「100分の4」を「100分の5(幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4)」に改める。

第44条中「第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項」を「第24条から第26条まで」に改める。

第49条中「労働基準法」の次に「(昭和22年法律第49号)」を加え、「同法施行規則」を「労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第5条関係）

## 教育職給料表

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	214,600 円	231,500 円	320,000 円
	2	216,100	233,600	322,500
	3	217,600	235,700	324,900
	4	219,100	237,700	327,500
	5	221,000	239,700	329,700
	6	222,900	242,200	331,900
	7	224,800	244,600	334,200
	8	226,700	247,000	336,700
	9	228,600	249,800	339,000
	10	230,700	252,600	341,300
	11	232,700	255,300	343,900
	12	234,600	257,900	346,200
	13	236,400	260,700	348,400
	14	238,900	262,300	350,100
	15	241,300	263,900	352,000
	16	243,800	265,400	354,000
	17	246,300	266,900	356,000
	18	248,900	267,300	358,100
	19	251,300	267,800	360,000
	20	253,700	268,300	361,800
	21	256,100	268,800	363,800
	22	257,700	269,700	365,900
	23	259,200	270,600	367,900
	24	260,700	271,500	369,800
	25	262,100	272,400	371,900
	26	262,400	273,600	373,400
	27	262,700	274,800	375,100
	28	263,100	275,900	376,700
	29	263,500	276,700	378,400
	30	264,200	279,300	380,000
	31	264,900	282,000	381,500
	32	265,600	284,700	383,000
	33	266,300	287,300	384,800
	34	267,200	289,400	386,600
	35	268,000	291,400	387,900
	36	268,800	293,300	389,400
	37	269,300	294,900	391,000
	38	270,800	296,600	392,500
	39	272,200	298,300	394,100
	40	273,600	300,100	395,700
	41	275,000	301,800	397,100
	42	275,700	303,700	398,500
	43	276,400	305,600	400,200
	44	277,000	307,500	401,900
	45	277,600	309,300	403,500
	46	278,500	310,500	405,300
	47	279,400	311,700	407,100
	48	280,200	312,800	409,000
	49	280,600	313,900	410,700
	50	281,400	315,900	412,400
	51	282,200	317,900	414,100
	52	283,000	319,800	415,700
	53	283,600	321,500	417,100
	54	284,400	323,400	418,400
	55	285,100	325,300	419,600
	56	285,700	327,200	420,800
	57	286,300	328,900	422,400
	58	287,000	330,900	423,600
	59	287,600	332,900	424,900
	60	288,100	334,800	426,200
	61	288,800	336,700	427,200

62	289,500	338,700	428,600
63	290,200	340,700	429,900
64	290,800	342,600	431,300
65	291,500	344,500	432,300
66	292,400	346,200	433,400
67	293,300	347,900	434,600
68	294,100	349,600	435,800
69	295,000	351,400	436,600
70	295,900	353,300	437,800
71	296,700	355,200	439,000
72	297,500	357,100	440,200
73	298,200	359,000	441,100
74	298,900	360,800	441,700
75	299,600	362,700	442,300
76	300,300	364,800	442,900
77	300,900	366,400	443,600
78	301,600	367,900	444,200
79	302,400	369,300	444,800
80	303,200	370,900	445,400
81	303,900	372,500	445,800
82	304,800	373,800	446,300
83	305,600	375,200	446,800
84	306,400	376,600	447,300
85	307,200	378,000	447,600
86	307,900	379,400	447,900
87	308,500	380,800	448,200
88	309,100	382,100	448,500
89	309,700	383,500	448,900
90	310,200	384,800	449,200
91	310,700	386,000	449,500
92	311,200	387,200	449,800
93	311,600	388,400	450,000
94	312,100	389,500	450,300
95	312,600	390,600	450,600
96	313,000	391,700	450,900
97	313,400	392,600	451,200
98	314,000	393,300	451,500
99	314,600	394,200	451,800
100	315,200	395,100	452,100
101	315,800	396,100	452,400
102	316,000	396,900	452,600
103	316,200	397,700	452,800
104	316,400	398,400	453,000
105	316,700	399,200	453,200
106	316,900	400,200	453,400
107	317,100	401,100	453,600
108	317,300	402,100	453,800
109	317,500	402,900	454,000
110	317,700	403,900	454,200
111	317,900	404,900	454,400
112	318,100	405,900	454,600
113	318,300	406,500	454,800
114	318,600	407,400	
115	318,900	408,300	
116	319,200	409,200	
117	319,400	410,100	
118	319,700	410,900	
119	320,000	411,700	
120	320,200	412,500	
121	320,400	413,300	
122	320,600	414,100	
123	320,800	414,800	
124	321,000	415,600	
125	321,200	415,900	
126	321,400	416,300	
127	321,600	416,900	

128	321,800	417,200	
129	322,000	417,700	
130	322,200	418,100	
131	322,400	418,700	
132	322,600	419,100	
133	322,800	419,400	
134	323,000	419,800	
135	323,200	420,200	
136	323,400	420,600	
137	323,600	421,000	
138	323,800	421,400	
139	324,000	421,800	
140	324,200	422,200	
141	324,400	422,600	
142	324,600	422,900	
143	324,800	423,200	
144	325,000	423,500	
145	325,200	423,700	
146	325,400	424,000	
147	325,600	424,300	
148	325,800	424,600	
149	326,000	424,900	
150	326,200	425,100	
151	326,400	425,300	
152	326,600	425,500	
153	326,800	425,700	
154	327,000	425,900	
155	327,200	426,100	
156	327,400	426,300	
157	327,600	426,500	
158		426,700	
159		426,900	
160		427,100	
161		427,300	
定年前再任用 短時間勤務職 員	190,000	229,680	273,520

備考

1 この表は、教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定による当該職員の勤務時間の数を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その数に10円未満の端数を生じたときは、5円未満はこれを切り捨て、5円以上はこれを10円に切り上げる。))をそれぞれ加算した額とする。

第2条 枚方市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第12条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第12条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額を、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。

第27条の見出しを削り、同条第1項中「宿直勤務」の次に「又は日直勤務」を加え、「宿直手当」を「宿日直手当」に改め、同条第2項中「宿直手当」を「宿日直手当」に、「3,100円」を「6,900円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。

第27条第3項を削り、同条第4項中「については、」を「は、宿直勤務にあつては」に改め、「まで」の次に「、日直勤務にあつては通常執務日の登庁時から退庁時まで（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日の日直勤務にあつては、当該執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第28条から第32条までを次のように改める。

第28条から第32条まで 削除

第34条の6第1項中「100分の5」を「100分の10」に改める。

第35条及び第41条の4中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 職員が他の地方公共団体において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事した場合

第4条第2項中「300円」を「次の各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前項第1号又は第2号に規定する業務 300円

(2) 前項第3号に規定する業務 1,000円

第5条第1項第4号中「第10条」を「第11条」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第12条第2項の表1の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に、「7時間45分」を「4時間」に改め、同表2の項中「前項第1号イ」を「第1項第1号イ」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同表3の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に、「1の項」を「1の項第1号」に、「7,500円」を「8,000円」に改め、同表7の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同表6の項とし、同表4の項中「前項第1号ロ」を「第1項第1号ロ」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項第2号又は第3号に掲げる時間に該当するもの	7,500円
---	--	--------

(枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 枚方市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年枚方市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

## 教育職給料表

職務 の級 号給	1級	
	給料月額	
1		214,600 円
2		216,100
3		217,600
4		219,100
5		221,000
6		222,900
7		224,800
8		226,700
9		228,600
10		230,700
11		232,700
12		234,600
13		236,400
14		238,900
15		241,300
16		243,800
17		246,300
18		248,900
19		251,300
20		253,700
21		256,100
22		257,700
23		259,200
24		260,700
25		262,100
26		262,400
27		262,700
28		263,100
29		263,500
30		264,200
31		264,900
32		265,600
33		266,300
34		267,200
35		268,000
36		268,800
37		269,300
38		270,800
39		272,200
40		273,600
41		275,000
42		275,700
43		276,400
44		277,000
45		277,600
46		278,500
47		279,400
48		280,200
49		280,600
50		281,400
51		282,200
52		283,000
53		283,600
54		284,400
55		285,100
56		285,700
57		286,300
58		287,000
59		287,600
60		288,100
61		288,800

62	289,500
63	290,200
64	290,800
65	291,500
66	292,400
67	293,300
68	294,100
69	295,000
70	295,900
71	296,700
72	297,500
73	298,200
74	298,900
75	299,600
76	300,300
77	300,900
78	301,600
79	302,400
80	303,200
81	303,900
82	304,800
83	305,600
84	306,400
85	307,200
86	307,900
87	308,500
88	309,100
89	309,700
90	310,200
91	310,700
92	311,200
93	311,600
94	312,100
95	312,600
96	313,000
97	313,400
98	314,000
99	314,600
100	315,200
101	315,800
102	316,000
103	316,200
104	316,400
105	316,700
106	316,900
107	317,100
108	317,300
109	317,500
110	317,700
111	317,900
112	318,100
113	318,300
114	318,600
115	318,900
116	319,200
117	319,400
118	319,700
119	320,000
120	320,200
121	320,400
122	320,600
123	320,800
124	321,000
125	321,200
126	321,400
127	321,600

128	321,800
129	322,000
130	322,200
131	322,400
132	322,600
133	322,800
134	323,000
135	323,200
136	323,400
137	323,600
138	323,800
139	324,000
140	324,200
141	324,400
142	324,600
143	324,800
144	325,000
145	325,200
146	325,400
147	325,600
148	325,800
149	326,000
150	326,200
151	326,400
152	326,600
153	326,800
154	327,000
155	327,200
156	327,400
157	327,600

備考 この表は、教育職員に適用する。

(企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(平成16年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第5条の2 第二種初任給調整手当は、勤務1時間当たりの給与額が民間の賃金の最低基準を下回ると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第3条中一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条第1項第4号及び第12条第2項の表の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の枚方市職員給与条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)別表第5の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後給与条例第33条第2項の規則で定める校務類型のうち市長が定めるものに係る業務に従事する教育職員(以下「特定業務従事教育職員」という。)に適用する場合における同項の規定及び前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であって一部施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないもの(以下「一部施行日前指導改善研修被認定者」という。)以外の教育職員に適用する場合における第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新特殊勤務手当条例」という。)第12条第2項の表の規定は令和8年1月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の枚方市職員給与条例又は第3条の規定による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例又は新特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなし、その差額があるときは、当該差額は、一部施行日以後最初の給料の支給の日に支給する。

(枚方市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 令和8年3月31日までの間、特定業務従事教育職員以外の教育職員についての義務教育等教員特別手当の額は、第1条改正後給与条例第33条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前指導改善研修被認定者が教育公務員特例法第25条第4項の認定を受けるまでの間における当該一部施行日前指導改善研修被認定者に対する第1条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第1条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 令和12年12月31日までの間、第2条の規定による改正後の枚方市職員給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第34条の6第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年4月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

- 6 一部施行日前に教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であってこの条例の施行の日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する第2条改正後給与条例の規定による教職調整額の支給については、第2条改正後給与条例第34条の6第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 7 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年枚方市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 8 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年枚方市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1号中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新勤務時間条例」という。）」を削り、同条第2号中「新勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

附則第16条中「第2条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第17条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第18条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例第12条の5第1項及び」に改める。

附則第19条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に改める。

附則第20条中「新給与条例」を「枚方市職員給与条例」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附則第26条中「第8条の規定による改正後の」を削る。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>[第1条関係]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>職務の級</u>）の別に応じ、規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（<u>教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。</u>）を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の5</u>（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、<u>100分の4</u>）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（出張中における職員の時間外勤務手当等の取扱い）</p> <p>第44条 出張中の職員については、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜</p>	<p>[第1条関係]</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>19,100円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては<u>職務の級、第41条の2第1項に規定する任期付常勤職員及び第41条の3第1項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては号給</u>）の別に応じて、規則で定める額（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、当該額に2分の1を乗じて得た額）とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者を除く。）には、その者の給料月額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（出張中における職員の時間外勤務手当等の取扱い）</p> <p>第44条 出張中の職員については、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>間勤務手当を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ<u>第24条から第26条</u>までに規定する勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</p> <p>（非常時払）</p> <p>第49条 職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第25条及び労働基準法<u>施行規則</u>（昭和22年厚生省令第23号）第9条の規定に該当し、給与の非常時払を請求した場合においては、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額417,600円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第一種初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>の支給を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>第一種初任給調整手当</u>を支給する職員の範囲、<u>第一種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第一種初任給調整手当</u></p>	<p>間勤務手当を支給しない。ただし、任命権者があらかじめ<u>第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項</u>に規定する勤務に服すべきことを指示して出張を命じたときは、この限りでない。</p> <p>（非常時払）</p> <p>第49条 職員が労働基準法第25条及び<u>同法施行規則</u>第9条の規定に該当し、給与の非常時払を請求した場合においては、日割計算によりその請求の日までの給与を支給する。</p> <p>[第2条関係]</p> <p>第12条の4 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額417,600円を超えない範囲内で、第19条第2項に規定する地域手当の支給割合の決定に際して参酌した事項を勘案して規則で定める額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>として支給する。</p> <p>2 前項の職にある職員のうち、同項の規定により<u>初任給調整手当</u>の支給を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u>を支給する。</p> <p>3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u>を支給する職員の範囲、<u>初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u>の支給に関し必要な</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>第12条の5 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第19条第2項に規定する地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間数を減じた数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。）（次項において「特定額」という。）が、民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（同項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>2 第二種初任給調整手当の月額、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>事項は、規則で定める。</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>第20条 [略] 2～4 [略] 5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める額とする。</u> 6 [略]</p> <p>第27条 <u>宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、宿日直手当を支給する。</u> 2 <u>宿日直手当の額は、前項の勤務1回につき6,900円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,450円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の勤務の回数は、宿直勤務にあつては執務が通常行われる日（以下「通常執務日」という。）の退庁時から翌日の登庁時まで、日直勤務にあつては通常執務日の登庁時から退庁時まで（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日</u></p>	<p>第20条 [略] 2～4 [略] 5 [略] <u>（宿直手当）</u> 第27条 宿直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>宿直手当</u>を支給する。 2 <u>宿直手当の額は、前項の勤務1回につき3,100円とする。</u> 3 <u>第1項の勤務が12月29日から翌年の1月3日までの間である場合における宿直手当の額は、その勤務1回につき、前項の規定により算定した額に100分の200を乗じて得た額に2,200円を加算した額を超えない範囲内で任命権者が市長の承認を得て定める額とする。</u> 4 <u>第1項の勤務の回数については、執務が通常行われる日（以下「通常執務日」という。）の退庁時から翌日の登庁時までをもつて1回とする。</u></p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>で市長が定める日の日直勤務にあつては、当該執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）</u>をもつて1回とする。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>第28条から第32条まで</u> 削除</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日</p>	<p>5 [略]</p> <p><u>（日直手当）</u></p> <p>第28条 <u>日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、日直手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>日直手当の額は、前項の勤務1回につき3,100円（執務が行われる時間が通常執務日の執務時間のおおむね2分の1に相当する時間である日で市長が定める日（以下「半日執務日」という。）の日直勤務にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額）とする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、第1項の勤務が12月29日から翌年の1月3日までの間である場合について準用する。</u></p> <p>4 <u>第1項の勤務の回数については、通常執務日の登庁時から退庁時まで（半日執務日の日直勤務にあつては、当該半日執務日の退庁時から通常執務日の退庁時まで）をもつて1回とする。</u></p> <p>5 <u>第1項の勤務は、第24条から第26条までの勤務には含まれないものとする。</u></p> <p><u>第29条から第32条まで</u> 削除</p> <p>（教職調整額）</p> <p>第34条の6 教育職員（その属する職務の級が教育職給料表の3級である者及び指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>までの間にあるものをいう。)を除く。)には、その者の給料月額の下100分の10（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第35条 第6条の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>及び扶養手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（任期付職員についての適用除外）</p> <p>第41条の4 第5条、第6条並びに第12条の3第1項及び第2項の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当及び勤勉手当に関する規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第5条及び第6条の規定並びに<u>第一種初任給調整手当</u>、扶養手当及び住居手当に関する規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>職員が他の地方公共団体において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第3項に規定する業務に従事した場合</u></p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき<u>次の各号に定め</u></p>	<p>までの間にあるものをいう。)を除く。)には、その者の給料月額の下100分の5（幼稚園に勤務する教育職員にあつては、100分の4）に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第35条 第6条の規定並びに<u>初任給調整手当</u>及び扶養手当に関する規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>（任期付職員についての適用除外）</p> <p>第41条の4 第5条、第6条並びに第12条の3第1項及び第2項の規定並びに<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、義務教育等教員特別手当及び勤勉手当に関する規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第5条及び第6条の規定並びに<u>初任給調整手当</u>、扶養手当及び住居手当に関する規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>[第3条関係]</p> <p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第4条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき<u>300円</u>とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>る額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に規定する業務 300円</p> <p>(2) 前項第3号に規定する業務 1,000円</p> <p>（感染症等対策業務手当）</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 狂犬病予防法第6条第2項若しくは大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号）第11条の規定による捕獲（麻酔銃を用いて行うものに限る。）、同法第18条の2第1項の規定による薬殺又は同条例第15条第1項の規定による掃討</p> <p>2 [略]</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="215 1093 1102 1380"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>業 務</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	業 務	額	1	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上	[略]	<p>（感染症等対策業務手当）</p> <p>第5条 感染症等対策業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 狂犬病予防法第6条第2項若しくは大阪府動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年大阪府条例第3号）第10条の規定による捕獲（麻酔銃を用いて行うものに限る。）、同法第18条の2第1項の規定による薬殺又は同条例第14条第1項の規定による掃討</p> <p>2 [略]</p> <p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1093 2065 1380"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>業 務</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	項	業 務	額	1	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上	[略]
項	業 務	額											
1	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が4時間以上	[略]											
項	業 務	額											
1	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が7時間45分以上	[略]											

新（改正後）			旧（現 行）		
	(2)・(3) [略]			(2)・(3) [略]	
2	第1項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの  (1) [略] (2) [略]	[略]	2	前項第1号イに掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1) 週休日又は休日等において従事した時間が5時間以上7時間45分未満 (2) [略] (3) [略]	[略]
3	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項第1号に掲げる時間に該当するもの	8,000円	3	前項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項に掲げる時間に該当するもの	7,500円
4	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が1の項第2号又は第3号に掲げる時間に該当するもの	7,500円			
5	第1項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が2の項に掲げる時間に該当するもの	[略]	4	前項第1号ロ及びハに掲げる業務で、その日において従事した時間が2の項に掲げる時間に該当するもの	[略]
6	第1項第2号に掲げる業務で、その日において従事した時間が7時間45分以上であるもの	[略]	5	前項第2号に掲げる業務で、その日において従事した時間が7時間45分以上であるもの	[略]
7	第1項第3号に掲げる業務で、その日	[略]	6	前項第3号に掲げる業務で、その日に	[略]

新（改正後）		旧（現 行）	
	<p>において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]</p>		<p>において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]</p>
8	<p>第1項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]</p>	[略]	<p>7 前項第3号に掲げる業務で、その日において従事した時間が次のいずれかに該当するもの (1)・(2) [略]</p>
<p>[第5条関係] (給与の種類) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当) 第5条 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。 第5条の2 第二種初任給調整手当は、勤務1時間当たりの給与額が民間</p>		<p>[第5条関係] (給与の種類) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当) 第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</p>	

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>の賃金の最低基準を下回ると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u></p>	

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例を見直すため。
- 2 勸奨退職制度を廃止するため。

枚方市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勸奨を受けて」を「規則で定める基準に該当する」に改め、「もの」の次に「（以下「特別退職者」という。）」を加える。

第5条第1項中「その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの」を「特別退職者」に改める。

第6条の3の表第6条の項中「、第4条又は第5条」を「から第5条まで」に改める。

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

附則第5項中「附則第5項第1号」を「附則第3項第1号」に改め、同項第1号中「附則第23項から第28項」を「附則第21項から第26項」に改め、同項第2号中「附則第26項」を「附則第24項」に改め、同項第3号及び第4号中「附則第24項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第6項から附則第12項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第13項中「附則第18項及び第20項」を「附則第16項及び第18項」に改め、同項を附則第11項とし、附則第14項を附則第12項とし、附則第15項を附則第13項とする。

附則第16項第1号中「附則第13項及び第14項」を「附則第11項及び第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第17項を附則第15項とする。

附則第18項中「附則第13項及び第14項」を「附則第11項及び第12項」に改め、同項を附則第16項とし、附則第19項から附則第22項までを2項ずつ繰り上げる。

附則第23項中「附則第23項」を「附則第21項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第24項中「附則第24項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第25項を附則第23項とし、附則第26項を附則第24項とする。

附則第27項中「、第6条の3及び附則第2項の」を「及び第6条の3の」に、「、第5条の3、第6条の3及び附則第2項」を「、同条及び第6条の3」に改め、同項の表中「附則第25項各号」を「附則第23項各号」に、「附則第25項第1号」を「附則第23項第1号」に、「附則第25項第2号」を「附則第23項第2号」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第28項中「、第6条の3及び附則第2項」を「及び第6条の3」に改め、同項を附則第26項とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。以下「定年退職者」という。）又はその者の非違によることなく<u>規則で定める基準に該当する退職をした者</u>であつて任命権者が市長の承認を得たもの（以下「特別退職者」という。）に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年退職者又は<u>特別退職者</u>に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例（昭和59年枚方市条例第27号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。以下「定年退職者」という。）又はその者の非違によることなく<u>勸奨を受けて退職をした者</u>であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年退職者又は<u>その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者</u>であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とす</p>

新（改正後）	旧（現行）																								
<p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>																								
<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第6条</td> <td>第3条から第5条まで</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	第3条から第5条まで	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第6条</td> <td>第3条、第4条又は第5条</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	第3条、第4条又は第5条	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	第3条から第5条まで	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第6条	第3条、第4条又は第5条	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前条第2号</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	前条第2号	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前条第2号</th> <th>[略]</th> <th>[略]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	前条第2号	[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]		[略]	[略]
前条第2号	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
前条第2号	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
	[略]	[略]																							
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>2 当分の間、第5条の3の規定の適用については、同条中「第5条第1項に」とあるのは「第3条、第4条第1項又は第5条第1項に」と、「同項及び前条第1項の」とあるのは「第3条、第4条第1項、第5条第1</p>																								

新（改正後）	旧（現 行）
<p>2 [略]</p> <p>3 当分の間、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第1号に掲げる者に対する第6条の5第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項第1号」とする。</p> <p>(1) 35年以下の期間勤続して退職した者（一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用され、その任期を終えて退職した者を除く。） 第3条から第5条の3まで及び附則第21項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定</p>	<p><u>項及び前条第1項の」とする。この場合において、第3条第1項中「以下「給料月額」という。）に、」とあるのは「以下「給料月額」という。）及び退職の日におけるその者の給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と、第4条第1項中「以下「退職日給料月額」という。）に、」とあるのは「以下「退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前項後段に定めるもののほか、同項を適用する場合における必要な読み替えについては、この条例の規定の例により、規則で定める。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>5 当分の間、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、当該各号に定める額とする。この場合において、第1号に掲げる者に対する第6条の5第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項第1号」とする。</p> <p>(1) 35年以下の期間勤続して退職した者（一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により任期を定めて採用され、その任期を終えて退職した者を除く。） 第3条から第5条の3まで及び附則第23項から第28項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>に該当する退職をしたもの 同項又は第5条の2及び<u>附則第24項</u>の規定により計算した額に前号に定める割合を乗じて得た額</p>	<p>に該当する退職をしたもの 同項又は第5条の2及び<u>附則第26項</u>の規定により計算した額に前号に定める割合を乗じて得た額</p>
<p>(3) 42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの その者が第5条又は<u>附則第22項</u>の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として、第1号の規定の例により計算して得られる額</p>	<p>(3) 42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたもの その者が第5条又は<u>附則第24項</u>の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として、第1号の規定の例により計算して得られる額</p>
<p>(4) 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は<u>附則第22項</u>の規定に該当する退職をしたもの その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額</p>	<p>(4) 35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は<u>附則第24項</u>の規定に該当する退職をしたもの その者の勤続期間を35年として第1号の規定の例により計算して得られる額</p>
<p><u>4</u> [略]</p>	<p><u>6</u> [略]</p>
<p><u>5</u> [略]</p>	<p><u>7</u> [略]</p>
<p><u>6</u> [略]</p>	<p><u>8</u> [略]</p>
<p><u>7</u> [略]</p>	<p><u>9</u> [略]</p>
<p><u>8</u> [略]</p>	<p><u>10</u> [略]</p>
<p><u>9</u> [略]</p>	<p><u>11</u> [略]</p>
<p><u>10</u> [略]</p>	<p><u>12</u> [略]</p>
<p><u>11</u> 枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年枚方市条例第41号）附則第4項に規定する第2号施行日（以下「第2号施行日」という。）の前日から引き続き枚方市職員給与条例第5条第4項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員で、同日において受けていた号給が第2号施行日における第2号施行日の前日において属していた職務の級における最高の号給を超える者のうち、その者の受ける同条例に規定する給料月額（以下「給与条例給</p>	<p><u>13</u> 枚方市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年枚方市条例第41号）附則第4項に規定する第2号施行日（以下「第2号施行日」という。）の前日から引き続き枚方市職員給与条例第5条第4項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）の適用を受ける職員で、同日において受けていた号給が第2号施行日における第2号施行日の前日において属していた職務の級における最高の号給を超える者のうち、その者の受ける同条例に規定する給料月額（以下「給与条例給</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>料月額」という。)が同日において受けていた給与条例給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)については、枚方市職員給与条例及び一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年枚方市条例第50号。附則第16項及び第18項において「平成30年改正条例」という。)第2条の規定の施行の日(以下「第2条施行日」という。)に、給料月額が給料月額の減額改定以外の理由により第2号施行日の前日において受けていた給与条例給料月額から第2条施行日における給与条例給料月額に減額されたものとみなす。この場合において、第2条施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第5条の2第1項の規定の適用を受けることとなるもの及び第2条施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、第2条施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、第2条施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は第2条施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用し、同項の規定の適用に関し必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> 枚方市職員給与条例の一部を改正する条例(平成30年枚方市条例第11号)の施行の日(以下「平成30年施行日」という。)に適用される枚方市職員給与条例の規定による給料表が行政職給料表から同条例第5条第</p>	<p>料月額」という。)が同日において受けていた給与条例給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)については、枚方市職員給与条例及び一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成30年枚方市条例第50号。附則第18項及び第20項において「平成30年改正条例」という。)第2条の規定の施行の日(以下「第2条施行日」という。)に、給料月額が給料月額の減額改定以外の理由により第2号施行日の前日において受けていた給与条例給料月額から第2条施行日における給与条例給料月額に減額されたものとみなす。この場合において、第2条施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第5条の2第1項の規定の適用を受けることとなるもの及び第2条施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、第2条施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、第2条施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は第2条施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用し、同項の規定の適用に関し必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> 枚方市職員給与条例の一部を改正する条例(平成30年枚方市条例第11号)の施行の日(以下「平成30年施行日」という。)に適用される枚方市職員給与条例の規定による給料表が行政職給料表から同条例第5条第</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>4 項第 2 号に規定する技能労務職給料表に異動をする職員（当該給料表の異動により給料月額が減額された者に限る。以下「給料表異動職員」という。）で、平成30年施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けることとなるもの及び平成30年施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、平成30年施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、平成30年施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は平成30年施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用する。この場合における必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1) 平成30年施行日前の減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の特定減額前給料月額が平成30年施行日の前日におけるその者の給料月額（同日に退職したものとした場合に<u>附則第11項及び第12項</u>の規定の適用を受ける者にあつては、第 2 号施行日の前日の給与条例給料月額。次号において同じ。）よりも多く、又は平成30年施行日におけるその者の給料月額が退職日給料月額よりも多い場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>15 [略]</p> <p>16 第 2 条施行日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、平成30年改正条例により、第 2 条施行日においてその者の受ける給与条例給料月額が第 2 条施行日の前日において受けていた給料の月額に</p>	<p>4 項第 2 号に規定する技能労務職給料表に異動をする職員（当該給料表の異動により給料月額が減額された者に限る。以下「給料表異動職員」という。）で、平成30年施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けることとなるもの及び平成30年施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、平成30年施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、平成30年施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は平成30年施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用する。この場合における必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1) 平成30年施行日前の減額日における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の特定減額前給料月額が平成30年施行日の前日におけるその者の給料月額（同日に退職したものとした場合に<u>附則第13項及び第14項</u>の規定の適用を受ける者にあつては、第 2 号施行日の前日の給与条例給料月額。次号において同じ。）よりも多く、又は平成30年施行日におけるその者の給料月額が退職日給料月額よりも多い場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>17 [略]</p> <p>18 第 2 条施行日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、平成30年改正条例により、第 2 条施行日においてその者の受ける給与条例給料月額が第 2 条施行日の前日において受けていた給料の月額に</p>

新（改正後）	旧（現 行）
<p>達しないこととなるもの（<u>附則第11項及び第12項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。以下「給料月額減額改定職員」という。）については、第2条施行日に、給料月額が給料月額の減額改定以外の理由により減額されたものとみなす。この場合において、第2条施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第5条の2第1項の規定の適用を受けることとなるもの及び第2条施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、第2条施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、第2条施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は第2条施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用し、同項の規定の適用に関し必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は<u>附則第21項</u>」とする。</p>	<p>達しないこととなるもの（<u>附則第13項及び第14項</u>の規定の適用を受ける職員を除く。以下「給料月額減額改定職員」という。）については、第2条施行日に、給料月額が給料月額の減額改定以外の理由により減額されたものとみなす。この場合において、第2条施行日の前日を基礎在職期間の末日とした場合に第5条の2第1項の規定の適用を受けることとなるもの及び第2条施行日を基礎在職期間の初日とした場合に同項の規定の適用を受けることとなるものについては、第2条施行日を減額日として同項の規定を適用するほか、第2条施行日前の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日又は第2条施行日以後の給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額に係る理由が生じた日を減額日として同項の規定を適用し、同項の規定の適用に関し必要な読替えは、次に掲げる区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> [略]</p> <p><u>23</u> 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は<u>附則第23項</u>」とする。</p>

新（改正後）	旧（現 行）												
<p>22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は<u>附則第22項</u>」とする。</p>	<p>24 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者で、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条第1項の規定の適用については、同項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は<u>附則第24項</u>」とする。</p>												
<p>23 [略]</p>	<p>25 [略]</p>												
<p>24 [略]</p>	<p>26 [略]</p>												
<p>25 当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、<u>同条及び第6条の3</u>中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="226 954 1128 1114"> <tr> <td>附則第23項各号に掲げる職員以外の者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>附則第23項第1号に掲げる職員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>附則第23項第2号に掲げる職員</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	附則第23項各号に掲げる職員以外の者	[略]	附則第23項第1号に掲げる職員	[略]	附則第23項第2号に掲げる職員	[略]	<p>27 当分の間、次項の規定の適用を受ける職員以外の職員についての第5条の3、<u>第6条の3及び附則第2項</u>の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、<u>第5条の3、第6条の3及び附則第2項</u>中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは次の表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 954 2092 1114"> <tr> <td>附則第25項各号に掲げる職員以外の者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>附則第25項第1号に掲げる職員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>附則第25項第2号に掲げる職員</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	附則第25項各号に掲げる職員以外の者	[略]	附則第25項第1号に掲げる職員	[略]	附則第25項第2号に掲げる職員	[略]
附則第23項各号に掲げる職員以外の者	[略]												
附則第23項第1号に掲げる職員	[略]												
附則第23項第2号に掲げる職員	[略]												
附則第25項各号に掲げる職員以外の者	[略]												
附則第25項第1号に掲げる職員	[略]												
附則第25項第2号に掲げる職員	[略]												
<p>26 当分の間、第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、これらの規定中「100分の2」とあるの</p>	<p>28 当分の間、第5条第1項に掲げる者（職制、定数の改廃若しくは予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。）であつて、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、<u>第6条の3及び附則第2項</u>の規定の適用については、これらの規定中「100分の</p>												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p>は、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	<p>2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>

議案第 107 号

枚方市附属機関条例の一部改正について

次のとおり枚方市附属機関条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会の設置等を行うため。

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表1の表くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会の項を削り、同表枚方市自殺対策計画審議会の項の次に次のように加える。

枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会	枚方市児童育成支援拠点事業を委託する事業者の選定に関する審査	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	
---------------------	--------------------------------	------	---	--

別表1の表枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

枚方市文化財保存活用地域計画審議会	枚方市文化財保存活用地域計画の策定及び推進に関する調査審議	9人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者	
-------------------	-------------------------------	------	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新（改正後）					旧（現 行）				
別表（第1条、第2条関係）					別表（第1条、第2条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間	名 称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]	介護予防事業に係る成果連動型民間委託契約方式事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	[略]
					<u>くすの木園旧園舎跡地整備事業者選定審査会</u>	<u>枚方市立くすの木園の跡地に障害者のグループホームの設置及び運営を行う事業者の選定に関する審査</u>	<u>5人以内</u>	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>経理に関する専門的知識を有する者</u> (3) <u>市民団体又は関係団体を代表する者</u>	<u>答申の日まで</u>
枚方市自殺対策計画審議会	[略]	[略]	[略]	[略]	枚方市自殺対策計画審議会	[略]	[略]	[略]	[略]
枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会	<u>枚方市児童育成支援拠点事業を委託する事業者の選定に関する審査</u>	<u>5人以内</u>	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>経理に関する専門的知識を有する者</u>						

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）					旧（現 行）				
			(3) <u>関係団体を代表する者</u>						
枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市ふるさと寄附金推進事業支援事業者選定審査会	[略]	[略]	[略]	
枚方市文化財保存活用地域計画審議会	枚方市文化財保存活用地域計画の策定及び推進に関する調査審議	9人以内	(1) <u>学識経験を有する者</u> (2) <u>市民団体又は関係団体を代表する者</u> (3) <u>関係行政機関の職員</u> (4) <u>前3号に掲げる者のほか、当該調査審議に関し市長が適当と認める者</u>						
枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]		枚方市老人ホーム入所判定審査会	[略]	[略]	[略]	

議案第 108 号

枚方市保健所事務手数料条例の一部改正について

次のとおり枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

枚方市保健所事務手数料条例（平成25年枚方市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第20」を「別表第21」に改める。

別表第16の8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表第20を別表第21とし、別表第19の次に次の1表を加える。

別表第20（第2条関係） 枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）関係事務

項	事務の区分	金額
1	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録	1件につき34,600円
2	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定による登録証の書換え	1件につき1,600円
3	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第4項の規定による登録証の再交付	1件につき2,100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中別表第16の改正規定は令和8年5月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

（枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

- 2 枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

新（改正後）		旧（現 行）																									
<p>（手数料を徴収する事務及び手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務について徴収する手数料の額は、別表第1から別表第21までに定めるとおりとする。</p> <p>別表第16（第2条関係） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>法第14条第13項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第20（第2条関係） 枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録</td> <td>1件につき34,600円</td> </tr> </tbody> </table>		項	事務の区分	金額	8	法第14条第13項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	22	[略]	[略]	項	事務の区分	金額	1	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録	1件につき34,600円	<p>（手数料を徴収する事務及び手数料の額）</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び当該事務について徴収する手数料の額は、別表第1から別表第20までに定めるとおりとする。</p> <p>別表第16（第2条関係） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この表において「法」という。）関係事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>事務の区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>法第14条第15項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		項	事務の区分	金額	8	法第14条第15項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	22	[略]	[略]
項	事務の区分	金額																									
8	法第14条第13項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]																									
22	[略]	[略]																									
項	事務の区分	金額																									
1	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録	1件につき34,600円																									
項	事務の区分	金額																									
8	法第14条第15項の規定による製造販売の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]																									
22	[略]	[略]																									

新（改正後）			旧（現 行）		
2	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第6条第3項の規定による登録証の書 換え	1件につき1,600円			
3	枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第6条第4項の規定による登録証の再 交付	1件につき2,100円			
<p>別表第21（第2条関係） 検査関係事務 表 [略]</p>			<p>別表第20（第2条関係） 検査関係事務 表 [略]</p>		

議案第 109 号

枚方市児童福祉施設等条例の一部改正について

次のとおり枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市立さだ西小規模保育施設を設置するため。

枚方市児童福祉施設等条例の一部を改正する条例

枚方市児童福祉施設等条例（昭和44年枚方市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表小規模保育事業を行う施設の部中

「

枚方市立たのくちやま小規模保育施設	枚方市田口山3丁目10番2号
-------------------	----------------

」

を

「

枚方市立たのくちやま小規模保育施設	枚方市田口山3丁目10番2号
枚方市立さだ西小規模保育施設	枚方市出口6丁目20番5号

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月28日までの間において規則で定める日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種 類	名 称	位 置	種 類	名 称	位 置
小規模保育事業を行う施設	[略]	[略]	小規模保育事業を行う施設	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	枚方市立たのくちや ま小規模保育施設	枚方市田口山3丁目10番2号		枚方市立たのくちや ま小規模保育施設	枚方市田口山3丁目10番2号
	枚方市立さだ西小規模保育施設	枚方市出口6丁目20番5号			

議案第 110 号

枚方市臨時保育室条例の一部改正について

次のとおり枚方市臨時保育室条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 乳児等通園支援事業の利用に係る乳幼児の範囲及び使用料の額を見直すため。

枚方市臨時保育室条例の一部を改正する条例

枚方市臨時保育室条例（令和3年枚方市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号イ中「。次号イにおいて同じ。」を削り、同項第2号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第8条第6項中「日額」を「1回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1回の利用時間が2時間30分を超える場合は、その額に2時間30分を超える部分30分ごとに150円を加算した額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（入室資格等）</p> <p>第5条 臨時保育室に入室することができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1号に掲げる業務における保育を受ける場合 次のいずれにも該当する待機児童</p> <p>イ 市内に住所（やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地）を有すること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業を利用する場合 次のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）であって、その保護者が規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の使用料の額は、臨時保育室に入室している乳幼児1人につき、</p>	<p>（入室資格等）</p> <p>第5条 臨時保育室に入室することができる者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 第3条第1号に掲げる業務における保育を受ける場合 次のいずれにも該当する待機児童</p> <p>イ 市内に住所（やむを得ない事由があるとして市長が特に必要と認める場合にあっては、居住地。<u>次号イにおいて同じ。</u>）を有すること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業を利用する場合 次のいずれにも該当する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）であって、その保護者が規則で定めるところにより市長の登録を受けたもの</p> <p>イ <u>市内に住所を有すること。</u></p> <p>ロ [略]</p> <p>ハ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（使用料）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 前項の使用料の額は、臨時保育室に入室している乳幼児1人につき、</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p><u>1回750円とする。ただし、1回の利用時間が2時間30分を超える場合は、その額に2時間30分を超える部分30分ごとに150円を加算した額とする。</u></p> <p>7 [略]</p>	<p><u>日額750円とする。</u></p> <p>7 [略]</p>

議案第 111 号

枚方市下水道条例の一部改正について

次のとおり枚方市下水道条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 特定事業場から排除される下水に係る水質の基準等を見直すため。

枚方市下水道条例の一部を改正する条例

枚方市下水道条例（昭和51年枚方市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値」を「1リットルにつき380ミリグラム以下」に改め、同号イ及びロを削る。

第13条の2第2項第1号中「（同条第4項に規定する場合にあつては、同項に規定する排水基準に係る数値）」を削り、同項第3号中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値」を「1リットルにつき380ミリグラム以下」に改め、同号イ及びロを削り、同項第10号中「又は臭気」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)</p> <p>第13条 法第12条の2第3項の規定により条例で定める基準は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>1リットルにつき380ミリグラム以下</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 次の各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質（ダイオキシン類を除く。） 当該各号に定める数値（ダイオキシン類の数値を除く。）</p>	<p>(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)</p> <p>第13条 法第12条の2第3項の規定により条例で定める基準は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値</u></p> <p><u>イ 枚方市淀川左岸流域関連公共下水道に係る区域（以下「渚処理区」という。） 1リットルにつき38ミリグラム以下</u></p> <p><u>ロ 枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道に係る区域（以下「鴻池処理区」という。） 1リットルにつき380ミリグラム以下</u></p> <p>(2)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第13条の2 [略]</p> <p>2 次の各号に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。</p> <p>(1) 下水道法施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質（ダイオキシン類を除く。） 当該各号に定める数値（ダイオキシン類の数値を除く。） <u>（同条第4項に規定する場合にあつては、同項に規定する排水基準に</u></p>

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(2) [略]</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>1リットルにつき380ミリグラム以下</u></p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>(10) 色 放流先で支障を来すような色を帯びないこと。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p><u>係る数値)</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数値</u></p> <p>イ 渚処理区 <u>1リットルにつき38ミリグラム以下</u></p> <p>ロ 鴻池処理区 <u>1リットルにつき380ミリグラム以下</u></p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>(10) 色<u>又は臭気</u> 放流先で支障を来すような色<u>又は臭気</u>を帯びないこと。</p> <p>3・4 [略]</p>

令和8年度包括外部監査契約の締結について

次のとおり令和8年度包括外部監査契約を締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 契約の相手方 住所 兵庫県川西市美山台1丁目3番地の124  
氏名 奥谷 恭子  
資格 公認会計士
2. 件 名 令和8年度包括外部監査契約の締結
3. 目 的 包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告の提出を受ける。
4. 契約期間の始期 令和8年4月1日
5. 契約金額 予算額を上限とする額
6. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い

<議案第112号参考資料>

包括外部監査人候補者選定結果

1 選定された令和8年度包括外部監査人候補者

- (1) 住 所 兵庫県川西市美山台1丁目3番地の124
- (2) 氏 名 奥谷 恭子 (おくたに きょうこ)
- (3) 資 格 公認会計士

2 枚方市包括外部監査人選定審査会への諮問

- (1) 諮問日 令和7年7月11日
- (2) 答申日 令和7年11月25日
- (3) 選定に至るまでの経過

令和7年7月11日 第1回枚方市包括外部監査人選定審査会開催

- ・ 募集要項、審査（評価）項目等についての協議

令和7年9月5日 公募開始（同年10月6日まで）

令和7年11月25日 第2回枚方市包括外部監査人選定審査会開催

- ・ 面接審査の実施
- ・ 候補者の選定に係る協議
- ・ 候補者の選定〔別添（選考評価結果）参照〕

(4) 選定理由

枚方市包括外部監査人選定審査会（以下「選定審査会」という。）では、面接審査において応募者3名について提案書の説明の聴取及び質疑応答を実施し、選定審査会において定めた評価項目に基づいて審査を行ったところ、奥谷恭子氏の得点が1位となった。

奥谷恭子氏は、地方公共団体の包括外部監査人や補助者、各種公的委員等としての業務経験が豊富で、地方行財政運営に係る専門的知識や地方行政の現状や課題に係る幅広い知見を有するものと認められた。

また、監査テーマの選定について、本市の現状を的確に分析した上で、実現可能性が高く、かつ、独創的なものを選定されている点について評価した。

監査の実施体制についても、所属法人内の業務経験が豊富な補助者で構成され、監査テーマごとに必要な分野の人材を確保できることで、チームとして非常に高い安定感が見込め、監査テーマの実現可能性及び実効的な監査への期待を裏付けるものとなっていた。

さらに、面接時の提案内容説明及び質問への応答は、具体的で、説得力があり、安定感があると評価した。また、真摯な応答姿勢から、本市の行財政運営の改善に貢献したいという意欲、熱意も強く感じられた。

これらのことから、選定審査会においては、奥谷恭子氏が他の応募者よりも包括外部監査人の候補者として優れており、同氏を令和8年度枚方市包括外部監査人候補者として選定することが適当であると判断された。

[評価方法]

評価については、面接審査の結果を点数化する評価方式で行った。なお、各委員の持ち点は85点満点とし、各委員の合計点をもって、各応募者の点数とした。

(5) 審査会の委員構成

会 長	瀧 博	立命館大学経営学部教授
副 会 長	出水 博章	関西外国語大学外国語学部教授
委 員	笛木 淳	摂南大学法学部講師
委 員	増永 剛夫	元大阪府職員
委 員	壬生 裕子	同志社大学政策学部嘱託講師

3 包括外部監査人候補者の決定

選定審査会の選定結果の答申に基づいて、令和7年12月26日に奥谷恭子氏を令和8年度包括外部監査人候補者として決定した。

令和8年2月3日に監査委員の意見聴取を行い、意見なしとの回答を得た。

包括外部監査人選考評価結果

○採点

評価項目	1人当たり 配点	配点合計	奥谷恭子氏	応募者 1	応募者 2
1 包括外部監査についての考え方	10 点	50 点	41	44	21
2 監査の実施方針	10 点	50 点	43	42	28
3 監査テーマの選定・本市の現状 や行政課題に対する理解度	20 点	100 点	85	85	47
4 監査のスケジュール	5 点	25 点	20	20	11
5 監査結果報告書の作成	5 点	25 点	20	21.5	11
6 監査の実施体制	5 点	25 点	23	20.5	8
7 監査費用の設定	5 点	25 点	18	20	11
8 職務上知り得た情報の取扱い	5 点	25 点	21	19	15
9 人物、実績	20 点	100 点	91	77	47
合計	85 点	425 点	362	349	199
順位			1	2	3

[参考となる履歴、実績]

- ・ 公認会計士資格取得：平成 11 年 4 月 21 日
- ・ 包括外部監査に係る経験
  - 八尾市包括外部監査人（令和 4 年度～令和 6 年度）
  - 滋賀県包括外部監査人補助者（令和 5 年度～令和 7 年度）
  - 岡山県包括外部監査人補助者（平成 30 年度～令和 2 年度）
  - 高松市包括外部監査人補助者（平成 28 年度～平成 30 年度）
  - 東大阪市包括外部監査人補助者（平成 23 年度～平成 25 年度）
  - 枚方市包括外部監査人補助者（平成 19 年度、平成 24 年度） 等
- ・ 所属：有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

議案第113号

枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業請負変更契約締結について

次のとおり枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業請負変更契約を締結するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年(2026年)2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 発注者 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
枚方市  
市長 伏見 隆
2. 受注者 吹田市南吹田5丁目22番13号  
枚方三究共同事業体  
代表者 株式会社三機サービス  
代表取締役社長 北越達男
3. 工事名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業
4. 施工場所 枚方市枚方上之町9番21号 他
5. 変更内容

契約金額	
変更前	金 8,998,000,000円
変更後	金 9,018,617,300円

## 工事概要書（変更）

1. 工事名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業

2. 施工場所 枚方市枚方上之町9番21号 他

3. 契約金額

変更前	金 8,998,000,000円
変更後	金 9,018,617,300円
増額	金 20,617,300円

4. 工期・履行期間 令和7年3月6日から令和25年3月31日まで

5. 工事等概要

設計業務

- ・空調設備の設計業務
- ・その他、付随する業務

施工業務

- ・空調設備の施工業務
- ・その他、付随する業務

工事監理業務

- ・空調設備の工事監理業務
- ・その他、付随する業務

維持管理業務

- ・空調設備の維持管理業務
- ・その他、付随する業務

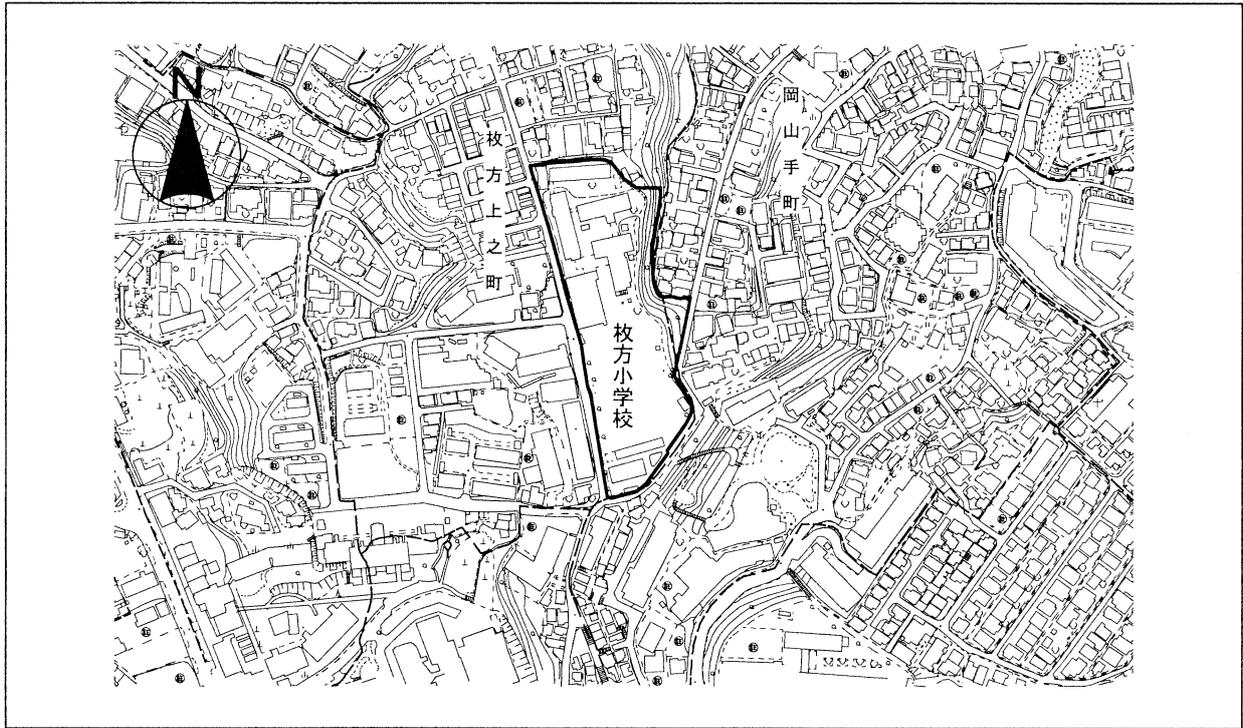
既設空調機器保守点検業務

- ・既設空調機器の保守点検業務
- ・その他、付随する業務

6. 変更理由 更新床面積が増加したこと、更新対象機器が減少したこと等から、契約金額を変更するものです。

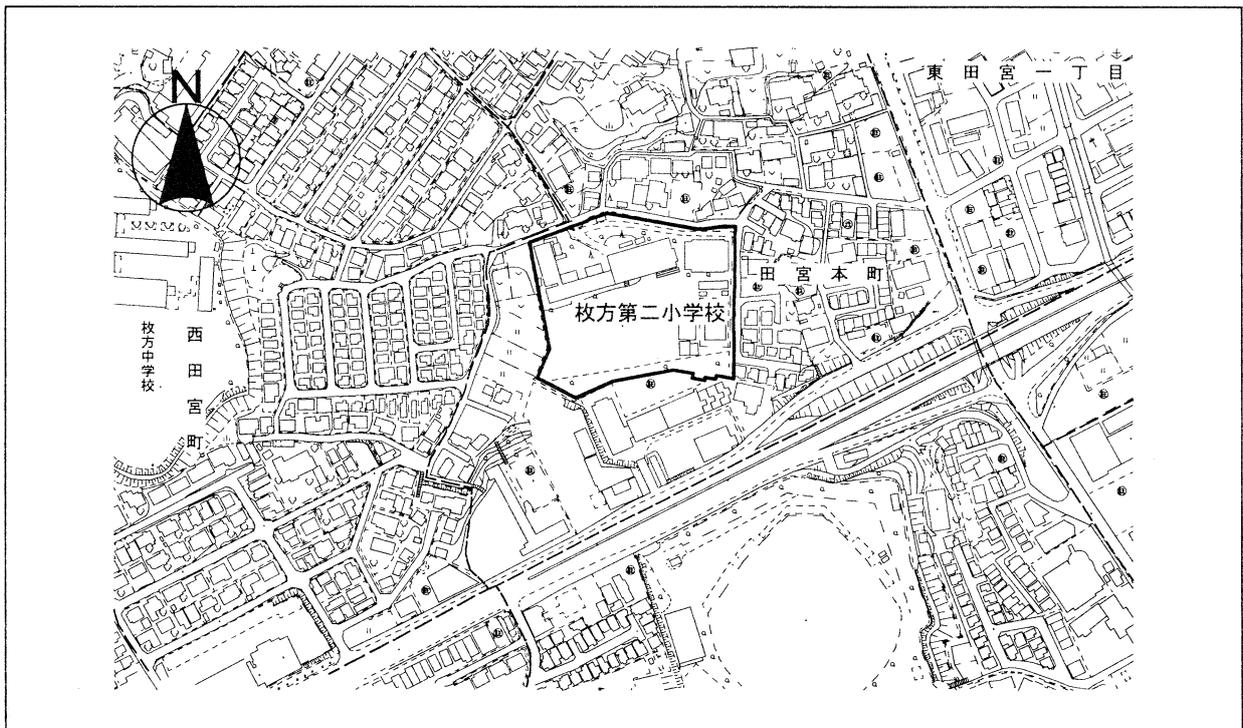
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



枚方小学校：枚方市枚方上之町9番21号

1/62

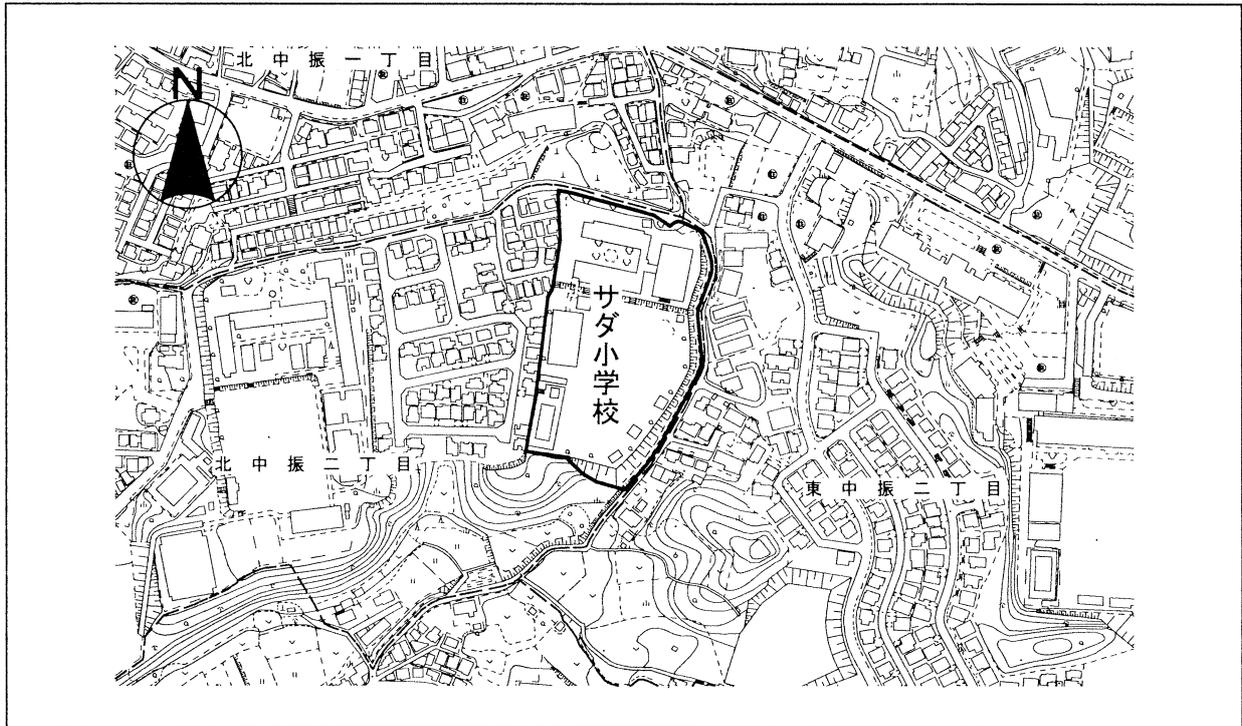


枚方第二小学校：枚方市田宮本町11番1号

2/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



サダ小学校：枚方市北中振2丁目11番21号

3/62



香里小学校：枚方市香里ヶ丘10丁目5番地の2

4/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



開成小学校：枚方市香里ヶ丘2丁目5番地

5/62



五常小学校：枚方市香里ヶ丘6丁目9番地

6/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



春日小学校：枚方市高田2丁目15番10号

7/62

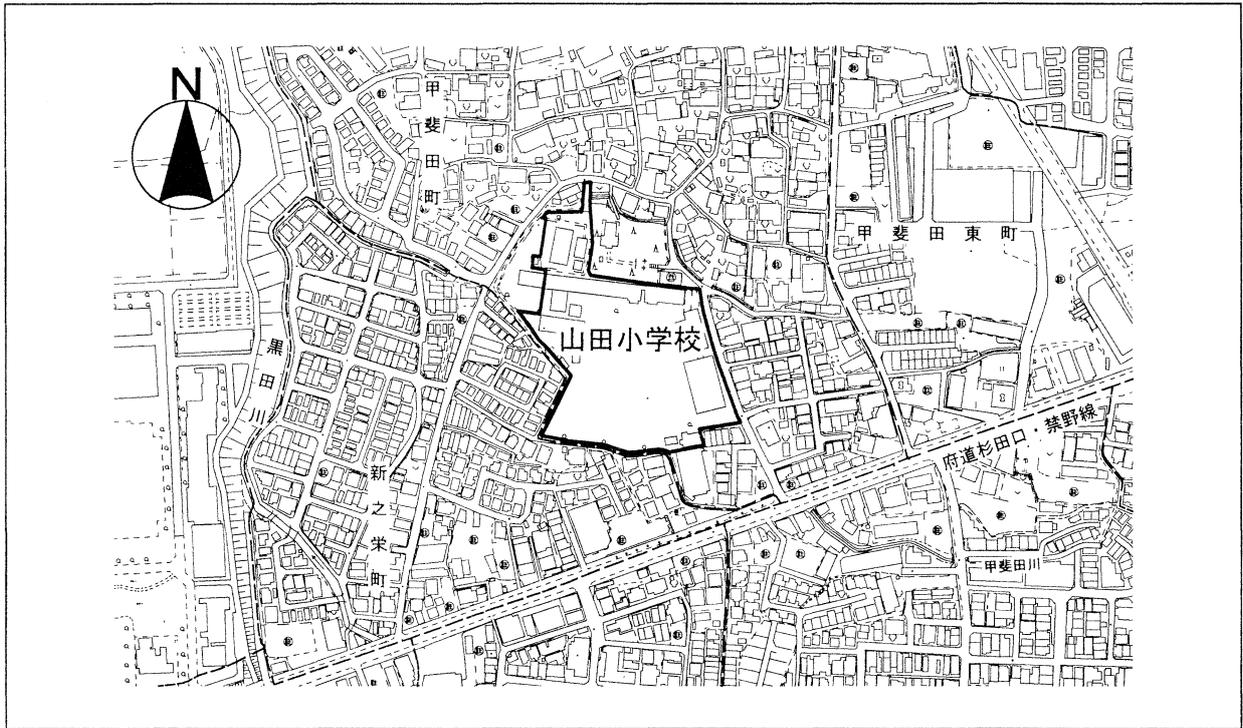


桜丘小学校：枚方市村野本町30番1号

8/62

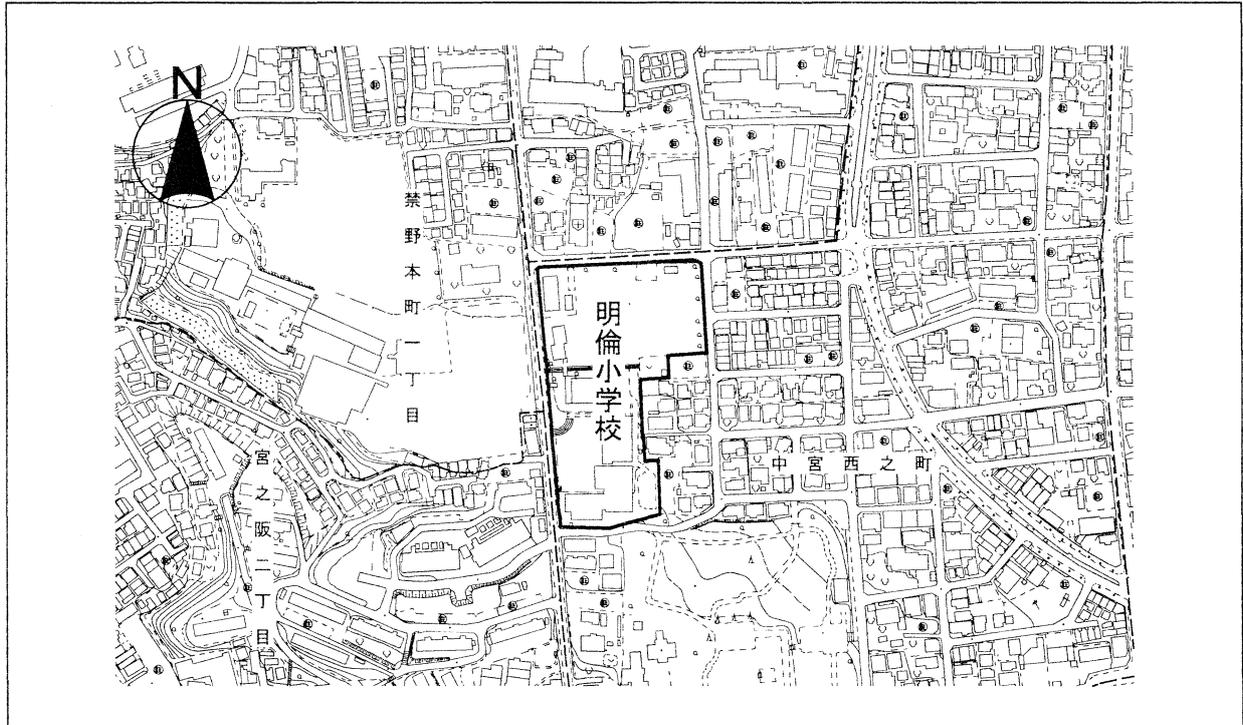
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



山田小学校：枚方市甲斐田町1番27号

9/62



明倫小学校：枚方市中宮西之町10番6号

10/62

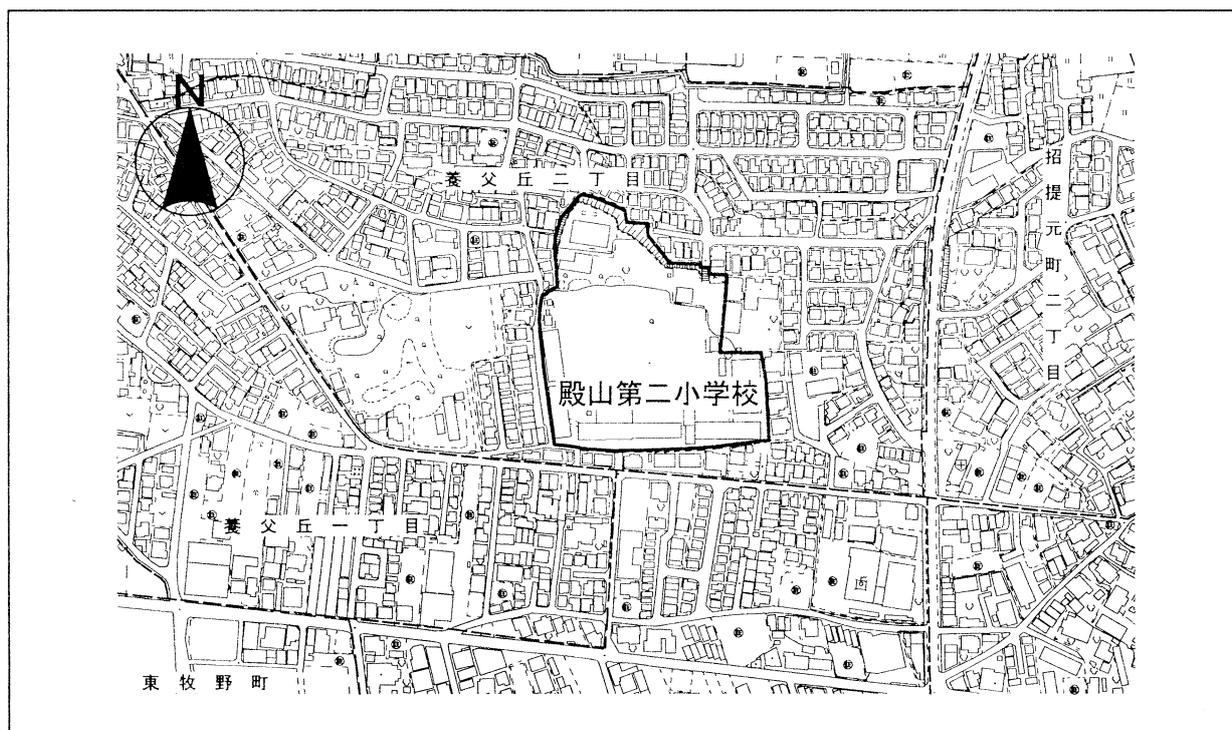
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



殿山第一小学校：枚方市上野1丁目6番5号

11/62

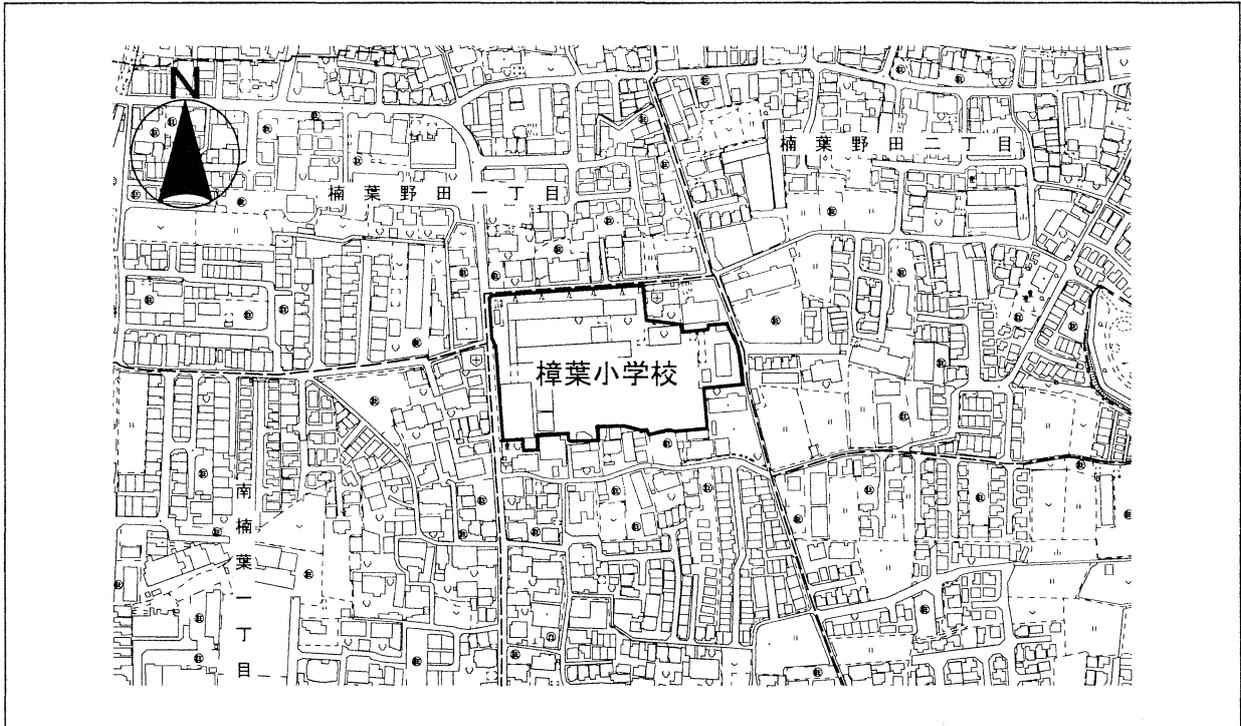


殿山第二小学校：枚方市養父丘2丁目7番53号

12/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



樟葉小学校：枚方市南楠葉2丁目40番6号

13/62



津田小学校：枚方市津田西町1丁目33番1号

14/62

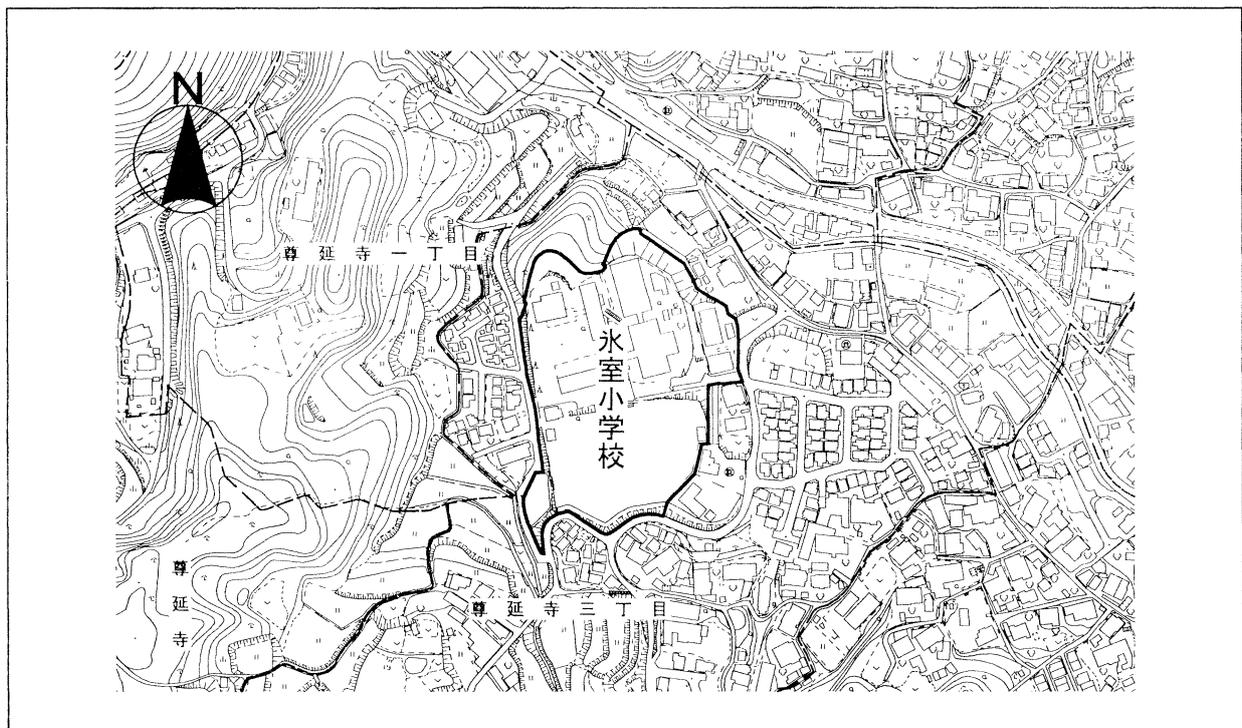
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



菅原小学校：枚方市藤阪中町13番1号

15/62

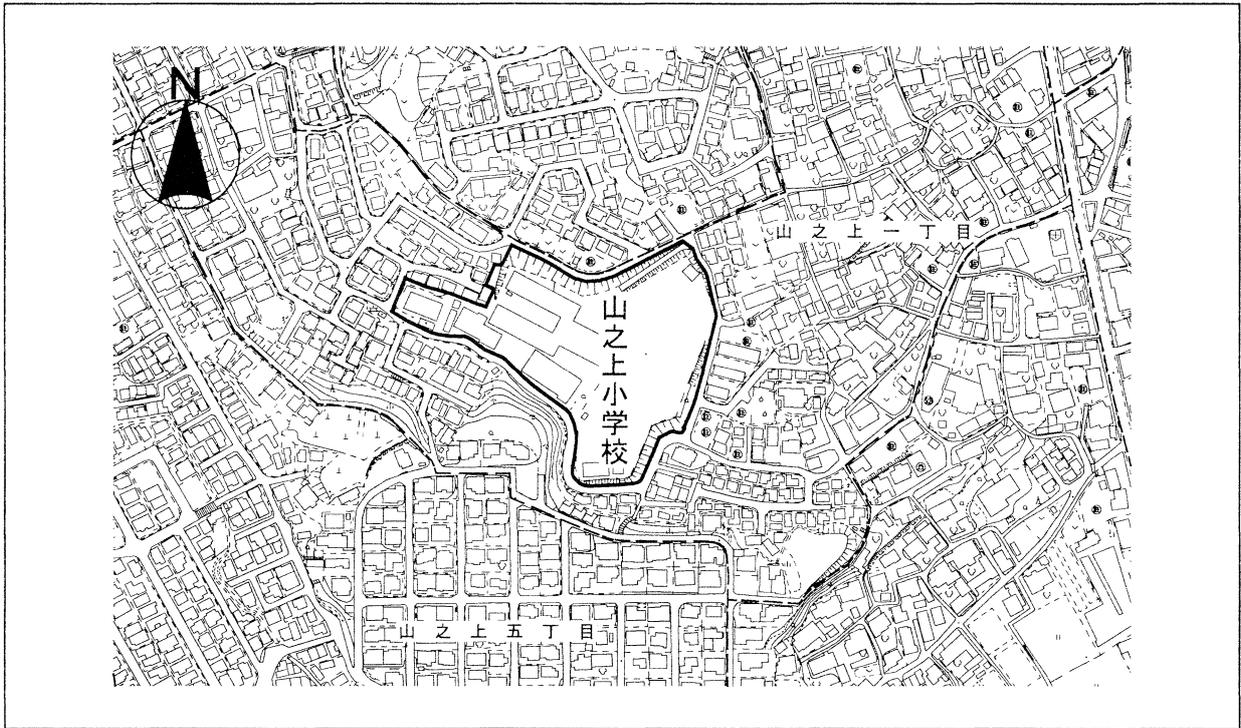


水室小学校：枚方市尊延寺3丁目1番38号

16/62

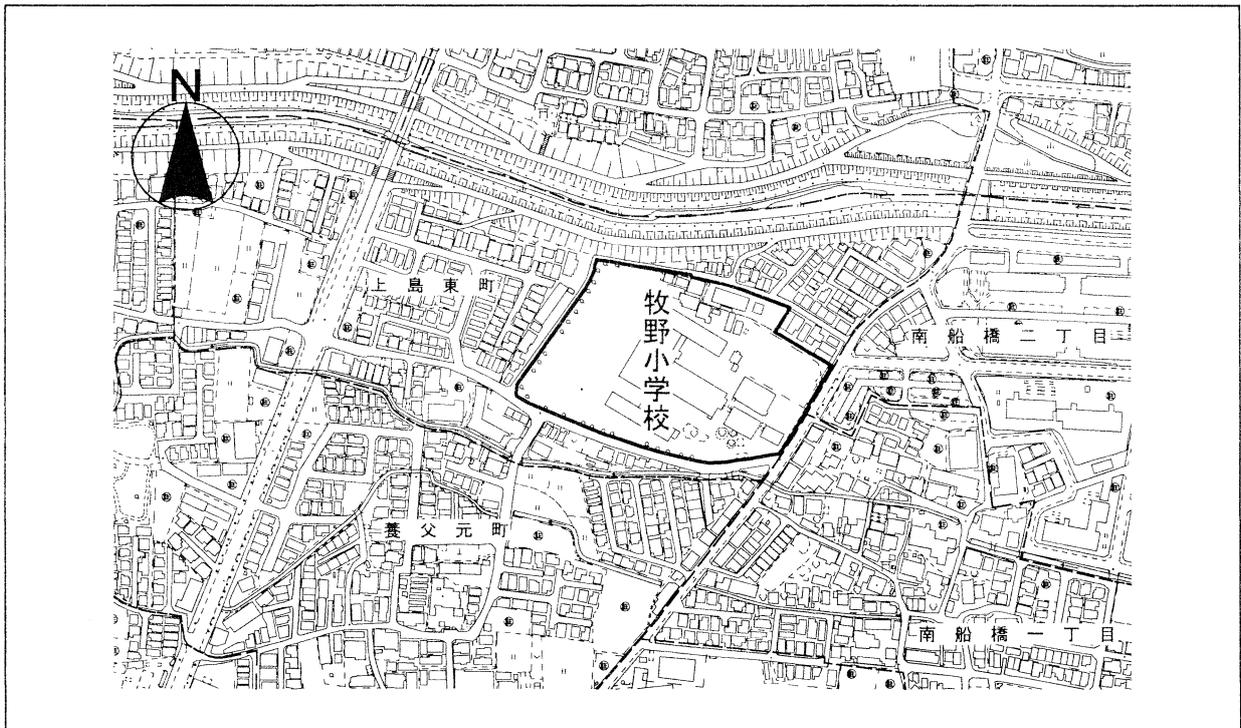
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



山之上小学校：枚方市山之上 1丁目 32番 1号

17/62

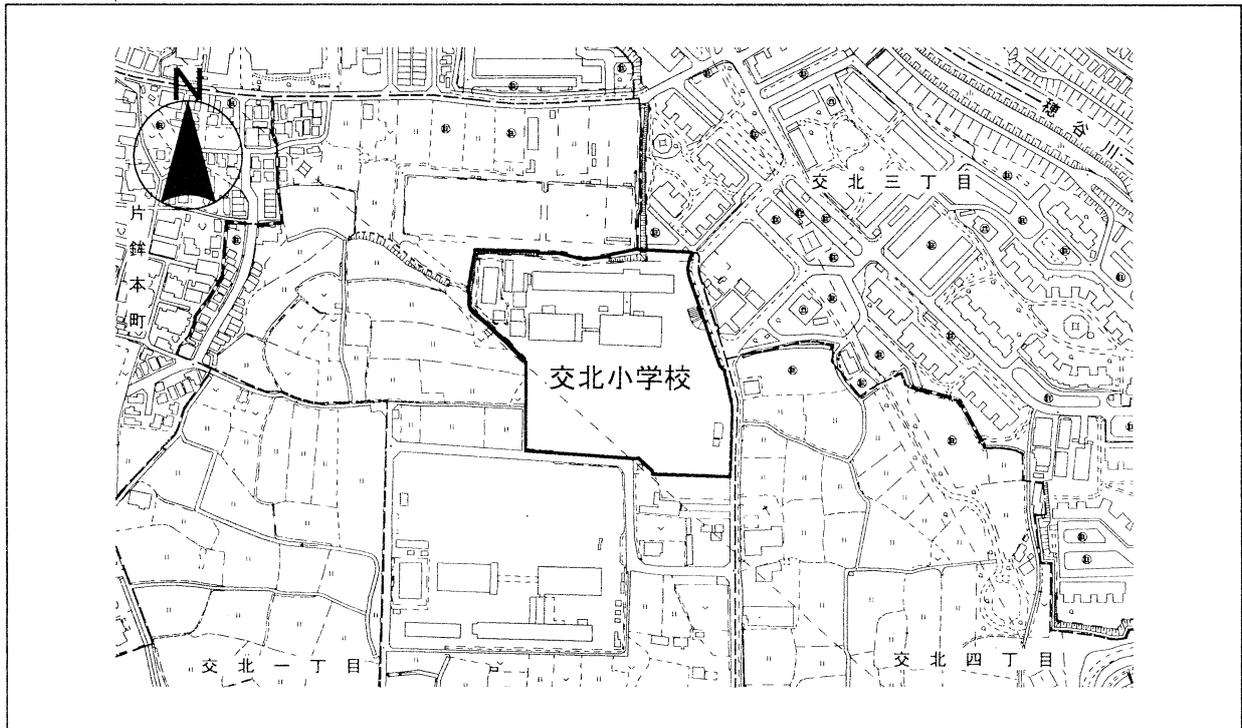


牧野小学校：枚方市上島東町 4番 18号

18/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



交北小学校：枚方市交北2丁目30番5号

19/62

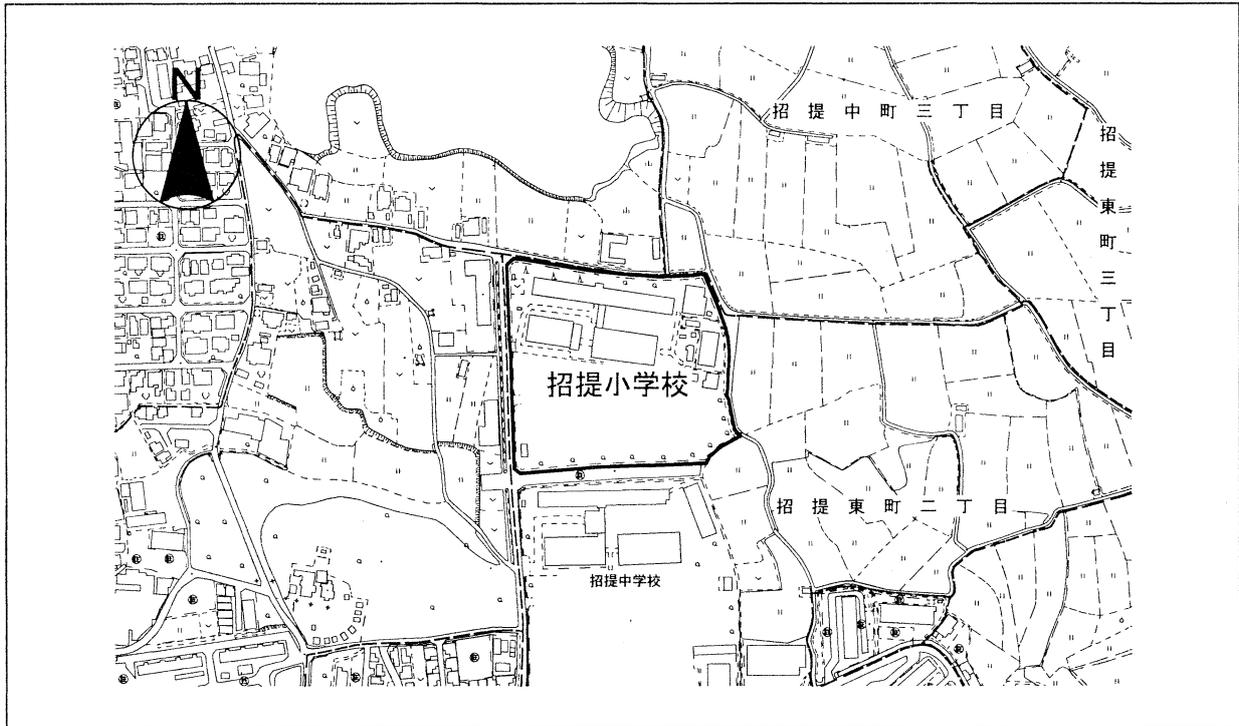


香陽小学校：枚方市香里ヶ丘11丁目36番1号

20/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



招提小学校：枚方市招提東町2丁目2番8号

21/62



中宮小学校：枚方市中宮山戸町2番3号

22/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



小倉小学校：枚方市小倉町29番1号

23/62



樟葉南小学校：枚方市楠葉美咲1丁目25番1号

24/62

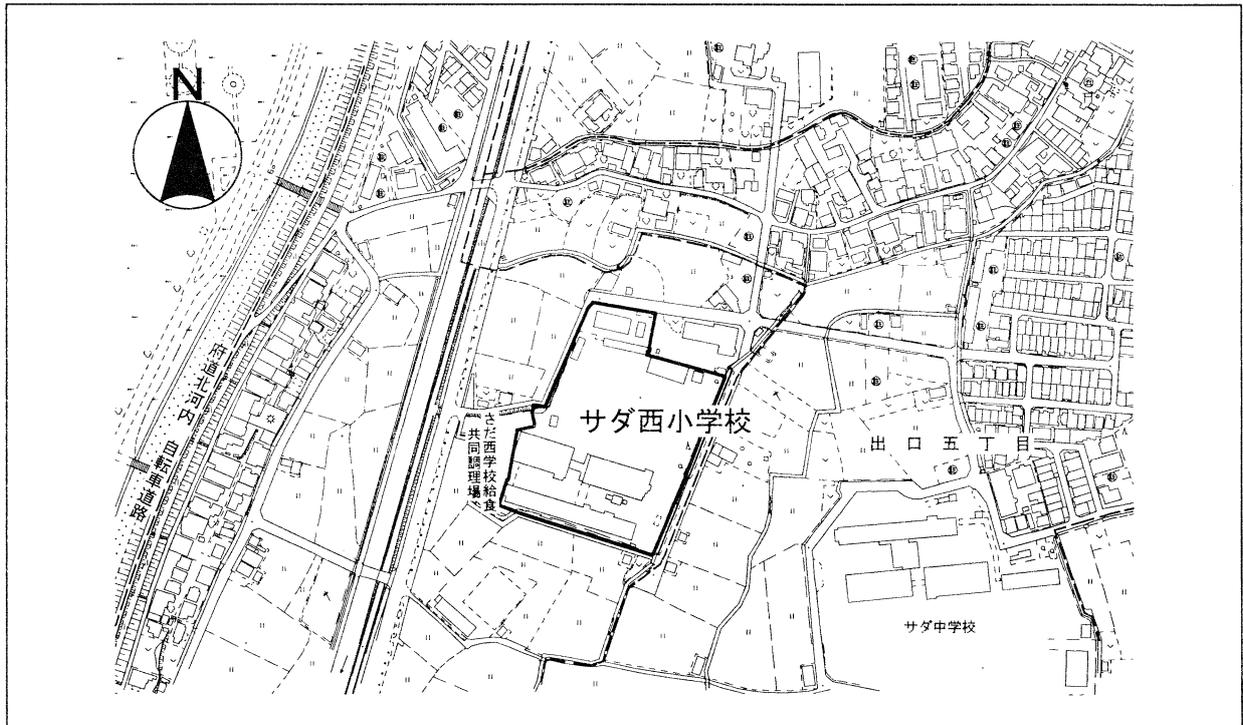
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



磯島小学校：枚方市磯島北町3番1号

25/62



サダ西小学校：枚方市出口6丁目20番1号

26/62

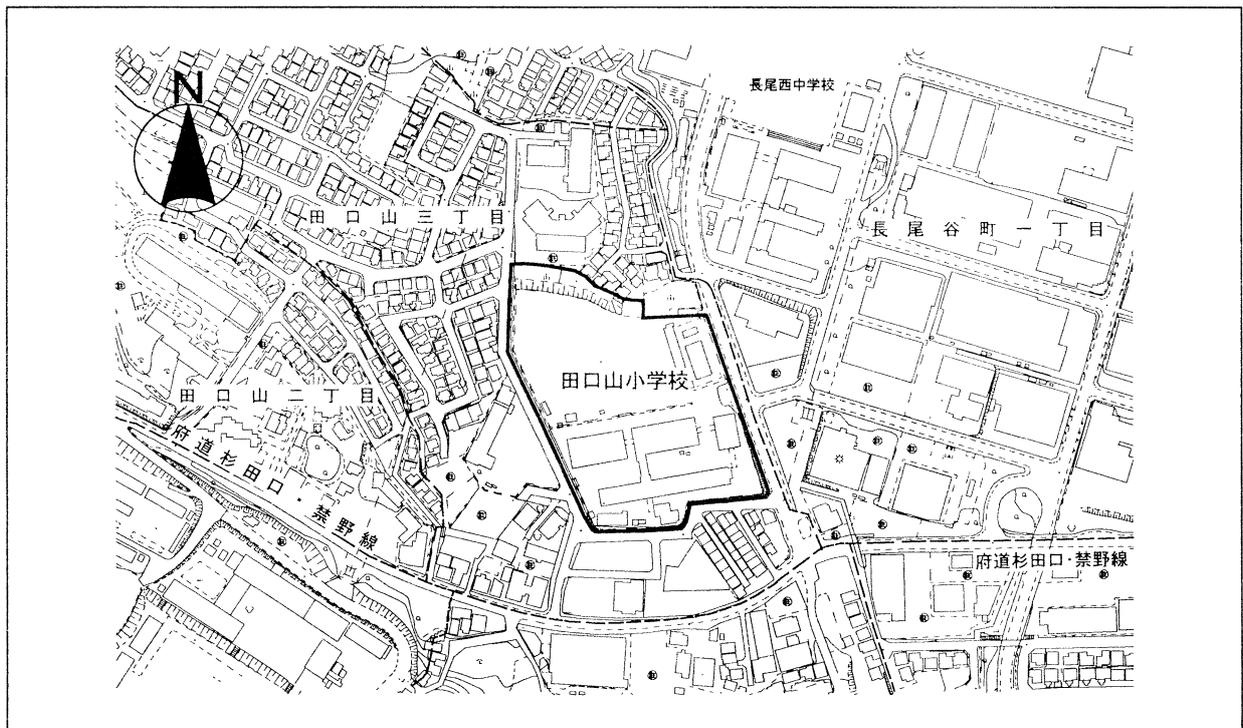
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



樟葉西小学校：枚方市楠葉並木1丁目11番1号

27/62

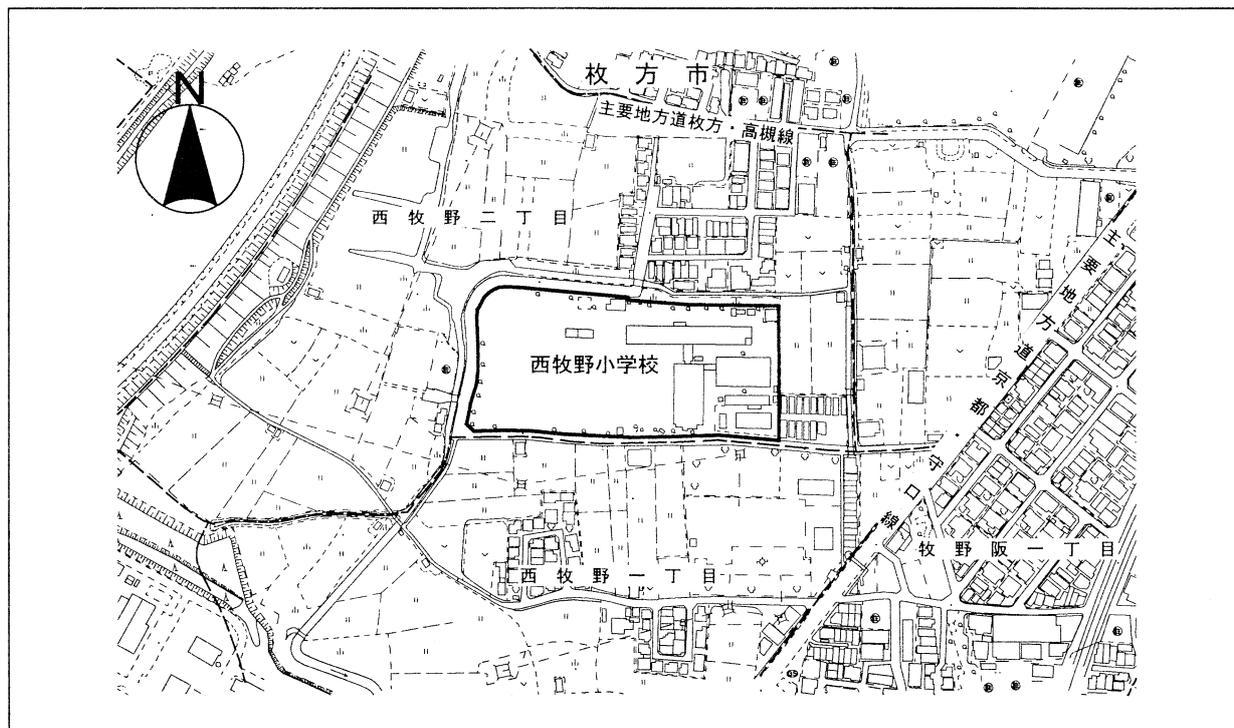


田口山小学校：枚方市田口山3丁目10番1号

28/62

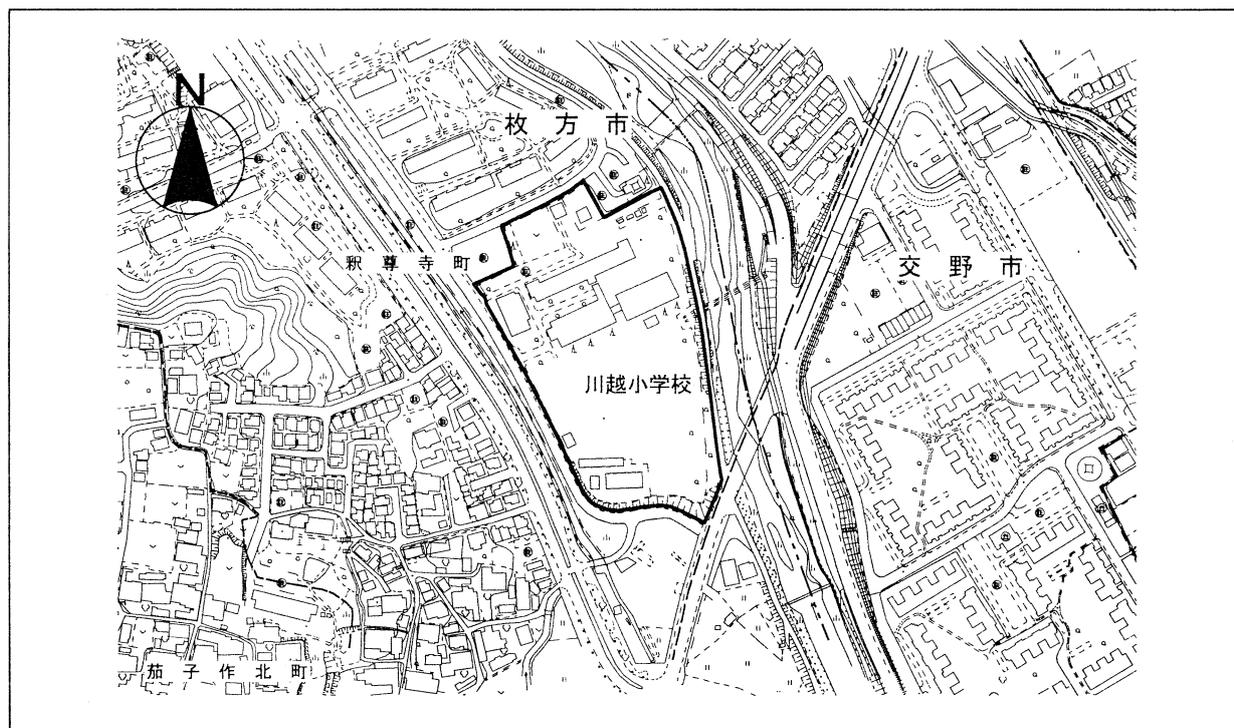
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



西牧野小学校：枚方市西牧野2丁目1番1号

29/62

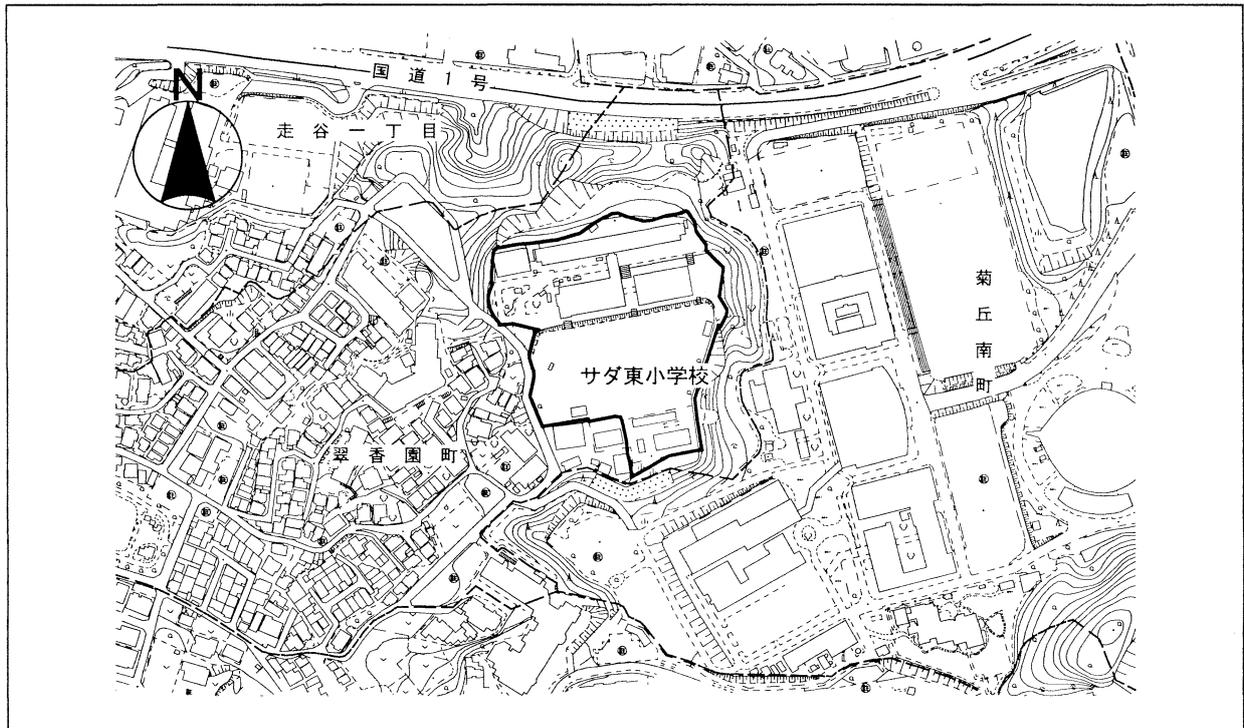


川越小学校：枚方市積尊寺町30番1号

30/62

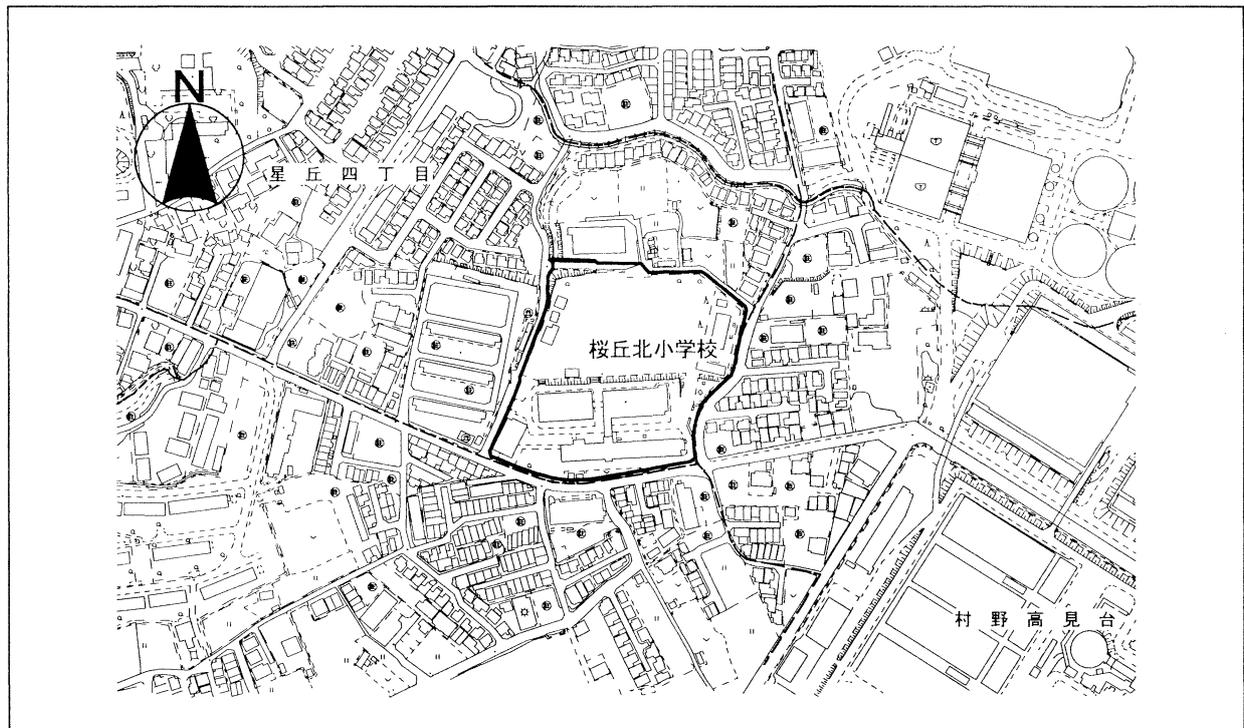
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



サダ東小学校：枚方市翠香園町30番1号

31/62

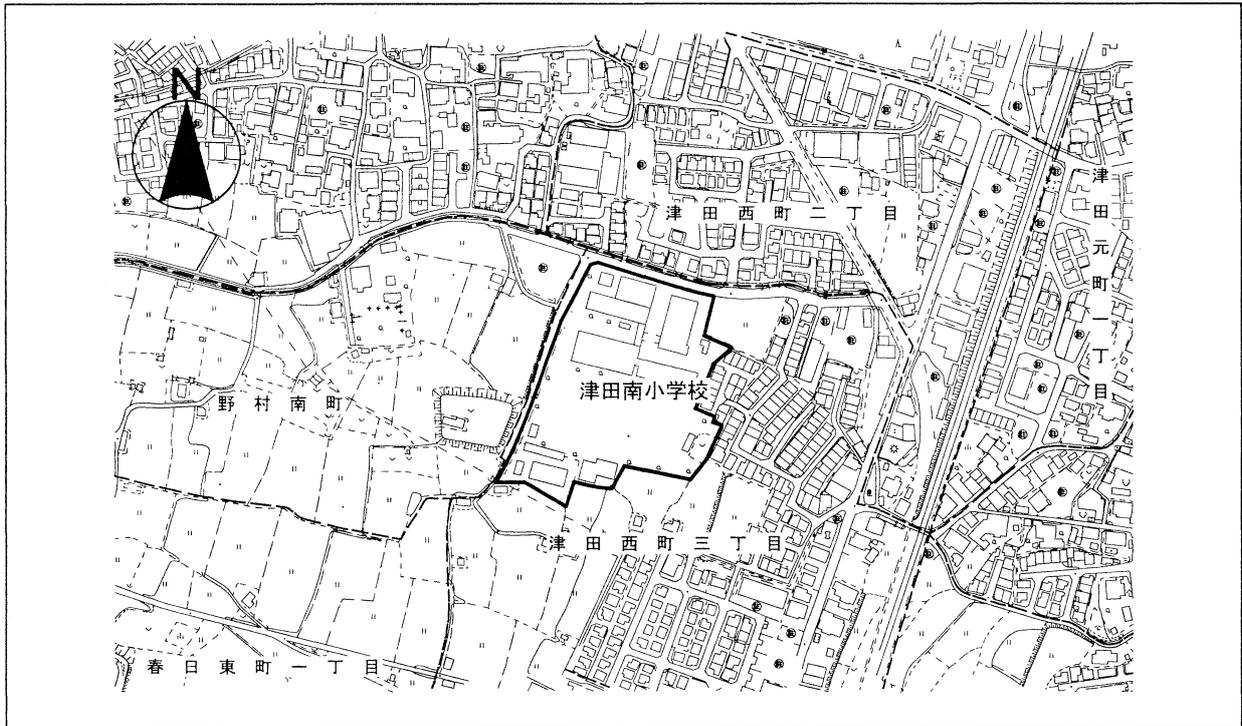


桜丘北小学校：枚方市星丘4丁目31番1号

32/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



津田南小学校：枚方市津田西町3丁目10番1号

33/62



樟葉北小学校：枚方市楠葉野田3丁目13番1号

34/62

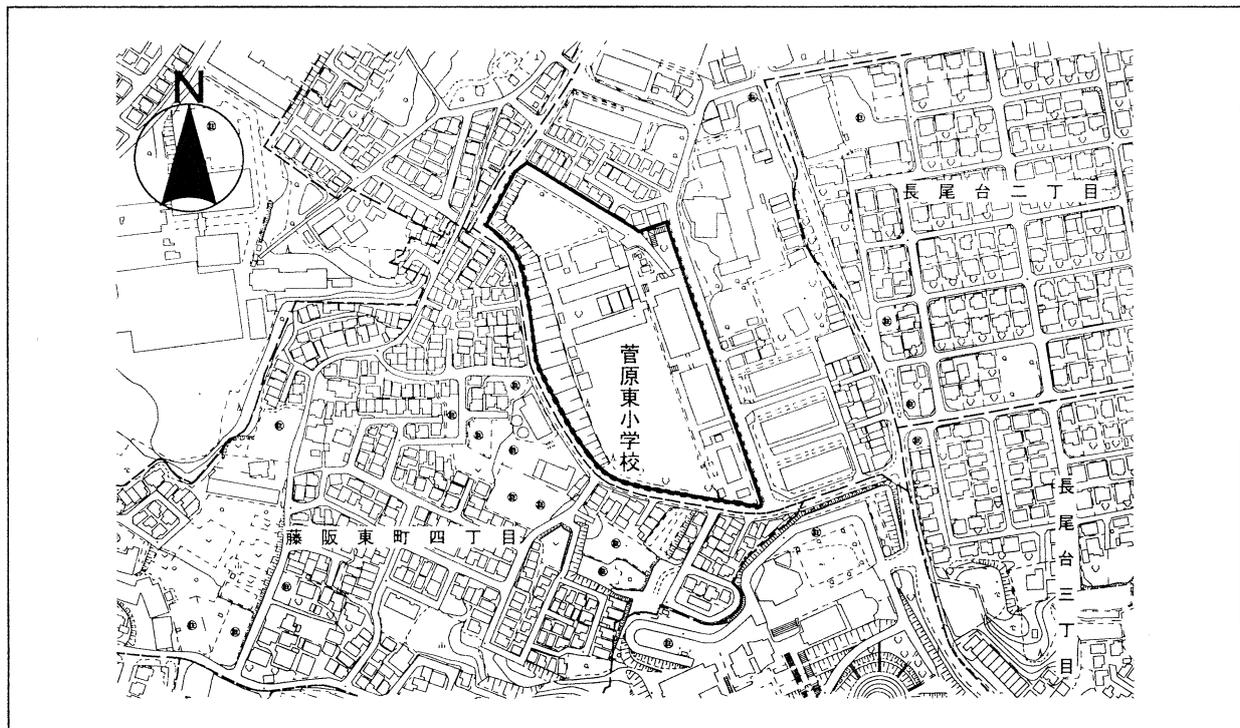
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



船橋小学校：枚方市東山1丁目68番地

35/62

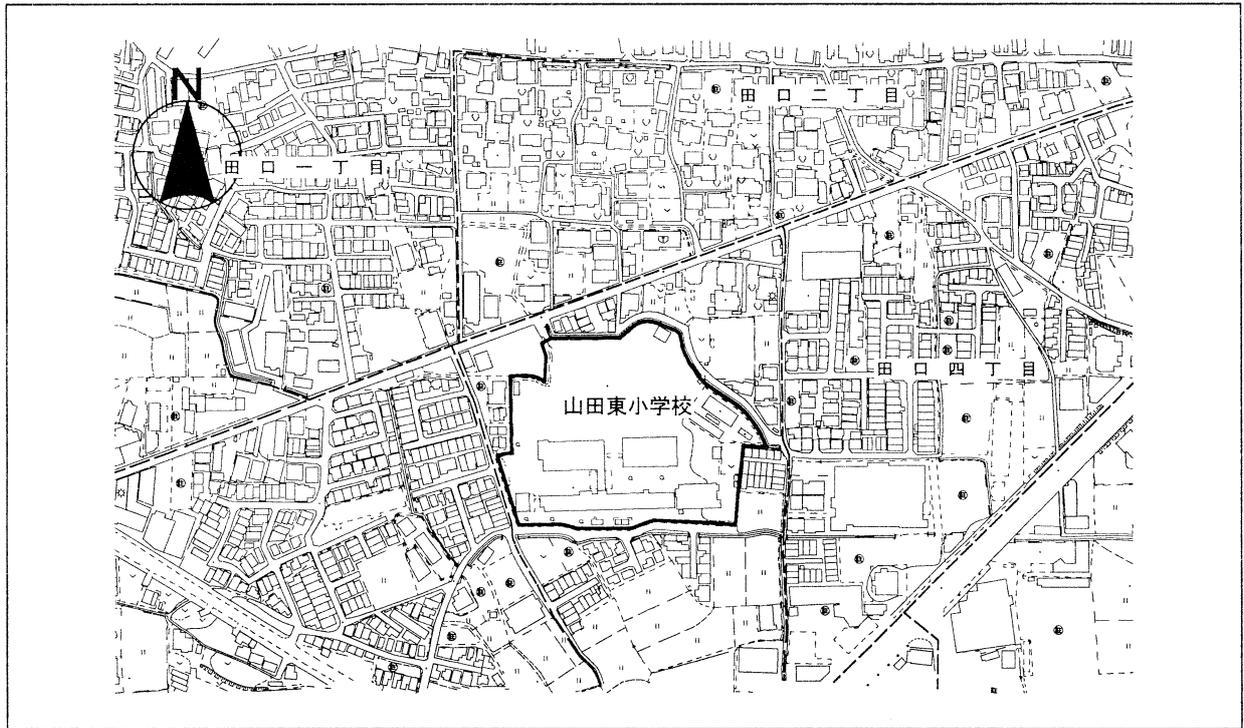


菅原東小学校：枚方市藤阪東町3丁目10番1号

36/62

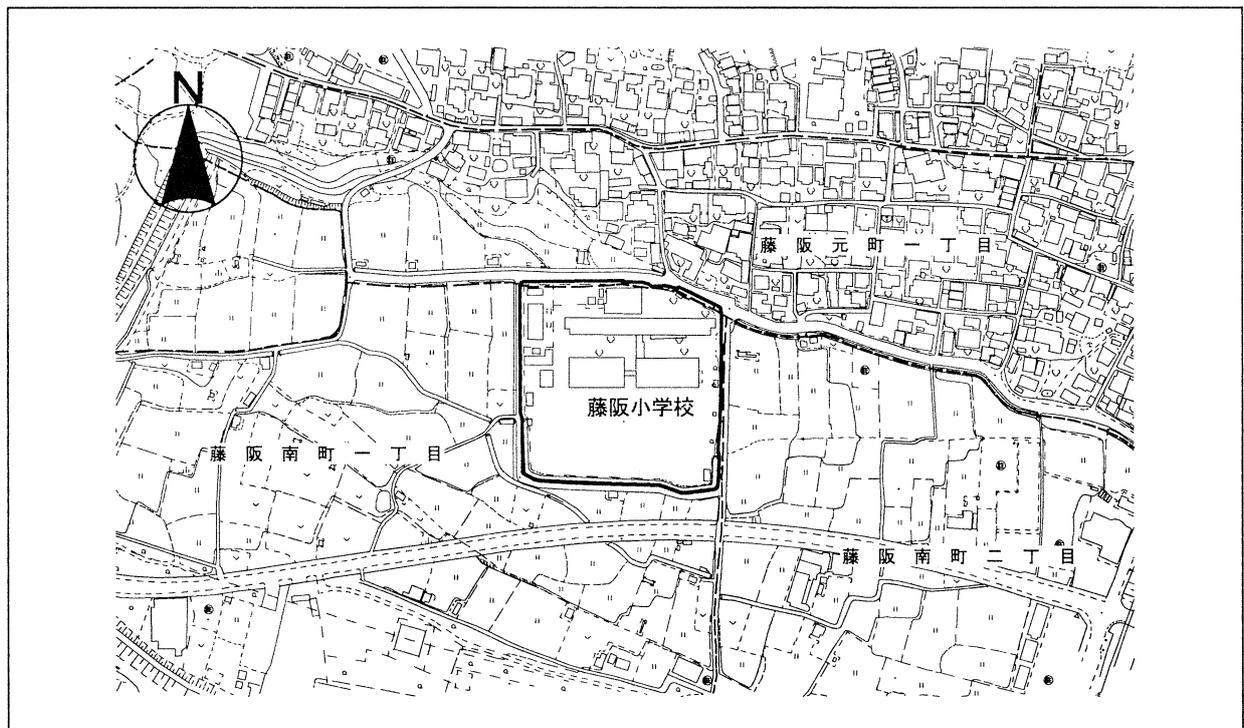
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



山田東小学校：枚方市田口3丁目16番1号

37/62

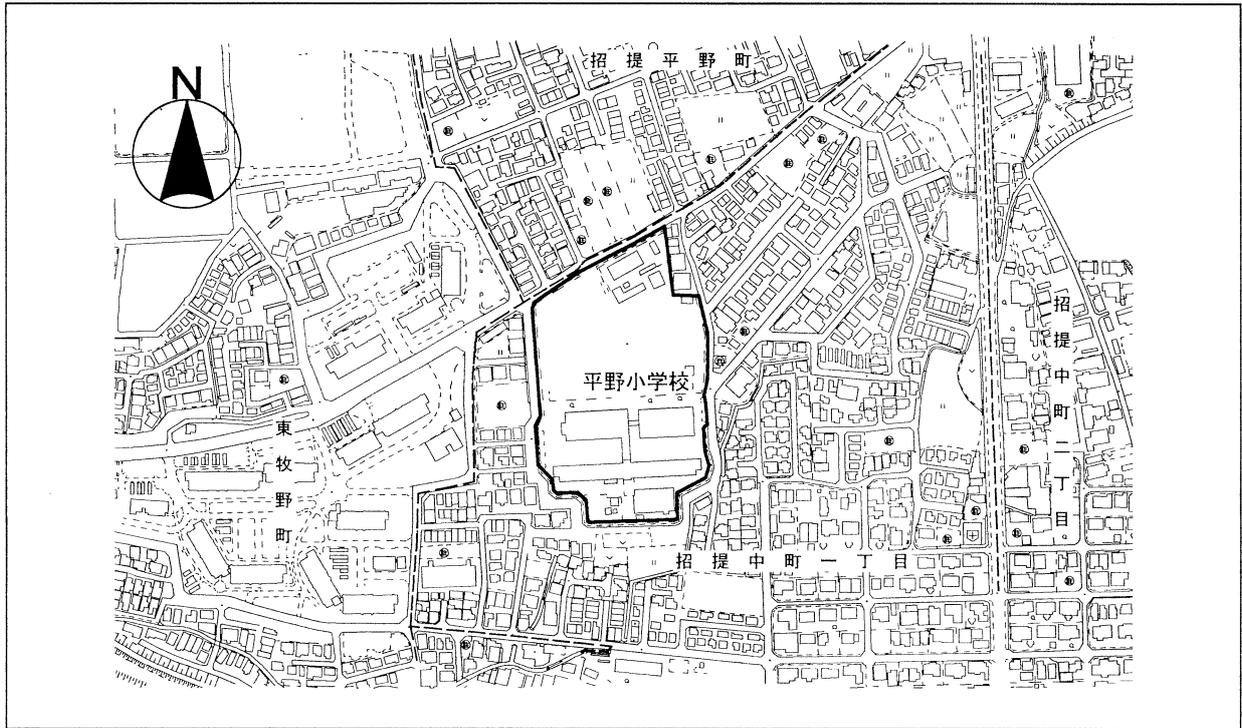


藤阪小学校：枚方市藤阪南町1丁目40番1号

38/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



平野小学校：枚方市招提中町1丁目53番1号

39/62



長尾小学校：枚方市長尾北町3丁目3番2号

40/62

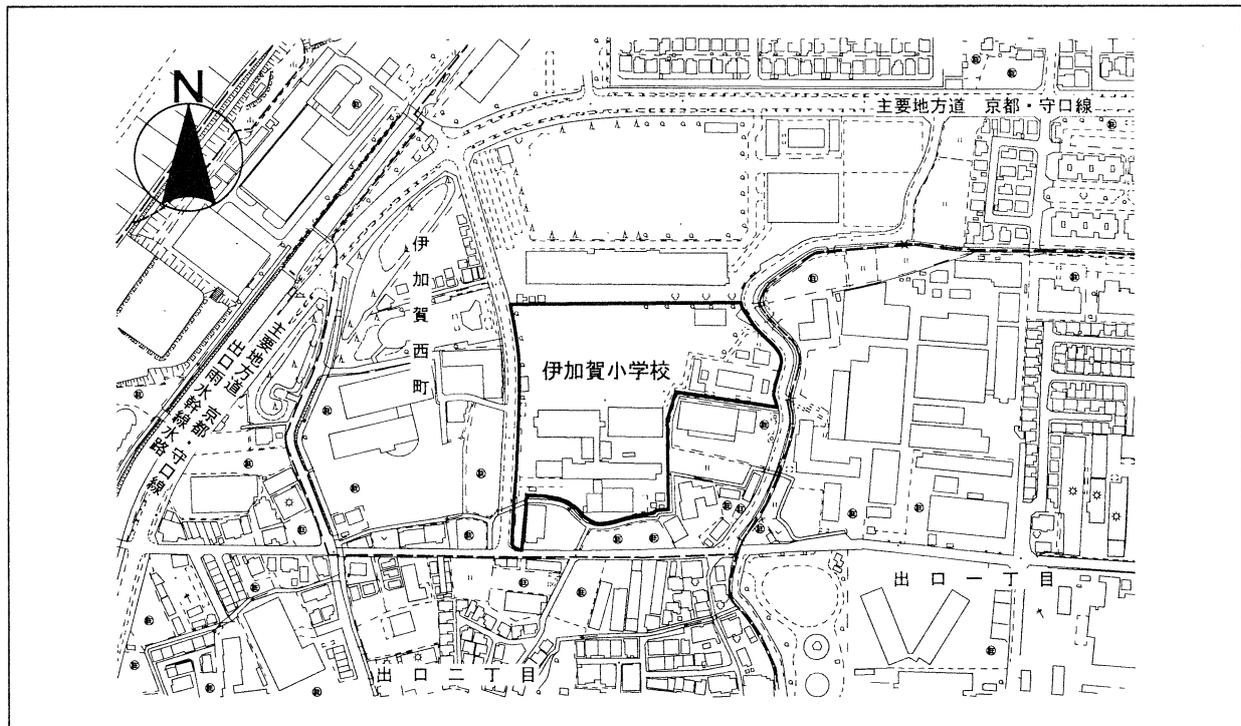
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



東香里小学校：枚方市東香里南町44番1号

41/62

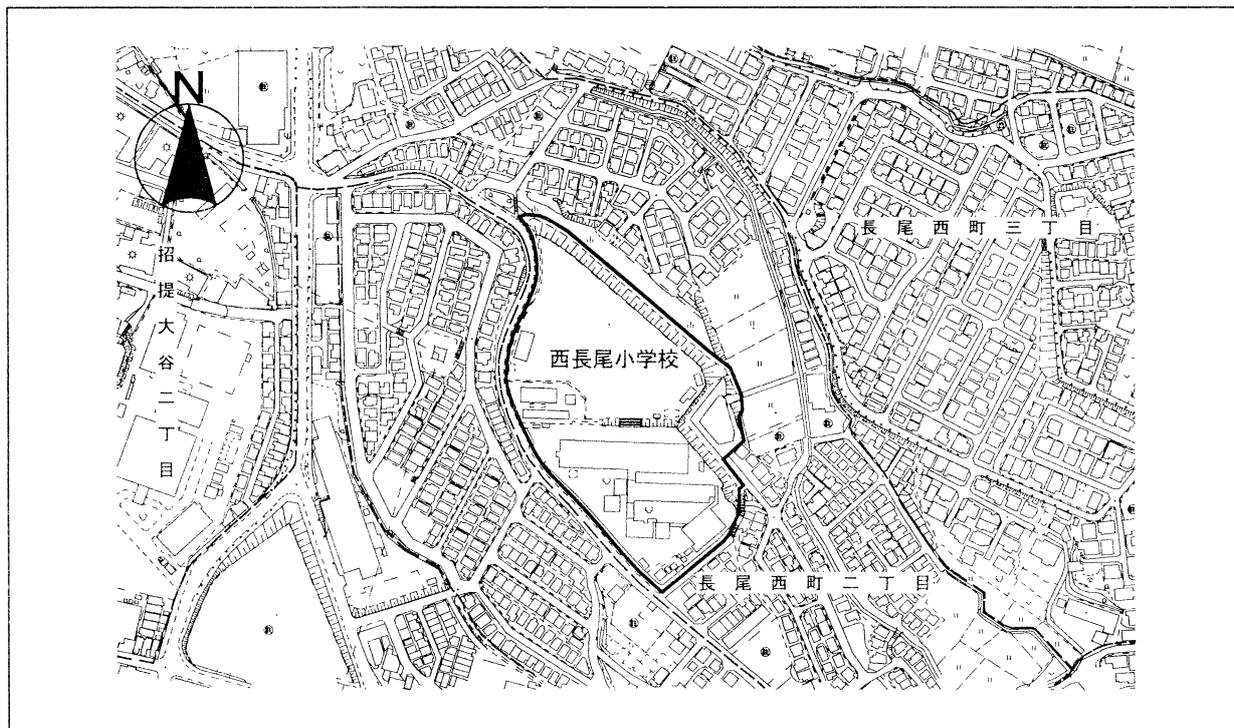


伊加賀小学校：枚方市伊加賀西町53番1号

42/62

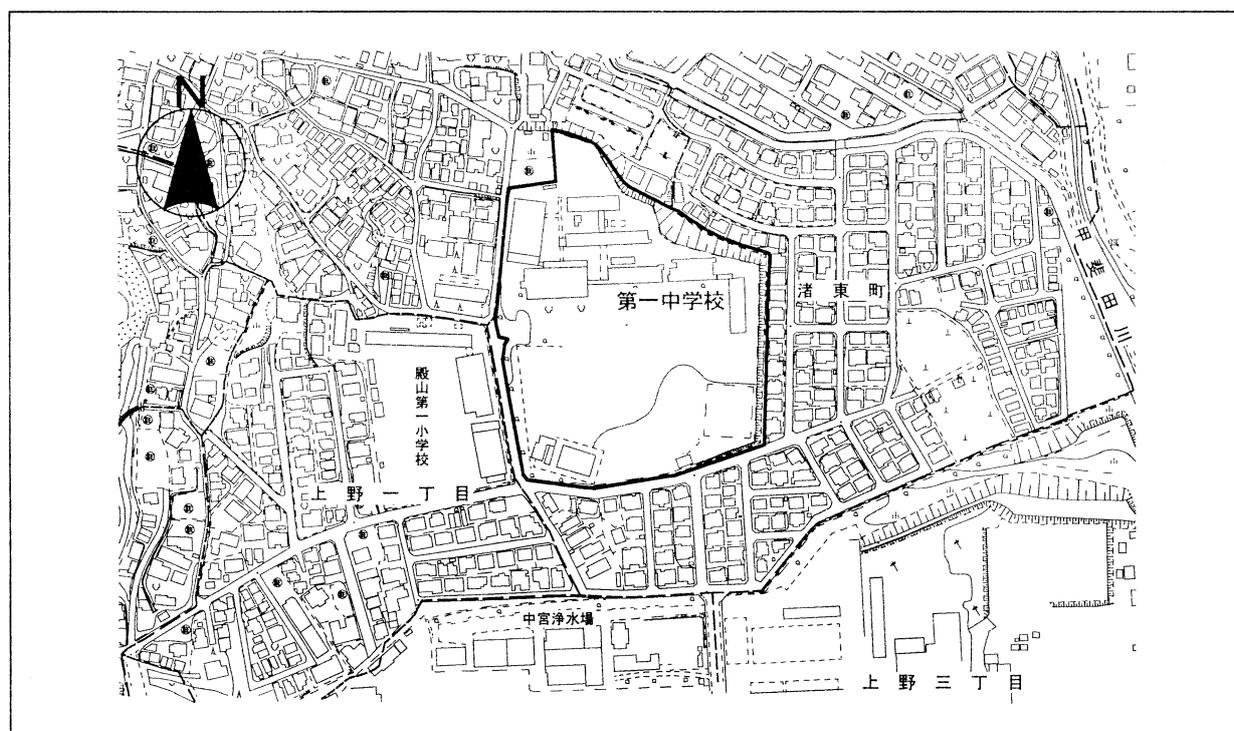
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



西長尾小学校：枚方市長尾西町2丁目45番1号

43/62

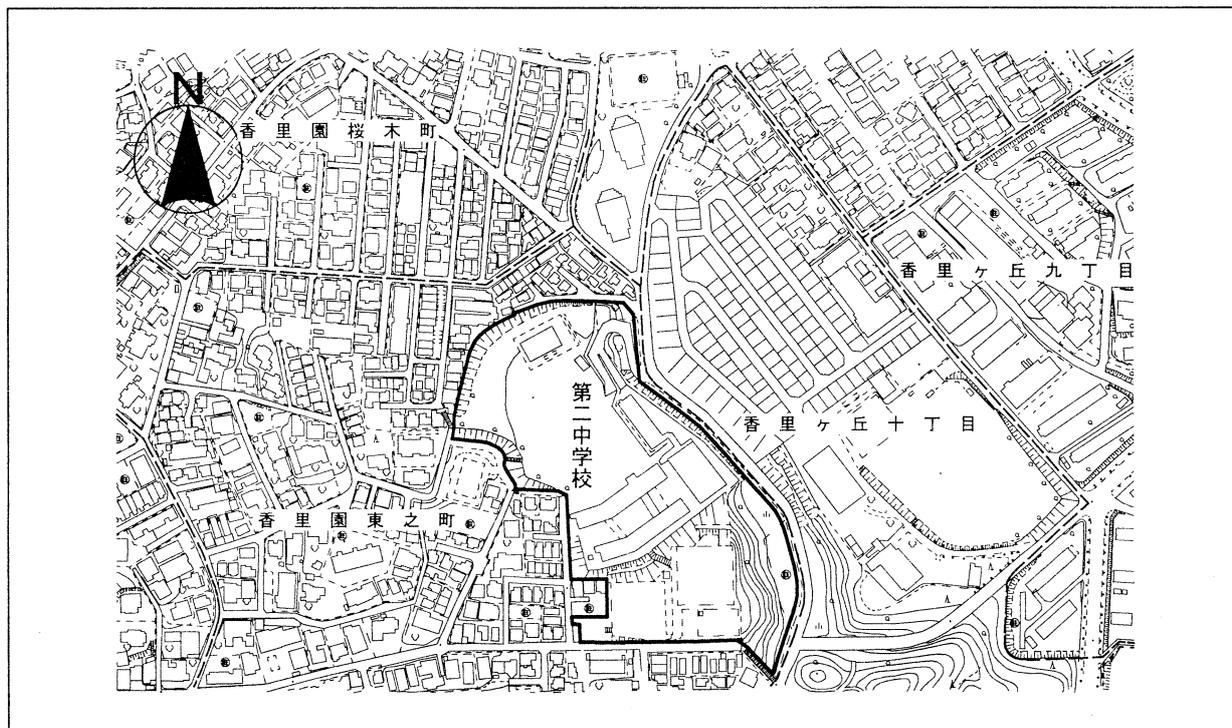


第一中学校：枚方市渚東町2番1号

44/62

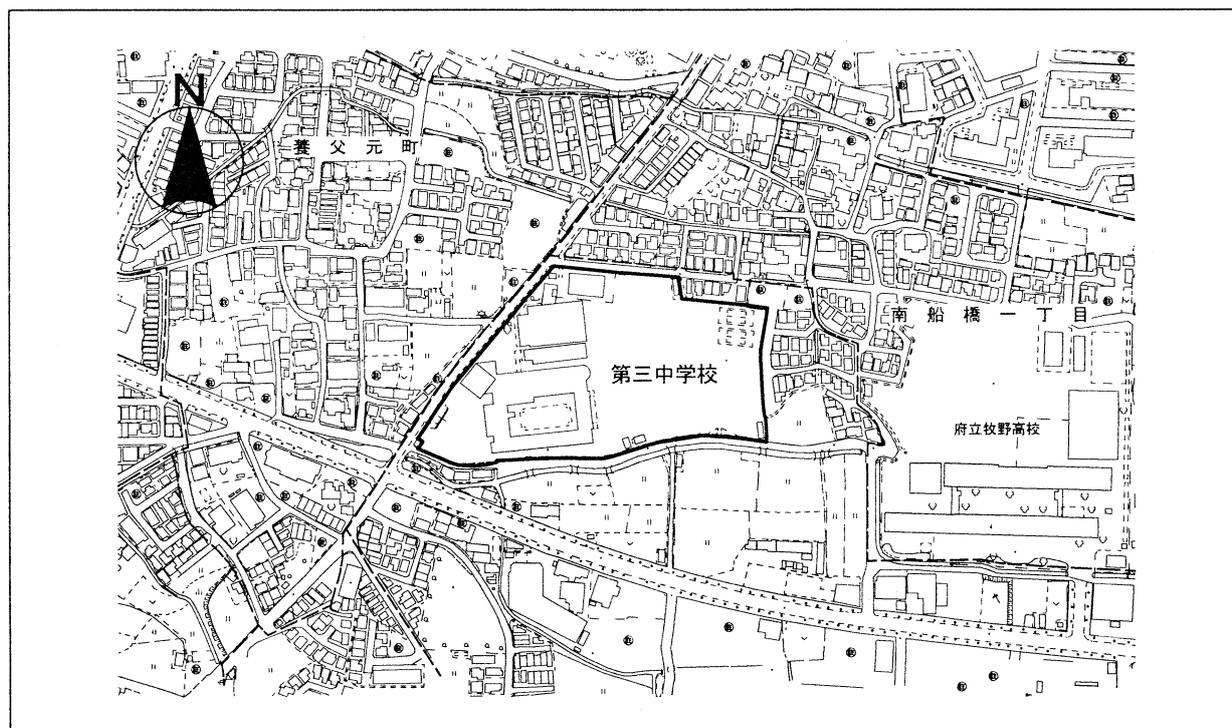
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



第二中学校：枚方市香里園東之町20番26号

45/62

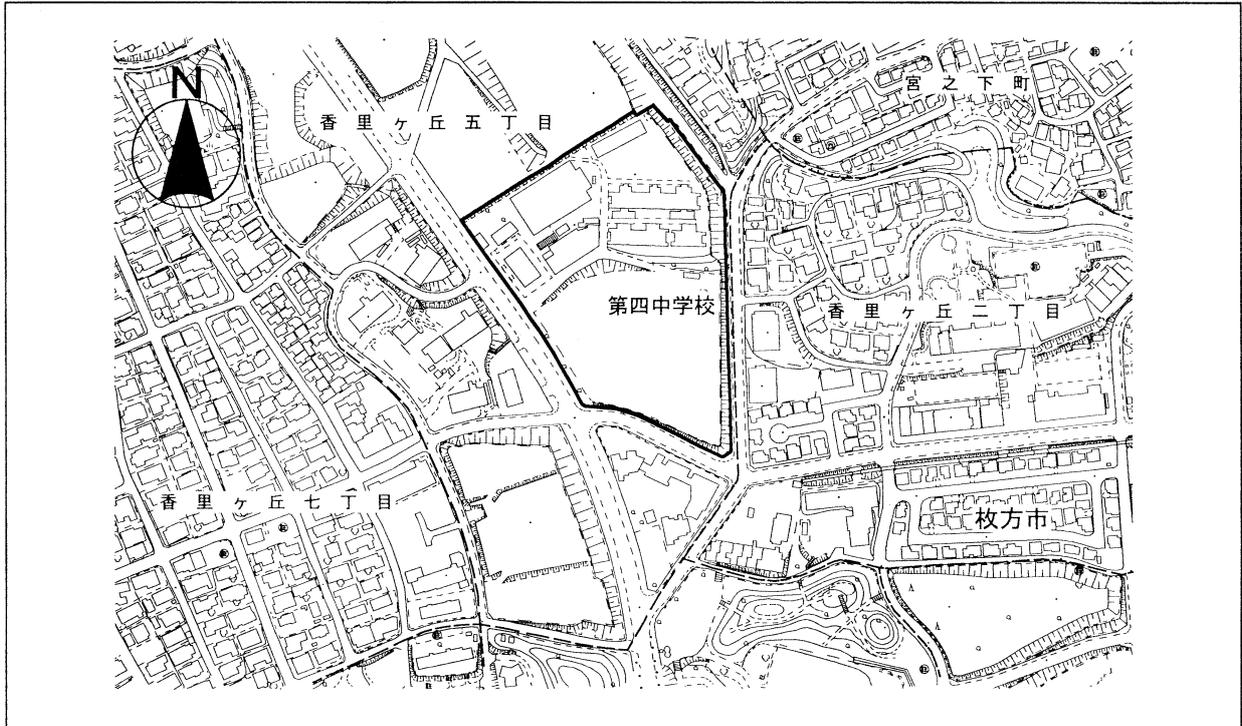


第三中学校：枚方市養父東町1番5号

46/62

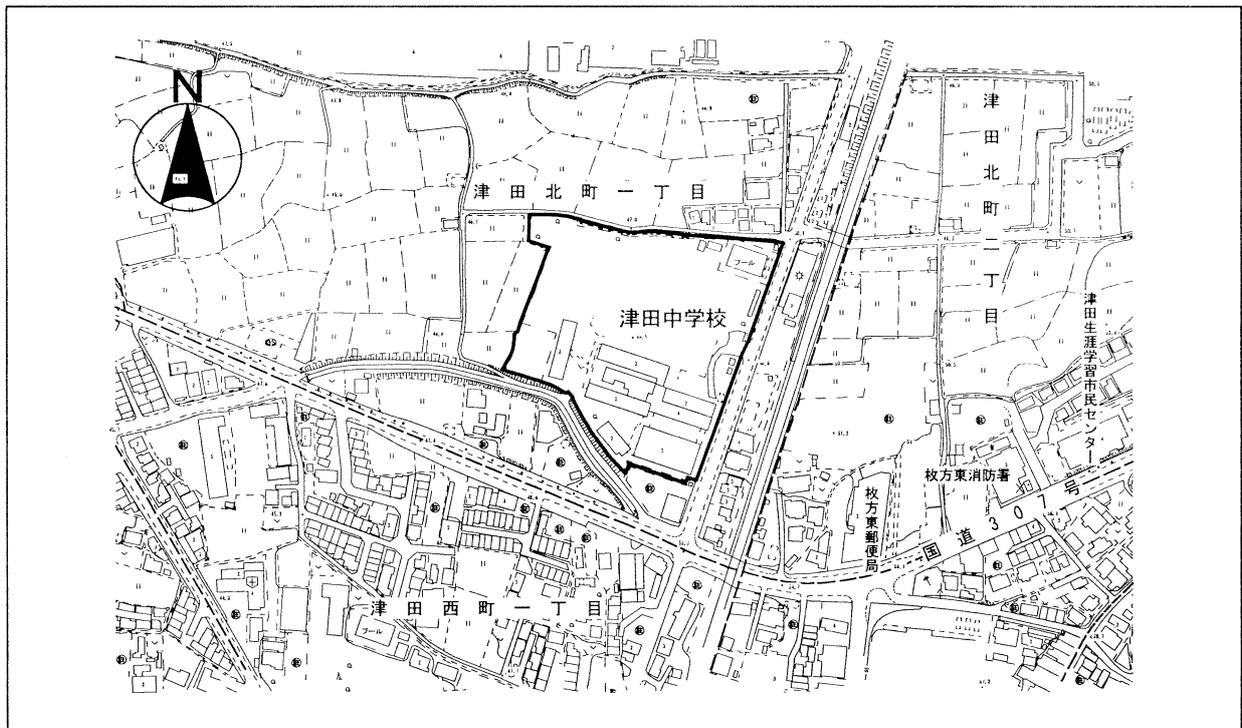
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



第四中学校：枚方市香里ヶ丘5丁目3番地の2

47/62

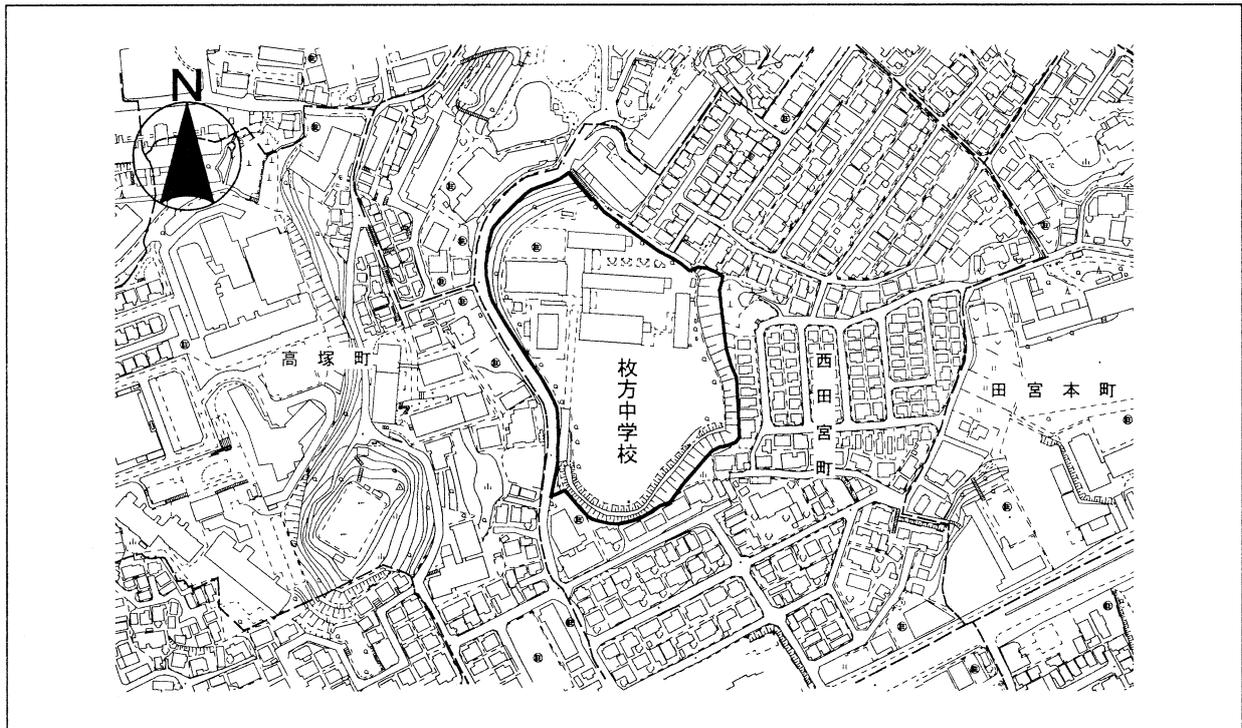


津田中学校：枚方市津田北町1丁目32番1号

48/62

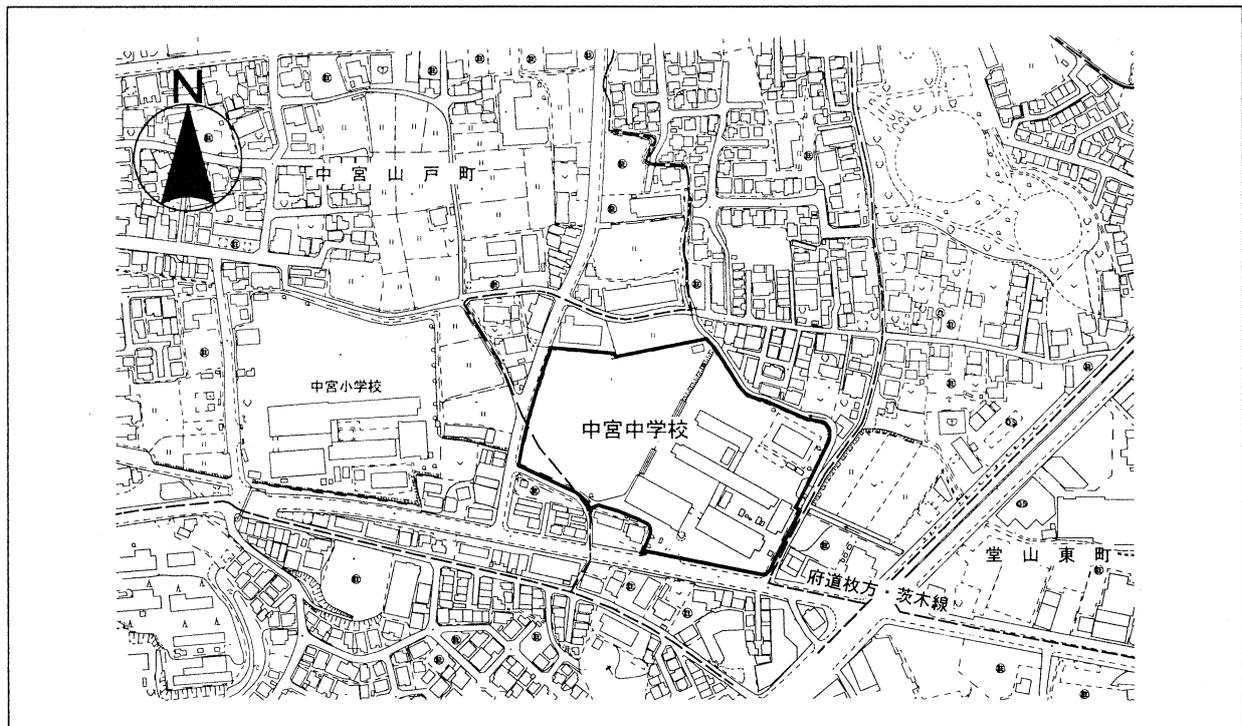
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



枚方中学校：枚方市西田宮町19番1号

49/62

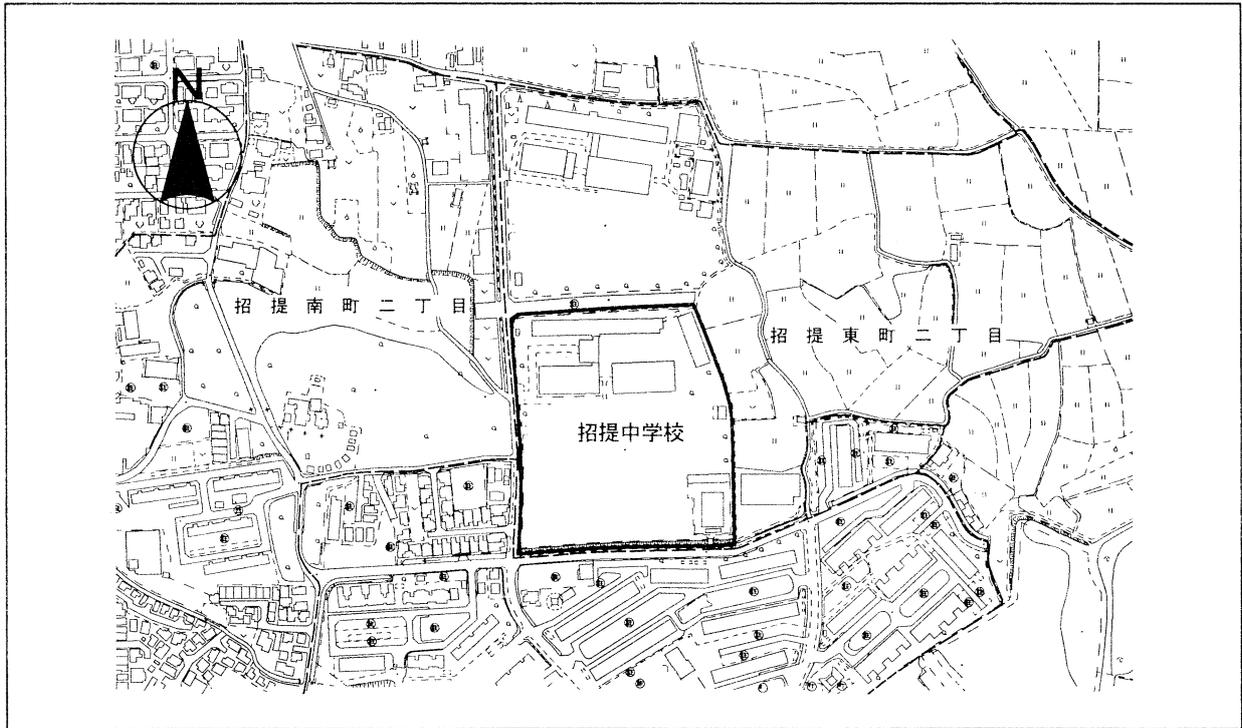


中宮中学校：枚方市堂山1丁目2番6号

50/62

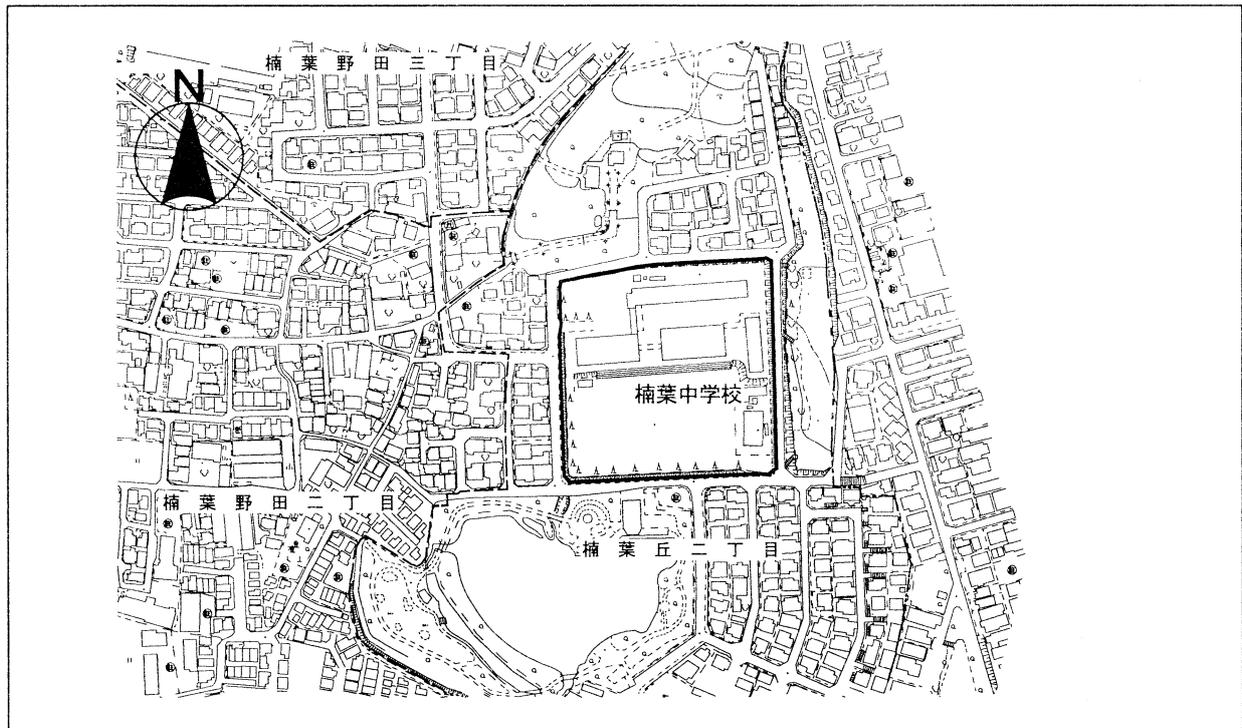
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



招提中学校：枚方市招提東町2丁目1番12号

51/62



楠葉中学校：枚方市楠葉丘2丁目12番1号

52/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



楠葉西中学校：枚方市西船橋2丁目43番1号

53/62



東香里中学校：枚方市東香里3丁目37番1号

54/62

# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



長尾中学校：枚方市長尾北町3丁目3番1号

55/62

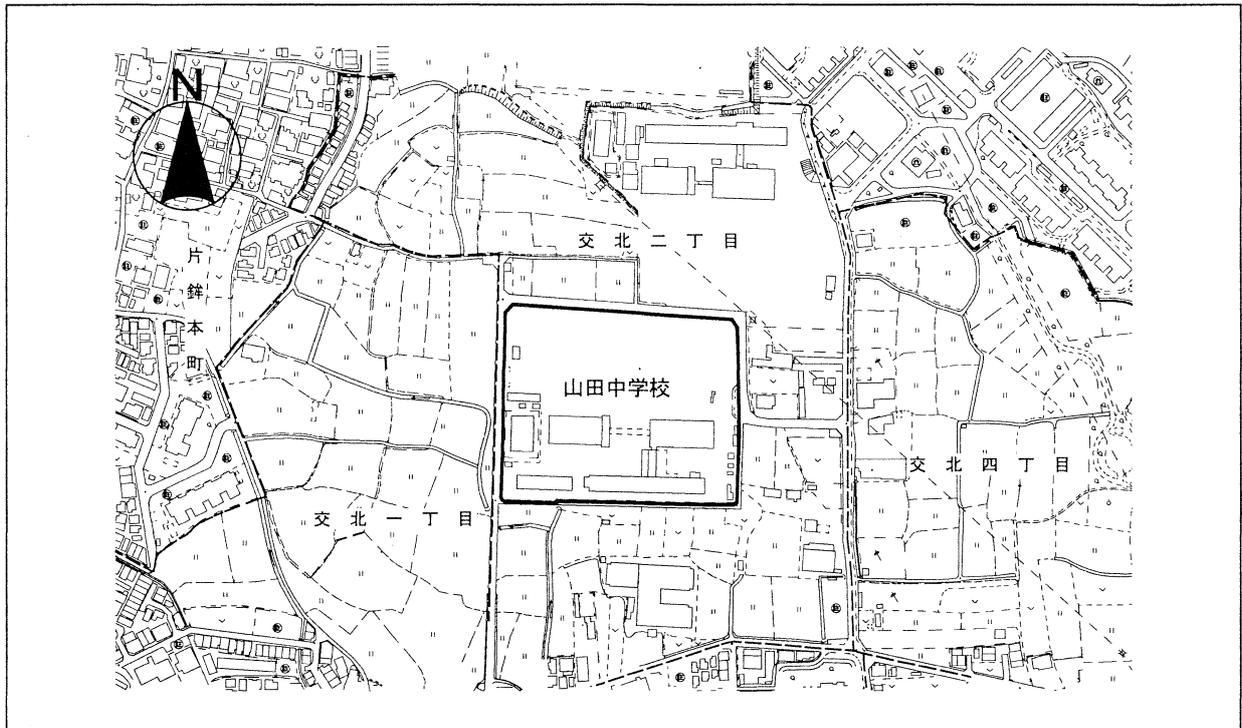


杉中学校：枚方市杉4丁目1番1号

56/62

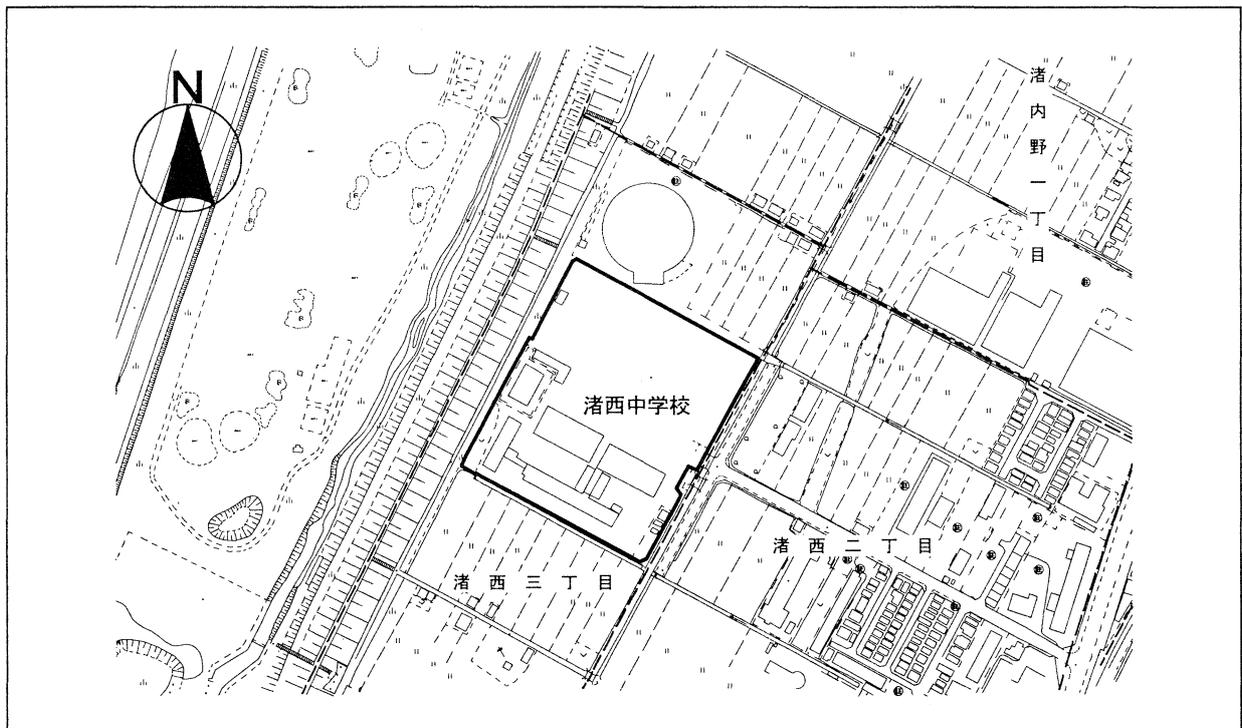
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



山田中学校：枚方市交北2丁目28番1号

57/62

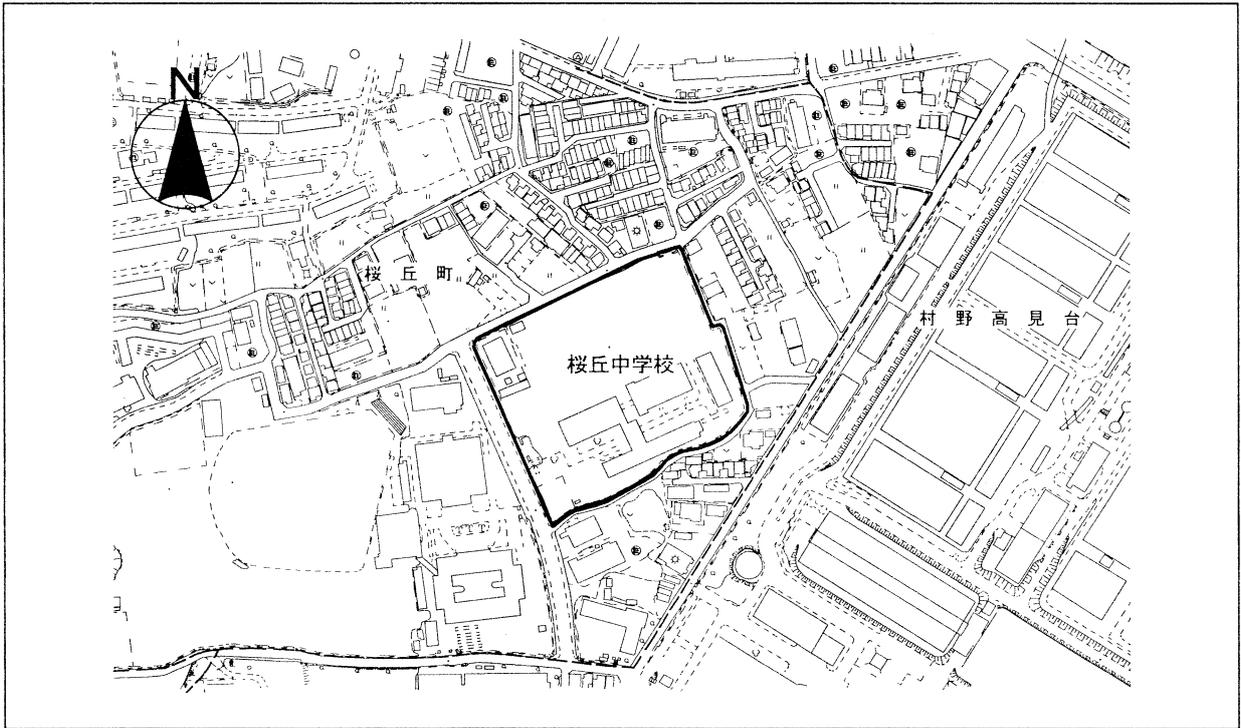


渚西中学校：枚方市渚西3丁目25番1号

58/62

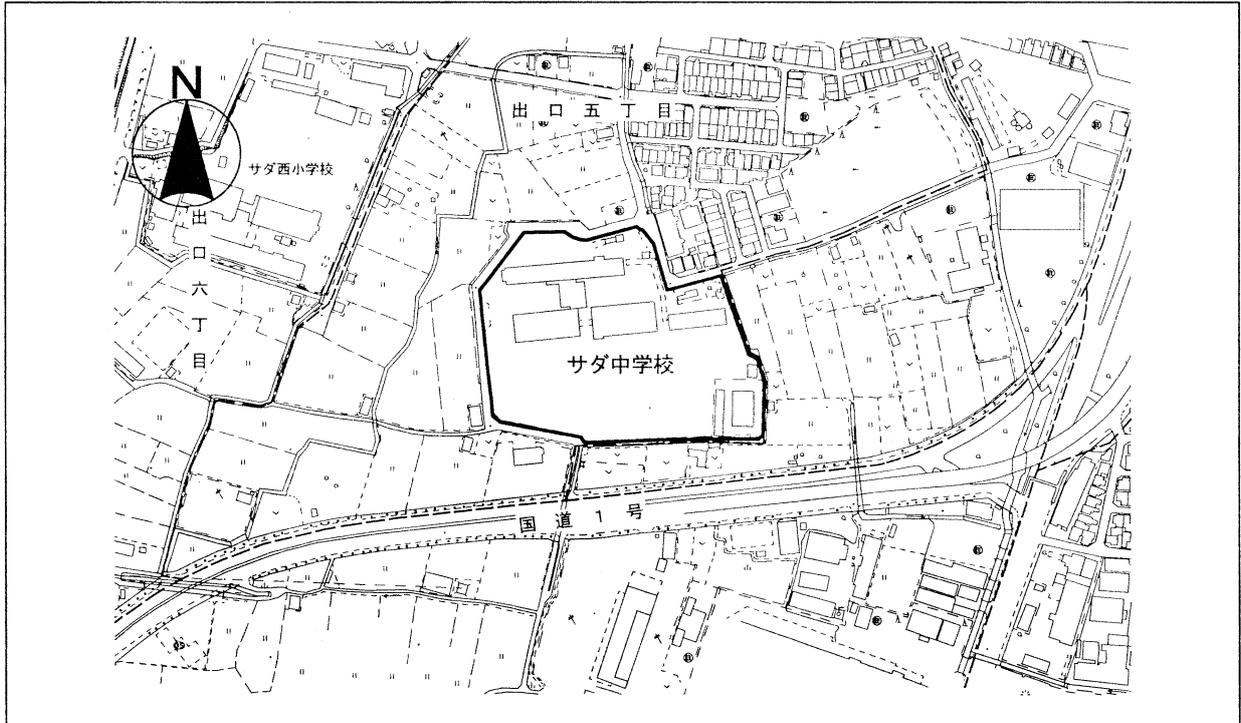
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



桜丘中学校：枚方市桜丘町65番1号

59/62

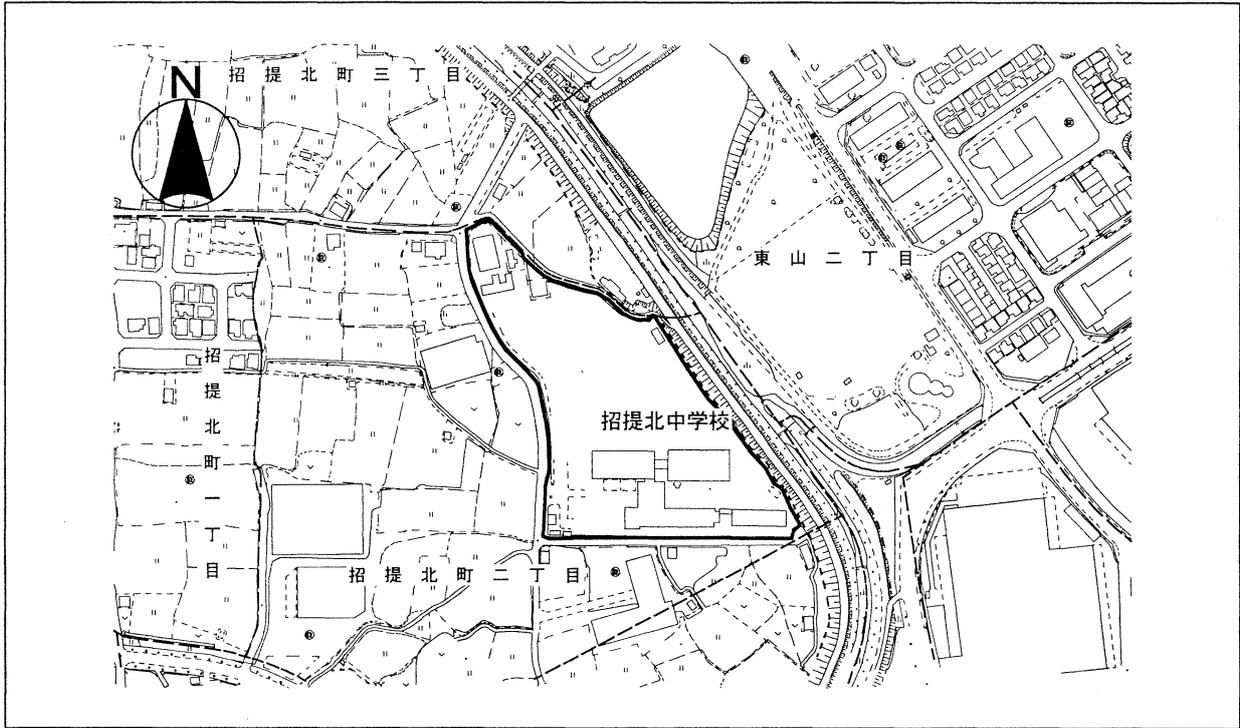


サダ中学校：枚方市出口5丁目40番1号

60/62

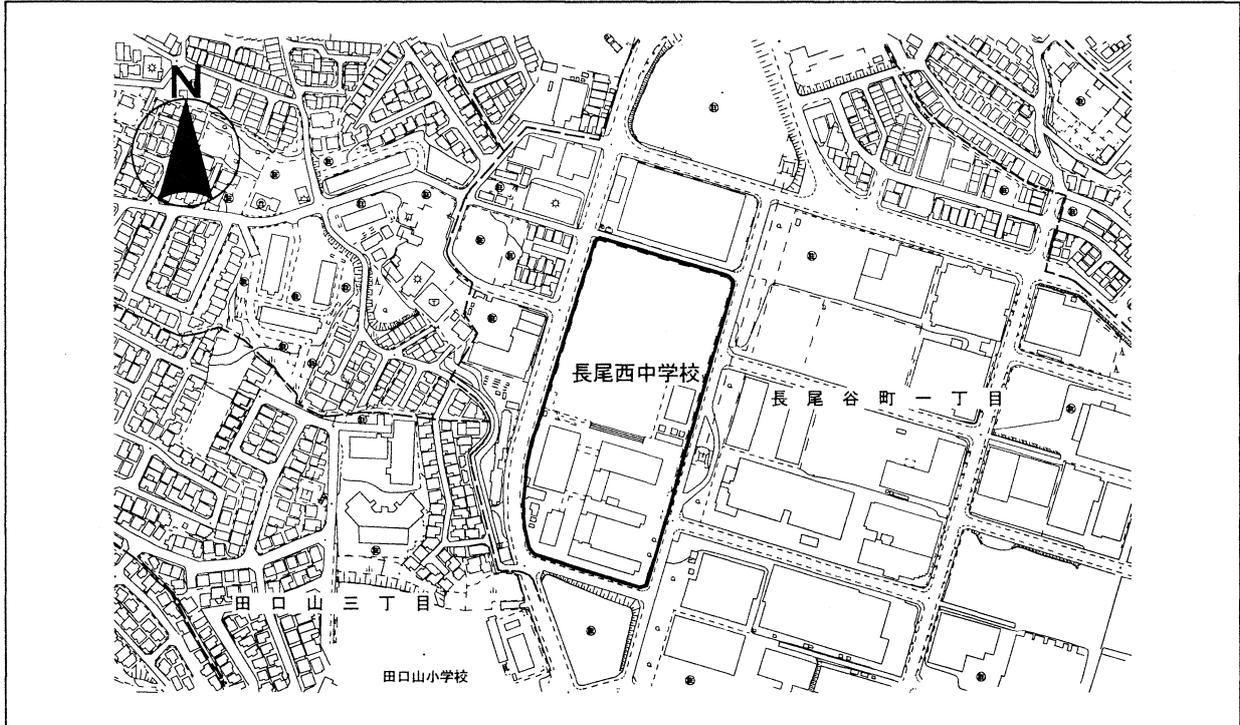
# 事業場所位置図

事業件名 枚方市立小中学校教室等空調設備更新DBO事業



招提北中学校：枚方市招提北町2丁目35番1号

61/62



長尾西中学校：枚方市長尾谷町1丁目73番地の1

62/62

議案第114号

財産（禁野小学校新校舎備品一式）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市立禁野小学校新校舎に係るスチール関係備品 一式
2. 契約先 枚方市村野本町19番8号  
株式会社ムラノ  
代表取締役 殿浦 秀規
3. 取得金額 金 75,900,000 円
4. 用途 枚方市立禁野小学校新校舎で使用
5. 目的 枚方市立禁野小学校新校舎で必要となる備品を整備するため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品一般型）  
執行調書

名称	枚方市立禁野小学校新校舎に係るスチール関係備品調達				
落札者名	(株)ムラノ				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金	75,900,000	円	(金	6,900,000 円)
契約期間	自	本契約締結日		至	令和8年8月25日
公告日	令和8年1月6日		入札日	令和8年2月3日 10時15分	
予定価格 (単位:円)	69,951,361				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株)ムラノ	78,520,000	77,400,000		決定(随契8号) 69,000,000
	(株)オオミネビジネス	79,200,000			
	國島商事(株)	79,440,000			

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。  
 ③ 「備考」欄記載の金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による見積書記載金額(消費税及び地方消費税の額を含まない)です。

財産（市立小学校配膳室エアコン）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 取得物件 枚方市立小学校配膳室用空調機器（エアコン）一式
2. 契約先 枚方市大峰南町2番15号  
株式会社 サーモビルダー  
代表取締役 畠仲 聡
3. 取得金額 金 25,300,000 円
4. 用途 小学校配膳室に設置される空調機器
5. 目的 昨今の気温上昇により、配膳室内の安定した温度管理が厳しい状況となっており、暑い時期を迎えるまでに空調を導入し、給食の衛生管理及び安全衛生を確保するため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

制限付き一般競争入札（物品一般型）  
執行調書

名称	市立小学校配膳室エアコン購入				
落札者名	(株)サーモビルダー				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 25,300,000 円		(金 2,300,000 円)		
契約期間	自	本契約締結日		至	令和8年6月30日
公告日	令和8年1月6日		入札日	令和8年2月3日 10時00分	
予定価格 (単位:円)	37,636,364				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	(株)サーモビルダー	23,000,000			落札
	(株)サクセスウエスト	24,500,000			
	大都保全興業(株)	38,050,000			
	(株)エス・ティ・アイ	41,400,000			
	(株)マルフォース	45,000,000			
	(株)楠風エナジーシステム				無効

① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。  
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 当事者

原告 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号  
枚方市  
代表者 枚方市長 伏見 隆

被告 大阪市旭区在住者

2. 事件名

母子父子寡婦福祉資金貸付金及び枚方市くらしの資金貸付金請求事件

3. 事件の概要

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納債権について、被告は滞納債権の連帯借主である。借主及び連帯保証人は既に死亡している。
- (2) 枚方市くらしの資金貸付金の滞納債権について、被告は死亡した債務者（(1)の連帯保証人と同一人である。）の相続人の 1 人である。
- (3) 被告は、原告からの(1)及び(2)の滞納債権の催告に対して、原告が求めた納付計画や必要書類の提出に応じず、現在に至るまで支払の意思を見せていない。

4. 請求の要旨

原告は、(1)及び(2)の滞納債権 564,571 円及び支払期限の翌日からその支払済みに至るまで母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）に定める違約金の支払を被告に求めるものである。

5. 訴訟遂行の方針

訴訟遂行に当たっては、次の者を本市訴訟代理人とする。

大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館9階

友添・山下総合法律事務所

弁護士 友 添 郁 夫

弁護士 山 下 忠 雄

監査委員の選任の同意について

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生

教育委員会委員の任命の同意について

次の者を本市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年（2026年）2月17日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 同意を求める者

住 所

氏 名

年 月 日生



発行年月 令和8年(2026年)2月

発行 枚方市  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課  
Tel 072-841-1221(代表)  
072-841-1311(直通)

